

髪の毛が少々薄らいて居られるが、大層しなやかに愛らしい御様子で、平素よりも格別美しさが増してお見えなされる。皇后宮の御前に、御匣殿である花山院内大臣師繼の女が、二藍の重桂七領に、紅の單、紅梅の表着、赤色の唐衣、地摺の裳を召し、髪を綺麗に結うて候なされる。髪のの恰好や御容姿など、これもわるくはなく見える。

主上は新年、御祝を少々申上げて、例の御懐妊の御事どもをヒソ／＼と多く語られて、今度は、公守大納言の女の御部屋をお覗きなされると、この御

あてにらうたし。こまやかにうちかたらひ聞え給ふ。玄輝門院の御側にかしづき聞え給ひし習ひにや、おしなべてのうへ宮仕のさまよりは、思ひあかれる氣色なり。今一所季子の御曹司も近き程なれば、そなたさまに歩みおはして、いと心しづかならねど、この君をばおしなべてのきはならずおぼすめり。この御腹に御子達あまたおはしませ給ふ。かくめぐらせ給ふ程に、いたく更けてぞ、中宮皇子のぼらせ給ふ。この御代にもいみじき行幸どもゆゑしき事多かりしかど、年のつもりに何事もさだかならず、月日などおぼろに侍ればなかく聞えず。

○一院云々。一代要記、「後深草天皇、正應三年二月十一日御出家、御法名素實。」○たゆたひ。躊躇。○御いむ事うけさせたまふ。佛道に入つて佛の御戒を受けられること。○む月の一日。正應四年正月一日の意であらう。○節會。元日の節會。○十二の御衣。重桂十二領重ねてゐるをいふ。○紅のうちたる。紅の打衣のこ

方は、大層御身體が小柄で、御衣を澤山に召され、花櫻の着重ねの御様子がつや／＼かであるに、山吹の表着や裳をひきかけられ、主上の御近くに寄り臥していらつしやるのが、上品に可愛らしい。懇ろにしみ／＼と御話をなさる。玄輝門院の御側でお育てした慣れからであらうか、一般の禁中に奉仕する女房の様子よりは、高尚ぶつてゐる様子である。もう一人の季子の御部屋も近い間であるから、主上はそちらの方へ歩いて御出でになる。この季子をば、ひどうしめやかにではないが、

と。打衣は碓で打つて艶を出したもので、女が晴の場合に上着と重桂との間に着る。然し後世は、板引を用ゐるのであるが、古來の名稱を襲用して、矢張「うちぎぬ」といふ。女官飾抄、「打衣事、紅の綾を打ちて重ねられ候。」○花山吹。表薄朽葉、裏黃。○からの薄物。唐から渡來した羅。○うすらぎ。髪の毛が少いをいふ。○匂。美しき。○花山院内大臣師繼の女。御匣殿の説明である。○二藍。藤紫色のこと。紅花と藍とで染めた色。○二藍の七。二藍で染めた重桂七領。○地摺。白地に花田色の小紋などを摺つたもの。○髪のうるはしく上げて。髪を綺麗に結うて。○かむざし。髪のの恰好。「ざし」は、「面ざし」「まなざし」などいふ「ざし」と同じで、様子、形などの意ある接尾語。○やうだい。容體。姿有様。○公守。左大臣實雄の子。○曹司。局。部屋。○さ／＼やか。身體の小柄な事をいふ。○衣がち。重桂など澤山に重ねてゐるをいふ。○花櫻。表白、裏萌黃。○花櫻のあはひ。花櫻の桂を重ねてゐる様子をいふので、「あはひ」と云うても「衣と衣との間」といふ程に強く言うたのではない。○にほはし。つや／＼か。○寄り臥し給へる。主上の御身近くに寄つて臥してゐるのが。○玄輝門院。後深草の後、伏見帝の御母である。大納言の女は初め玄輝門院が養はれた。○うへ宮仕。禁中に奉仕する女房をいふ。「うへ」を「うひ」の誤と言ふ説もあるが、強ちさうしなくて

尋常 程度でなく御寵愛遊ばす様である。この方の御腹に、御子達が幾人も御生れにまつた。かく部屋々々を御巡りになる間に、夜もひどう更けて、それから中宮が夜の御殿へ御上りなさる。この伏見帝の御代にも大した行幸どもや盛大な事が多かつたけれど、年老いた爲に何事もハツキリとしてゐない。年月などは記憶にボンヤリして居りますから、間違つた事を御話申すよりは却つて申上げません。

【通釋】

間もなく朝とあけ夕と暮れて、永仁も六年になつた。

七月二十二日、伏見帝は春宮に御位を譲つて御退位遊ばされた。十一月に

もよからう。何となれば、大納言の女は玄輝門院に養はれ馴れたからであるか、一般の宮仕の者よりは、心が氣高くなつてゐるといふ意になるからである。◎思ひあがれる。氣高くなつてゐる。得意になつてゐる。◎そなたさま。その方。その曹司の方。◎心しづかならねど。季子は心が落着いてはゐないが。◎おしなべてのきはならず。尋常の程度でなく、それ以上に、「きは」は程度の意。◎おぼす。愛す。◎この御腹に。季子の御腹。季子は實雄の女で、後に顯親門院といふた。花園院・宣性法親王・朝平門院・延明門院など皆季子の腹に生れた。◎年のつもりに。年老いた爲に。これ以下は尼の詞。◎なか／＼聞えず。間違つた事を御話するよりも却つて申上げない。

程なく明けられて、永仁も六年になりぬ。七月廿二日東宮に御位ゆづりてお給ひぬ。霜月になりて、五節の頃、去年をおぼしめて、そのをりに關白にておはせし兼忠のおとゞに、櫛つかはし給ふとて、^{伏見}新院、

をとめがさすや小櫛のそのかみを、

ともになれにし時ぞわすれぬ。

御かへし、^{兼忠}歡喜園前攝政殿、

いとゞ又このこよひぞしのばるゝ、

つげの小櫛を見るにつけても。

堀川の具守のおとゞの御女の御腹に、^{後宇多}前の新院の若宮生れ給へ

りし、六月廿七日御元服し給ひて、八月十日東宮に立ち給ひ

ぬ。御諱邦治と聞ゆ。これも内よりは御年三つまさり給へり。

今の御門は十一になり給ふ。御諱胤仁ときこゆ。あてになまめ

かしうおはします。中宮の御腹には、大かた宮もものし給は

ねば、この御門をぞ御子にし奉らせ給ひける。讓位の後は、中

宮もありさせ給ひて、^{後伏見}永福門院ときこゆめり。^{後二條}皇后宮も、この

なつて、五節の舞のある頃、去年の事をお想ひ出でになつて、其頃關白であつた兼忠の大臣に、櫛を御贈りになるとして、伏見院の讀まれた御歌。

少女子がさすや小櫛の

そのかみを、ともにな

れにし時ぞ忘れぬ。

御返歌、^{兼忠}歡喜園前攝政殿、

いとゞまたこの今宵

ぞ忍ばるゝ、つげの小

櫛を見るにつけても。

堀川具守の大臣の女の御腹に、後宇多院の若宮が御生れになつたのが、六月二十七日に御元服遊ばして、八月十日皇太子にお立ちになつた。御本名

は邦治と申上げる。この御方も主上よりは三つ年うへであらせられた。今上帝は十一歳におたりになる。御本名は胤仁と申上げる。上品に且優雅でいらつしやる。伏見天皇の中宮の御腹には、大體皇子もおありなさらぬから、この天皇をば御子になされました。讓位の後は、中宮も御位を退かれて、永福門院と申すやうである。皇后宮も昨今は遊義門院と申上げる。この遊義門院は、後深草法皇の御傍に御出で遊ばしたのを、後宇多院がどういふ機會にか、微かに御覽遊ばして、大厩耐へが

頃は遊義門院と申す。法皇の御傍におはしましたつるを、中院後宇多いかなるたよりにか、ほのかに見奉らせたまひて、いと忍び難くおぼされければ、とかくたばかりて盗み奉らせ給ひて、冷泉萬里小路殿におはします。またなく思ひ聞えさせ給へる事かざりなし。

◎東宮に云々。東宮は伏見天皇の第一皇子、正應元年三月御誕生、御年十一て受禪せられ後伏見天皇と申上げる。◎をとめこが。歌意、「自分も帝位に座し、其方も關白の職にあつて、共に親しく馴れた彼の楽しい昔をば忘れない。」「をとめこがさすや小櫛の」は「そのかみ」といふ爲の序。「をとめこ」は「をとめ」に同じ、「こ」は親愛の意を添へる語。「をとめ」は年若い盛の女。櫛は髪にさすものだから「小櫛のそのかみ」と言ひ續けた。「そのかみ」は「當時」の意、去年の五節の當時をさす。◎いとゞ又。歌意、「一層また去年の今宵がなつかしく思はれる、只今戴いたつげの小櫛を見るにつけても。」「こぞのこよひ」は去年の新嘗祭の夜をさす。去年は、伏見院も位に居られ、兼忠も關白の職にあつて、共に神事に仕へたの

たく御思ひ遊ばしたから、かれこれとうまく計らつて竊かにお連れ出されたされて、冷泉萬里小路殿に居られます。並びなく御覽愛申上げられる事が非常である。

【通釋】
正安二年正月三日、後伏見帝は御元服なされる。今年に十三歳になられるから、前途遠邁の御程合である。次の年の一月頃、

に、今年に御代が代つて、再び共に神事に奉仕することが出来ない、だから去年の今宵が可懐しく思はれるといふのである。「しのぶ」は心に懐かしく思ふ意。つげの小櫛は黄楊の木で作つた櫛、「小」は美稱。◎堀川の具守。従一位内大臣具守。◎若宮生れ給へりし。若宮がお生れになつたのが、「し」は助詞「き」の連體形、次に「が」を補つて下文に續ける。◎この御門をぞ御子に。中宮永福門院には御子がないので、後伏見天皇は藤原經子の腹に生れたのであるが、それを中宮の御子になされたのである。◎法皇の御傍に。遊義門院は、後深草天皇の第三皇女で、御母は東二條院公子といひ、後宇多天皇の皇后、併し後宇多帝の后となつたのは、皇后宮に册立されてから後、永仁二年の事である。これ以下は後宇多帝が遊義門院を后とした事情を述べてゐる。◎いかなるたよりにか。どういふ序てか。◎とかくたばかりて。アレヤコレヤと偽り計つて。

正安二年正月三日御門御元服したまふ。今年十三にならせ給へば、御行末はるかなるほどなり。又の年む月の頃、内侍所の御しめのあり給へるは、いかなるべき事になど、忍びてさしめく程こそあれ、東よりの御使のぼるとて、世の中さわぎて、「禪

内侍所の御注連繩の堅ちましたのは、どうあらうとする前兆であるかなど、密やかに耳語する間もなく、東使が上洛すると云うて世間がざわついで、龜山院の御一統へ御世を奉り給ふとか口々に言ひ騒いで、正月二十一日に東宮が御即位なされた。御退位あらせられた帝は御年十四で、太上天皇の尊號があります。甚だ幼稚であらせられるのに、御氣の毒な事でありませう。御在位は僅三年で、御讓位なされたから、どういふ榮えん、しい事柄もない。この春は春日神社に行幸なさるで

林寺殿へ御世を奉り給ふ。」とやの、しりて、正月廿一日東宮御位に即かせ給ひぬ。ありゐの御門十四にて、太上天皇の尊號あり。いとさびはにいたはしき御事なるべし。僅に三とせにておりさせ給へれば、何事のはえもなし。この春は春日社に行幸などあるべしとて、世の中まださよりおもしるき事にいひあへりつるも、かいしめりていとさうくし。さてこの君を新院と申せば、父の院をば中院ときこゆ。御門の御父は一院と申す。法皇もこの頃は一所におはしますなめり。一院世の政事聞しめせば、天下の人、又おしかへし一方になびきたる程も、さも目の前にうつろひかはる世の中かなとあぢきなし。

◎御行末はるかなるほど。生き延びてゆく齡の長い所合ひ。◎内侍所の御しめ。内侍所は賢所の事。禁中の温明殿に設けられて、神鏡を奉安する所。女官内侍が

あらうと云うて、世間では未だ早い頃から、面白い事に噂し合うたのも、御讓位で立消えになつた爲に、ヒツソリとして大層淋しい。さて後伏見院を新院と申上げるから、父の伏見院をば中院と申上げます。主上の御父の後宇多院は、一院と申します。龜山法皇も昨今は一院と同じ所に御住まひなさるやうである。後宇多院が天下の政事を御治めになるから、天下の人がまじ引かへして一方へ靡き従うた有様も、目前にさやうにマア移り變る世の中であるわいと思はれて、なさない。

守護し奉るので内侍所といふ。「御しめ」は注連繩のこと。不淨を避ける爲に張るもので、神社の周圍、門戸、神前などに張る。古事記傳に、注連繩はシリクメナハである、藁の尻を断ち切らずにそのまゝ、込めて置く繩の義だというてある。貞丈雜記「しめ繩の事、藁にて左繩になふ也。糊ひながら所々に七五三のわらを下る也。三筋下げて間を置いて五筋さげ、又間を置いて七筋下げ、又間を置いて三五七・三五七と下げる也。繩の兩端をば切り揃ふる事なし、そのまゝ置く也。是取繕はず直なる姿也。七五三の藁の間々には、ゆふしてを下げる也云々。」◎東よりの御使。一代要記に、「正安三年辛丑十月七日、東使入洛、山城守貞行、隱岐前司時清、依御治世事也。」とある。十月七日とあるは、矢張正月の方が正しい。◎禪林寺殿へ御世を奉り給ふとや。龜山上皇の系統へ御位を差上げなされるとか。禪林寺殿は龜山上皇のことであるが、愛ては龜山上皇の系統をさす。今迄は帝位は伏見天皇後伏見天皇など、共に後深草院の系統で繼いで来たが、それを龜山上皇の系統へ禪るといふのである。◎さびはに。幼稚で。◎三とせ。後伏見天皇の即位は、紀元千九百五十八年(永仁六年)で、御讓位の正安三年は、千九百六十年、此間四年に亘つてゐる。◎はえ。はゆる事。照り輝くやうな事。◎まだき。早い意。まだ其時節にならぬうち。◎かいしめりて。人の心がヒツソリと沈

んで。◎法皇もこの比は一所に云々。龜山法皇も此頃は後宇多院と同所に御出で
 になるやうであつた。◎おしかへし。反對にといふ程の意。◎一方になびきたる程
 も。今迄は後深草・伏見・後伏見天皇の方へ従うてゐたのが、龜山・後宇多・後二
 條帝の方へ靡き従うた有様も。◎さも。左様に「マア、うつつるひ」に連る副詞。◎
 あぢきなし。面白くない。情なくつまらない。

【通釋】
 土御門の前内大臣定實
 が、六月に太政大臣にな
 られず。甚だ結構であ
 る。故大納言入道顯定
 の志を得なかつた不名譽を
 挽回されたのは、甚だ大
 した事である。定實は、
 龜山院の御寵愛を蒙れる
 人である上に、學才も勝
 れて居られるから、世に
 重んぜられました。御子
 は大納言雅房、中納言親
 定というて、いづれも學

土御門の前の内の大臣定實六月に太政大臣になり給ふ。いとめて
 たし。故大納言入道顯定の本意なかりし御おもておこし給へる、
 いとゆゝし。院の御おぼえの人なるうへ、才もかしこくおはす
 れば、世に用ゐられ給へり。御子の^{龜山}大納言雅房中納言親定と
 て、いづれも才ある人にておはしき。^{後深草伏見}持明院殿には世の中すさ
 ましくおぼされて、伏見殿に籠りおはしますべくの給へれど、
^{花園}二の御子坊に定り給へば、又めてたくて、なだらかにておはしま
 すべし。先に聞えつる御母女院の御はらからの姫君、^{季子}顯親門院

才のある人であらせられ
 た。持明院殿には世の中
 を面白からず思召して、
 伏見殿に籠つていらつし
 やるやうに仰せられたけ
 れど、第二の皇子が皇太
 子に御定りなされるから、
 また結構に思召して、御
 心も平穩にあらせられる
 であらう。この皇太子に
 定まられた方は、さきに
 御話申上げた伏見院の御
 母支球門院の御姉妹の姫
 君、即ち顯親門院と申し
 た御方の御腹に生れた皇
 子である。八月十五日に
 まづ親王になされて、同
 月二十四日に、東宮にお
 立ちなされた。かくて新
 帝は十七歳になられるか

と聞えし御腹なり。八月十五日まづ親王になし奉らせ給ひて、
 同廿四日に東宮に立ち給ひぬ。かくて新帝は十七になり給へ
 ば、いとさかりにうつくしう、御心ばへもあてに、けだからす
 みたるさまして、しめやかにおはします。三月廿四日御即位、
 この行幸の時、^{公衛}花山院三位中將家定、御劔の役をつとめ給ふと
 て、さかさまに内侍に渡されけるを、今出川の大臣御らんじ咎
 めて、出仕とせめらるべきよし申されしかど、鷹司の^{基忠}大殿、「な
 か／＼さたがましくてあしかりなむ、たゞおとなくてこそ。」と、
 申し留め給へりしこそ、なさけ深く侍りしか。後に思へば、げ
 にあさましきことのしるしにや侍りけむ。十月廿八日御禊、こ
 の度の女御代にも、堀川の^{具守}大臣の姫君いて給へり。今のうへも
^{基子}源氏の御腹にてもものし給ふ。いとめづらしくやむごとなし。さ

ら、甚だ盛りの年で愛らしく、御性質も上品に且氣高く、落着いてゐる御様子で、静かて在らせられる。三月二十四日に御即位である。その太政官廳への行幸の時、花山院三位中将家定が御劔の役を勤めなるとして、逆さまに内侍へ渡されたのを、今出川の大臣が御覽になつて、それを御咎めになり、出仕を差し止めるがよいといふ趣を申されたが、鷹司の大蔵が、「却つて詮議がましくては悪からう、只管おだやかに。」と申して、處罰をお止めなされたのは、情深くありました。劔の一

れどうけばりたるさまにはおはせぬぞ、心もとなかめる。

◎土御門の前の内の大臣定實。正二位權大納言源顯定の子。公卿補任、太政大臣源定實、正安三年六月二日任。◎本意なかりし御おもておこし給へる。不本意に思つた御面目を高めたされたのが。顯定は後深草天皇の建長七年四月の除目に、右大將を望んだが其本意が達せず、反つて藤原公基が右大將に任ぜられたので、憂恨の擧句出家して高野に籠つた事が「おひる雲」の巻に見えてゐる。「本意なかりし」とは其事柄を指していふ。◎院の御おぼえの人。院の御寵愛の人。院は龜山法皇。◎雅房・親定。一代要記、一大納言源雅房、正二位、元春宮大夫、正安四年二月二十八日彈正尹、同九月二十八日薨、年四十一。中納言正二位源親定、嘉元三年正月十二日、任「大納言」。◎持明院殿。伏見院。◎すさまじく。面白くなく。◎二の御子、坊に定り給へば。伏見院の第二の皇子（後伏見院の弟）が皇太子に定りなされるから。◎なだらか。平穩。◎御母女院の御はらからの姫君。伏見院の御母なる玄輝門院の御姉妹である姫君。顯親門院季子は伏見院の妃、山階左大臣實雄の女で、玄輝門院の異母妹である。◎すみたるさま。落着いてゐる様子。◎しめやかに。シットリと静かて。◎三月二十四日御即位。後二條天皇の御即位である。◎この行幸。この時は太政官廳に於て御即位せられたので、太政

件は後で考へて見ると、いかにも情ない事のある前兆であつたでせうか。十月二十八日に御讓がある。此度の女御代にも、堀川の大臣の姫君が出て仕へられた。今上帝も源氏の御腹であらせられる。かく源氏の系統の者が後宮へ上るなどいふ事は、甚だ珍しく貴い。併しながら、御威勢の堂々たるさまであらせられぬのが、氣がかりである。

【通釋】
 翌年は乾元元年である。その年の六月十六日に、

官廳への行幸をいふ。◎御劔の役。行幸の時、晝の御座の御劔を取り傳へる役。即ち、御劔をとつて之を内侍に傳へ、内侍が捧持して供奉するのである。◎出仕とよめらるべきよし。出仕を差しとめるがよいといふ趣。「出仕」は朝廷に出で仕へること。◎鷹司の大蔵。鷹司基忠公。◎なかく／＼。したがましくて云々。出仕をとめなどするのは、反つて評議がましくて、悪い事がありませう。◎おとなくてこそ。音も立てず、だまつてをらう。◎しるし。前兆。◎あさましきこと。後二條天皇は在位八年で、御年二十四の時崩御遊ばしたをいふのであらう。◎今のうへも云々。後二條天皇も源氏の系統の人の腹にお生れになつたといふ意。後二條帝の御母は源具守の女基子、西花門院と申した方である。◎いとめづらしく。主上も源氏の系統の人の腹に生れ、また、御讓の女御代も堀川内大臣具守の女瑜子が勤められた。かく源氏の系統が禁中に仕へたのは甚だ珍しいといふ意。◎されどうけばりたるさまには云々。かく朝廷へ奉公には上つたが、然し、藤原氏の女などが入内したのに比べると、勢力が弱く、堂々たる様ではないのが不安であるやうだといふ意。

又の年は乾元元年、六月十六日、龜山殿へ行幸あり。法皇いと珍らしくうつくしと見奉らせ給ふ。曉歸らせ給ひぬるのち、法

龜山院へ行幸なさる。龜山法皇は、主上をば甚だ珍らしく愛らしいと、お見上げ申しなさる。曉に還御遊ばした後に、法皇から主上に差上げられた御歌。

したはる、名残にたへず月を見れば、雲の上ぞ影はなりぬる。

御返歌、主上の御製、

君はよし千年の齡もてれば、あひ見むことのかずも知られず。

後宇多院は、忠繼の宰相の女である中納言典侍殿といふ者の腹にも、男女の御子が澤山あらせられる。その中でも勝れて居られる非子内親王を、大

皇より、内に聞えさせたまふ。

したはる、名残にたへず月を見れば、

雲のうへにぞかけはなりぬる。

御かへし、内のうへ、

君はよし千歳のよはひたもてれば、

あひ見むことのかずもしられず。

一院は忠繼の宰相の女の、中納言典侍殿といふ腹にも、男女御子たちあまたものし給ふ中にも、勝れ給へる内親王を、いとかなしきものにかしづき聞えさせ給ふ。この御代にもまた、爲世の大納言うけたまはりて撰集あり。新後撰集ときこゆ。嘉元元年披露せらる。

◎又の年は乾元元年、六月十六日。又の年は乾元元年で、その六月十六日。乾元

層可愛いものに思召して、大切に御養育申上げなさる。この後二條帝の御代にも、また爲世大納言が命を蒙つて撰集をなさる。それをば新後撰集と申します。嘉元元年に公にせられる。

の年號は、正安四年十一月からで、六月はまだ正安の年號である。◎したはるの慕はしさの心残りに堪へかねて、月を見ますと、月は今しも雲の蔭に隠れて影が見えないが、あなたも月の如く早や雲の上に入らせられて影も見えなくなつて終つた。主上が禁中に還御遊ばした事を、月が雲に隠れたの言ひなしたのだ。雲の上は禁中の意をかねてゐる。「したはる」の「る」は動作の自然に起つて抑止出来ない意の助動詞。◎君はよし。歌意、「慕はしさの情は御互に盡きないが、立ち別れたとてマ、ヨ、君は千年もの長い齡を保たれるから、今後も御目にかゝる時が数も知る事の出来ない程澤山にある。それ故ひどう心を屈し給ふな。』よし」は「さもあらばあれ」の意。◎中納言典侍殿。五辻忠繼の女、後宇多天皇の妃、藤原忠子。後に談天門院と稱へた。◎かなしきもの。可愛い者。伊勢物語に、「一人子にさへありければいとかなしうし給ひける。」とある「かなし」と同じく、愁嘆の意でなく、大事に思うて大切にする意。◎勝れ給へる。容貌の勝れてゐる。◎内親王。後に達智門院と云うた方。◎爲世。爲氏の子で、和歌の師範家なる二條家の歌人。此時は師範家は二條京極冷泉の三家に分れ、龜山上皇の大覺寺流は二條家を庇護し、後深草院の持明院流は京極家を助けた。◎新後撰集。

【通釋】かくして翌年の春頃から、東二條院は御病氣が日々に重くならせられて、今は最期とお見えなさるから、伏見殿へ出てさせられて、遂に崩御せられた。御年は七十を越えて居られるから、順當な御壽命である。後深草法皇も、女院崩御の御悲歎の後、あまり食物を召し上がらないなどいふ事があつたのを始めとして、爾來引續いて御氣分が勝れなく、瘧の御病であるなど申す間に、七月十六日、二條富小路殿で崩御なされた。御年は六

後宇多上皇の院宣によつて、爲世朝が撰進したもの。
かくて又の年春の頃より、東二條院御惱み日々にちもり給ひて、今はと見えさせ給へば、伏見殿へいてさせ給ひて、遂にうせさせ給ひぬ。七十にあまらせ給へば、ことわりの御事なり。法皇もその御なげきの後、をさく物きこしめさずなどありしを始めて、うち續き心よからず、御わらはやみなど聞ゆる程に、七月十六日、二條富小路殿にてかくれさせ給ひぬ。六十二にぞならせ給ひける。いとあはれに悲しき事ども、いへばさらなり。御孫の東宮もひとつにはしましつれば、急ぎて外へ行啓なりぬ。御修法の壇どもこぼくと毀ちて、くづれいづる法師原のけしきまで、今をかぎりと、とぢめはつる世のありさま、いとかなし。宵過ぐるほどに、六波羅の貞顯憲時二人、御とぶら

十二にならせられた。甚だ哀れに悲しいとも、言へば事新しい。御孫なる東宮も、二條富小路殿に法皇と一所に居られたから、急いで外へ行啓せられた。御修法の壇どもをゴトんと毀して、ドヤドヤと亂れ出る法師達の様子まで、今を最後と浮世の幕を閉ぢて終つたやうに思はれる世間の有様が、ひどう悲しい。宵過ぎる頃、南北兩六波羅の貞顯憲時の二人が、御見舞に参つた。京極に面した門の前で、床几に腰を据えて居ります。隨兵どもの左右に並んで居た有様が、甚だ美々しい様

ひに参れり。京極おもての門の前に、床子にしりかけてさぶらふ。隨ふものども、左右になみわたるさま、いとよそほしげなり。又の日夜に入りて、深草殿へゐてわたし奉る。御車さしよせて御棺乗せ奉るほど、うちとよみあひたる、いとことわりに心をさむる人もなし。院の御前、宮たちなど、わらぐつとかやいふもの奉りて、門まで御送りつかまつらせ給ひて、とみにえのぼらせ給はず、御直衣の袖をおしあて、遙に程經でぞ、御車にたてまつりて、伏見殿への御ちくりもせさせ給ひける。院のうちゆゑしきまでなきあへり。後深草院とぞきこゆめる。御日數のほどは、伏見殿に、宮たち遊義門院などおはします。秋さへふかくなり行くに、よととも御涙ひる間なくおぼしまどふ。遊義門院、

である。
翌日、夜になつて、御死骸を深草殿へ御遷し申し上げる。御車を引寄せて御棺を載せ申す頃、人々が泣き悲んで聲を立て合つたのが、甚だ道理で、悲しい情を取り鎮めて落着いてゐる人もない。伏見院や宮がたなどは、案外香とかいふものを御穿きになつて、門まで御送りをなされ、其後も、遂にも御車に御乗り遊ばし得ないで、御直衣の袖を御顔に押しあて、ずつと時を経てから、御車に召されて伏見殿への御送りをもなされた。院の御所の中では忌々しいまてに

物をつのみ思ひねざめにつくんと、

みるも悲しきとし火の色。

春きてしかすみの衣ほさぬまに、

こゝろもくるゝ秋ざりのそら。

◎東二條院。後深草院の皇后。◎今はと。今はこれ限りと。今は最期と。◎ことわりの御事なり。亡くなられるのも無理のない尤もな事である。◎法皇。後深草法皇。◎その御なげき。東二條院のなかられた御悲嘆。◎をさく。大方。大體。物を大體に言ふ時の副詞。◎物きこしめさずなどありしを。食物など召し上らないやうな事などがあつたのを。◎物。は其物を確と定めず大體に言ふ詞。◎わらはやみ。今いふオコシのこと。和名、癒、俗云衣夜美、一云和良波夜美、寒熱並作、二日一發之病也。◎いへばさらなり。口に出して言へば事新しい。いふまでもない。◎外へ行啓なりぬ。東宮は法皇崩御の御穢をさける爲に、二條宮小路殿を出て、他所へ御てまじになつた。◎御修法の壇。法皇の御棺の平癒を祈禱する爲に設けた壇をいふのであらう。◎こぼく。物の鳴響く音にいふ詞。◎くづれいづる。ドヤ／＼と亂れ出る有様をいふ。◎今をかざりととちめはつる世のあ

人々が泣き合つた。御追號は後深草院と申すやうである。四十九日の間は、伏見殿に宮がたや遊義門院などが御出でになる。只さへ悲しいのに秋までも深くなつて行くにつれて、盡きない御涙の乾く間がなく御心が惑はれる。かくて遊義門院の讀まれた歌。

物をつのみ思ひねざめにつくんと、見るも悲しきとし火の色。
春きてしかすみの衣ほさぬまに、心もくるゝ秋ざりのそら。

りさま。この世も今を最後として閉ぢて終ふやうに思はれる様子。◎とちめ。は、事の終りを結ぶ意、結末をつける意。◎御とぶらひ。御見舞。然し、爰は南北兩六波羅の探題が警護の爲に参つたのをいふ。◎京極おもての門。京極通りに西した門。二條宮小路殿の東の御門の事。◎床子。床几のこと。腰をかけるもの。門を左右から交互に組んで、上方の尻を据ゑる處に革を張つてある。◎隨ふもの。隨兵。◎深草殿。所在不明。深草の里は山城國紀伊郡にある、伏見殿も同地にある所から、伏見殿をさして或は深草殿ともいうたのであらうか。◎御棺。屍骸を納めてある箱。◎うちとよみあひたる。人々が泣き悲しんで聲を立て合つたのが。◎心をさむる人。悲愁の情を鎮めて沈静にしてゐる人。◎わらぐつ。和名抄に、「履、和名和良久豆、草屣也。」とある。案を編んで作つたもので、腰まで履るやうに着けるといふ事が舊記に見え、葬送の時供奉する人は、わらぐつを着け、白木の杖を持つといふ事が葬儀類聚にある。◎えのぼらせ給はず。車にお乗りになり得ないこと。◎伏見殿への御おくり。御棺を伏見殿までお送り申すのをいふ。即ち、御棺が富小路殿を出御してから、伏見上皇が伏見殿まで御幸せられたのをいふ。◎御日敷のほど。四十九日の間をいふ。◎秋さへふかくなり行くに。さへ」とあるのは、塵埃の涙に濡れて居る其上に、うら悲しい時節である秋

【通釋】
年が改つたから嘉元も三年になつた。萬里小路殿

までが深くなつて行くにつけてとの意。◎よととももの御涙。よととも流れる涙。盡きない涙。古今集戀二に、「よととも流れてぞゆく涙川、冬も氷らぬ水沫なりけり。」とある。よとともには一生涯などの意。◎物をのみ。一首の意、「物思ひのみして夜ねて、不圖眼の醒めた寝ざめに、心静かに打ち守つて見るのも悲しい思のする灯の色であるよ。」◎春きてし。一首の意、「春空に霞の靡いた頃、自分らも東二條院の崩御に依つて喪服を着た、その喪服の涙に濡れたのを乾さない間に、法皇の崩御に遭うて、心も暗くなる、それと共に秋霧の立ち渡る空も暮れゆく事である。」「かすみの衣」は、霞を衣に見立て、いふ詞で、雲の靡くを見立てて、「雲の衣」天つ領布（ヒ）などいふに同じ。さて霞は春空に必ず靡くものであるから、春の料として、「春きてし」というたのである。古今集に、「春のきる霞の衣緯をうすみ、山風にこそ亂るべらなれ。」とあるも同じ趣である。「霞の衣」に「霞の衣」を隠し添へて、正月東二條院の崩御に遭うて霞の衣に身を覆し、事を言ひ添へてゐる。「くるよ」は「暗くなる」意と「暮れゆく」意とを言ひ懸けて、「心」も「空」とに懸けてゐる。「秋ぎり」は「春の霞」と云うたのに對してある。

龜山

年かへりぬれば、嘉元も三年になりぬ。萬里小路殿の法皇また御惱みとて、龜山殿へうつらせ給ふ。いろくに御修法やなに

に居られる龜山法皇は、また御病氣だと云うて龜山殿へ御遷りなさる。殊様に御修法や何やかやと御祈禱どもを仰山にさせられたが、効験が無くて、九月十五日の曙に、とうとう崩御遊ばされた。去年から今年へかけて世の中の不祥な事や、人々の打續いての御悲歎どもは、何とも言葉に形容のしやうがない。法皇は御出家遊ばされた當初は、いときはやかに高僧らしうせられて、女房などは御前にすら参らない事であつたけれど、後には、御出家以前よりも一層色に耽けられたまふ

くれ御祈ども、こちたくせさせ給へるも、しるしなくて、九月十五日の曙に、終にかくれさせ給ひぬ。去年今年の世のさがなうち續きたる人々の御歎ども、いはむかたなし。世を背かせ給ひにし初つかたは、いときはだけうひじりだちて、女房など御前にだに参らぬ事なりしかど、後にはありしより猶たはれさせ給ひし程に、永福門院の御さしつぎの姫君、はや御盛りも過ぐる程なりしを、この法皇にまゐらせ奉らせ給へりしが、かひし「水の白浪」にわかやがせ給ひて、やがて院號ありしかば、昭訓門院と聞えつる、その御腹にをと、しばかり、若宮生れ給へるを、限りなくかなしきものに思されつるに、今すこしだに見奉らせ給はずなりぬるを、いみじうおぼされけり。

◎萬里小路殿の法皇。龜山法皇のこと。萬里小路殿に居られたからかくいふ。◎

に、永福門院の妹君の最早女の盛りも過ぎる年頃であつた御方を、この法皇に差上げなされたが、姫君は恰も春が到来して川水の白浪が湧き返る如く、健かに若々しくおなりなされて、まもなく院號をも賜はつたから、昭訓門院と申したが、その御腹に一昨年頃若宮のお生れになつたのを、法皇は此上もなく可愛いものに御愛しなされたのに、せめてもう少し御成長なさるまでなりとも見奉らないで崩御遊ばして終つたのを、昭訓門院はひどう悲しい事に御思ひになつた。

こちたく。澤山に。仰山に。◎去年今年の世のさがなき。去年から今年へかけての世の中の不祥な事。即ち、去年の正月に東二條院、七月に後深草院、今年龜山院などの崩御せられた事をさす。◎きはだけう。際だけく。の音便。きはんくしく。きはやかに。◎ひじりだちて。高僧の如くして。高僧ぶつて。◎ありしより。以前よりも。出家以前をさす。◎たはれ。色めき狂ふ意。度を過す。耽溺する。◎永福門院の御さしつぎの姫君。永福門院の次に讀いて生れた姫君。即ち昭訓門院藤原瑛子のこと。父は西園寺實兼、母は中院顯子で、永福門院の妹である。◎水の白浪に。秋から冬へかけて濡れ果てゝゐた河水が、春になつて雪解けの水の爲に、水嵩が増して白波が高く立つが如く、再び春に立ちかへり若々しくなるをいふ。新古今に、「降積みし高嶺のみ雪解けにけり、清瀬川の水の白波。」とある歌の意からいうたのであらう。◎わかやがせ給ひて。若々しくならせられて。◎昭訓門院と聞えつる。昭訓門院と申したがの意。◎今すこしだに云々。せめても少し成長するまでなりとも見奉らずに崩御して終つたのを。若宮の恒明親王は今年漸く三歳である。◎いみじうおぼされけり。昭訓門院の心持である。ひどう悲しい事に思はれた。

あつてもあらぬならひなれば、おなじ十七日に、御わざの事せ

【通釋】崩御なされたからには、さうく悲嘆に暮れてのみ居られぬ此世の習ひであるから、同月十七日に御送葬をなさる。道理の事とは言ひながら、甚だ殿かに人々が御送り申上げなさる。綱代庇の御車を前右大臣殿の御指圖でお寄々になる。一般に烏帽子直衣袴といふ程の扮装で参りなさる。後宇多院様も庭にお下りになつてお送りなさる。延暦寺の座主、聖護院、十樂院の三人の法親王がたなど、菓香を穿いて、上にある山まで御供を致される。上達部で御供に参ら

させ給ふ。ことわりといひながら、いといかめしう人々仕う奉り給ふ。綱代びさしの御車、前右大臣殿よせさせ給ふ。烏帽子直衣袴きはにて参りたまふ。院のうへも庭にありさせ給ふ。山の座主、聖護院、十樂院、三人の法親王たちなどは、わらうづをぞ奉る。上の山まで御供せさせたまふ。上達部には前右大臣公、西園寺大納言公顯、萬里小路大納言師重、源中納言有房、三條前中納言實躬、宗氏の二位、重經の二位、爲雄の宰相、經守、爲行、親氏などなり。殿上人は頼俊朝臣、忠氏、爲藤、國房、經世、泰忠、光忠など、皆狩衣の袖をしぼりくまゐる氣色さへあはれをそへたり。院も御供にひきさがりて参り給ふ。

師信 兼季 親定

花山院權大納言、西園寺中納言、土御門大納言、御子親實の少將、御太刀持ちて御供せられたり。よそほしかりつる御有様も

れる人々は、前右大臣公衡、西園寺大納言公顯、萬里小路大納言師重、源中納言有房、三條前中納言實朝、宗氏の二位、重經の二位、爲雄の宰相、經守、爲行、親氏などである。殿上人では頼俊朝臣、忠氏、爲藤、國房、經世、泰忠、光忠などが、皆狩衣の袖を絞り絞りにして御供に参る様子までも、哀れを加へた。後宇多院も一般の送葬者より一寸後れて御供に参りなされる。その院の供奉には、花山院權大納言師信、西園寺中納言兼季、土御門大納言親定が隨はれ、親定の御子の親實の少將

いと程なく、只時の間の煙にてのぼり給ひぬれば、誰れもく夢の心ちして、ほのくくと明けゆく程に、おのくまかて給ふ。三條大納言入道公實、萬里小路大納言師重などは、とりわき御志ふかくて、御茶毘のはつるまで、墨染の袖を顔におしあてつ候ひたまふ。かねてより、山道つくられて、木草きりはらひなどせられつれど、露けさぞわけむ方なき。涙の雨のそぼふるなるべし。内よりの御使に、はじめ長親朝臣、雅行、有忠朝臣など三度まゐる。ふるき例なるべし。

◎さてしもあらぬならひなれば。崩御なされたからには、さうく悲嘆にくれてのみ居られない習はしてあるから。◎御わざの事。御葬送の事。◎ことわりといひながら。今上の御祖父で、且法皇の御身であるから、葬送に奉仕する人々の多数である事は、道理とは言ふもの。◎綱代びさしの御車。綱代で張つた廂のある車。綱代櫃子、又は庇車ともいふ。法皇の御棺を乗せ奉。爲の御車である。◎

が御太刀を持つて隨はれた。生華やかであらせられた御有様も、甚だ短い間、たゞ暫時燃え上る煙となつて消え上つて終つたから、誰もく夢のやうな果敢ない心持がして、夜のホノノリと明けゆく頃に、各自退散なさる。三條大納言入道公實、萬里小路大納言師重などは、略別追慕の情が深くて、御茶毘の濟むまで、喪服の袖を顔に押しあて、其處に居られる。送葬の儀式の爲に、前以て山道を開かれ、木や草を刈り取りなどせられてあつたが、露ぼいのは、押し分けて進むすべのな

前右大臣殿。公衡のこと。◎よせさせ給ふ。公衡公の御指圖で、御車寄に引き寄せられる。◎袴きはにて。未詳。「きは」は或は程の義で、袴といふ程度に扮装にたとふ意か。此句は「あす川」の巻にも見えてゐる、なほ考ふべきである。◎山の座主・聖護院・十樂院。良助法親王・順助法親王・慈道法親王の三人で、共に龜山法皇の御子。◎上の山。龜山殿の西にある山をいふ。其處で御茶毘にせられた。◎狩衣の袖をしぼりく云々。涙に狩衣の袖を絞りくして供奉する様子までが悲しさを加へた。◎ひきさがりて参り給ふ。一般の御供の者より一寸遅れて後から参られる。◎御太刀。野劍であらう。◎よそほしかりつる御有様。龜山法皇の生前の立派であつた御様子をいふ。◎いと程なく。甚だ短い年月で。◎時の間の煙にて。暫時の間燃え上る煙になつて。◎御志ふかくて。法皇に對する思慕の情が深くて。◎御茶毘。火葬のこと。茶毘は梵語、火化又は焚燒と譯す。火葬場を茶毘所といひ、諸宗では無常堂、禪宗では延壽堂といふ。◎墨染の袖。黒く染めた衣の袖。墨染は普通僧侶のきる衣の色であるが、爰は喪服の袖をさして墨染の袖というてゐる。◎山道つくられて。御茶毘所までの山道を作り開かれて。◎そぼふる。雨の静かに音も立てずに降るをいふ。しよぼく降る。◎内よりの御使。主上から御茶毘所へ遣はされる勅使をいふ。此勅使は都合三度遣はさ

い涙の雨の加はるのであらう。主上からの勅使に、最初は長親朝臣が参られ、次に雅行、次に有忠朝臣など、都合三度まゐる。これは古い例であらう。

れるのである。後成恩寺關白諱關記、「御葬所三度勅使、(初貢主、次五位職事、)申詞、云々。」

【通釋】

同月二十六日に後宇多院が御喪服を召されます。倚座の御所には黒い糸で編んだ簾を懸けられる。淺黄縁のあげ疊を敷いた御座に、錫紵は黒く、表の御袴は裏が柑子色で、御下襲も黒い。同じく黒い引倍木に、淺黄の御櫛扇を召され、供御を召し上るにも、皆黒い調度どもである。この御序に、他の御方々も御喪服を召される。その御方々と

おなじき廿六日、院の上御素服たてまつる。おはします殿には、

黒き絲にてあみたる簾をかけらる。淺黄べりの御座に、うへの御衣は黒く、うへの御袴は裏かむじ色、御下重ねもくろし。おなじひへぎ、淺黄の御ひあふぎ、御だいまゐるも皆黒き御調度どもなり。この御ついでに御かたぐも御素服たてまつる。昭訓門院、昭慶門院、近衛殿の北政所、關白殿の北政所、良助法親王、覺雲、順助、慈道、性惠、益性、行仁、性融法親王たち、上達部も御山の御供し給ふ人々みなもれず。院の二の御子の御母も、近頃は法皇召しとりて、いと時めきて、准后など聞えつれ

ば、思ひ歎き給ふべし。昭訓門院やがて御ぐしおろし給ふ。法皇は五十七にぞならせ給ひける。御骨も、この院に法華堂をたて、をさめ給へば、龜山院とぞ申すべかめる。禪林寺殿をば、おはしまし、時より、禪院になされき。南禪院といふはこれなめり。

◎御素服。喪服のこと。◎おはします殿。倚座の御所をいふ、即ち、御忌服の時に籠つて居る假屋。◎淺黄べりの御座。淺黄色の縁をとつたあげ疊を敷いた御座。昔は座敷の疊の上に、外の疊を二疊敷き並べて、其上に貴人方が御座なされる。その二疊の疊を「あげ疊」といふ。◎うへの御衣。錫紵のこと、即ち、淺黄色の細布で製した關脈の御袍。◎かむじ色。柑子色のこと。黄色の少し黒ばんだ色。◎ひへぎ。柏の裏を引き放して表ばかりにしたもので、四月又は八九月頃着用する。柏は下襲と單との間にきる衣。◎御ひあふぎ。櫛扇のこと。◎御だいまゐるも。御食膳が参るのも。「御だい」は、御食器を載せる臺。◎北政所。攝政關白家の妻室。攝關家には政所というて諸事を取計ふ役所を置いてあつたので、そ

は、昭訓門院、昭慶門院、近衛殿基家公の北政所、關白殿師教公の北政所、良助、覺雲、順助、慈道、性惠、益性、行仁、性融の法親王がたて、上達部も御山までの御供をなされた人々は、皆漏れなく喪服に着更へられた。後宇多院の第二の皇子の御母も、近頃は法皇が召しとつて、甚だ御寵愛遊ばして、皇后などと申上げてゐるから、崩御をば心に歎かれるであらう。昭訓門院はまもなく御剃髪なされる。龜山法皇は行年五十七におなりになつた。御遺骨も龜山殿に法華堂を建て、お納め

なざるから、御退院をば
龜山院と申上げようとす
るやうである。禪林寺殿
をば御在世當時から、禪
院になされた。南禪院と
いふは、即ち此殿である
やうである。

【通釋】
後宇多院の第二皇子は、
忠繼の宰相の女の、今
ては准后と申す御方の御
腹であらせられる。昨今
は帥の宮と申すのを、龜
山法皇は格別に御側離さ
ずなづけ申しなされて、

の奥方を北政所といふ。○院の二の御子。後宇多院第二の皇子。即ち、後醍醐天
皇のこと。御母は藤原忠子。○時めきて。用ゐられ榮えること。○この院に法華
堂をたて。龜山殿に法華堂を建て。龜山殿は仙洞であつたので「この院」という
た。龜山殿の西に壽量院、其西に藥草院、更に其西に法華堂がある。龜山殿法華
堂陵というて、後嵯峨・龜山二帝の御陵である。法華堂は、「ホケダウ」といひ、法
華三昧を修する堂。○禪林寺殿。龜山上皇は初め山城國上京區南禪寺町に離宮を
造營せられた、禪林寺殿とはその離宮をいふ。然るに永仁元年、禪林寺の離宮を
捨てて寺にせられた、それが即ち南禪寺である。○禪院。禪宗の寺院、又は修禪
の院房をいふ。

尊治

忠子

院の二のみこ、忠繼の宰相のむすめ、今は准后と聞ゆる御腹に
おはします。この頃帥の宮と聞ゆるを、法皇とりわき御傍さら
ずならはし奉り給ひて、いみじうらうたがり聞えさせ給ひしか
ば、人より殊におぼし歎くべし。頃さへしぐれがちなる雲のけ
しきに、山の木の葉も涙あらさふ心ちして、いとかなし。所が

ひどう御愛し申し上げな
されたから、他の人より
は特に御悲歎なされるて
あらう。時節までが時雨
の降り勝ちである空の景
色に加へて、山の木の葉
の散り亂れるのも我が落
つる涙に争ふやうな心持
がして、甚だ悲しい、龜
山殿の場所柄も一層哀れ
を添へた。大井川の浪立
てて流れる水の音、とな
せの瀧の響きでも、何や
かと取り集めて哀れ深い
御心の中どもである。四
十九日の間は、帥の宮の
御同胞の内親王なども、
龜山殿に御滞在遊ばされ
るから、閑散無聊なるに
まかせ、互にとりとめも

らしもいとあはれをそへたり。川浪のひびき、となせの瀧の
音までも、とり集めたる御心の中どもなり。御日かずのほど
は、帥の宮ひとつ御腹の内親王なども、この院におはしますほ
ど、つれづれなるまゝに、はかなし事など聞えかはして、花紅
葉につけてもむつまじくなれさこえ給ふべし。

○帥の宮。太宰府の帥であつたから帥の宮といふた。帥は大宰府の長官で、親王
は三品、臣下は従三位の人を以て之に任じたが、中古以來は多く親王を之に任じ
た。外に「權帥」といふがある。之は令外の官で、大臣左遷の時などに任じる。
○御傍さらずならはし奉り給ひて。御側をはなさず、近く馴らはし申されて。○
人より殊に。他の皇子や近親の者よりも格別に深く。○頃さへ。崩御の爲に悲嘆
にくれてゐる其上に、時節までが。○山の木の葉も涙あらさふ心ち。山の木の葉
のサラ／＼と散り亂れる様子が、自分と涙を争うてゐるやうな心持がするといふ
意。○所がらしも。龜山殿の場所の様子も。○川浪のひびき。大井川の浪立ち流
れる水音。○となせの瀧。大井川の上流に在る。○とり集めたる御心の中どもな

ない事どもを歌に詠んで
は贈答し合ひ、花紅葉に
つけても陸しく馴染み申
されるであらう。

【通釋】

帥の宮といふ御子は、大
多勝院の西の廂の間に御
出でなさる。御前庭の松
の木に纏りついてゐる高
の紅葉の、ひどう眞紅に
なつてゐるのをとつて、
九月三十日の夕方、昭訓
門院の御方へ差上げなさ
る。その折に讀んで添へ
られた御歌。
あすよりの時雨も待た
で染めてけり、そでの

り。何やかやと雑々にとり集めて哀れ深く感じる御心の中などである。○帥の宮
ひとつ御腹の内親王。達智門院非子内親王のこと。○つれづれなるまゝに。爲す
こともなく暇で淋しいにまかせて。○はかなし事。とりとめた事のないチョット
した事。○聞えかはして。相互に申上げあうて。之は和歌など讀んで贈答し合
たのをいふ。

帥の宮の御子は、大多勝院の西の廂にわたらせ給ふ。御前の松
の木にはひかゝれる高の紅葉の、いたう染めこがしたるをとり
て、九月三十日の夕つかた、昭訓門院の御方へ奉らせたまふ。
あすよりの時雨も待たで染めてけり、
そでのなみだや高のもみぢ葉。

木の葉よりもろき御涙は、ましていとせきかね給へりし、
御かへし、
よもはみな涙の色にそめてけり、

なみだや高のもみぢ
葉。

木の葉の散るよりも脆い
女院の御涙は、宮からの
御歌を御覽になるにつけ
て、まして一層せき止め
かねられたが、お讀みに
なつた御返歌。

よもはみな涙の色にそ
めてけり、そらにはぬ
れぬ秋のもみぢ葉。
女院は帥の宮からの御歌
を身に染みて御覽になり
つゝ、暮れ行く空の名残
もひどう悲しく御眺めに
なつて、勾欄に凭れかゝ
つて居られる夕映の中の
御姿が、甚だ立派であ
る。宮から贈られた紅葉
を、西園寺大納言公顯の

空にはぬれぬ秋のもみぢ葉。

あはれに見奉らせ給ひつゝ、名残もいみじくながめられて、勾
欄におしかゝり給へる夕ばえの御かたちいとめてたし。ありつ
る紅葉を、西園寺大納言公顯のとのゐ所へつかはす。

雨とふるなみだの色やこれならむ、
袖より外にそむるもみぢ葉。
女院の御せうとなれば、しめやかなる御山ずみの心苦しさに、
さぶらひ給ふなりけり。御返事、

いくしほか涙の色こそめつらむ、
今日をかぎりの秋のもみぢ葉。

○大多勝院。龜山殿の中にあつて持佛堂とした所。○高の紅葉。高の葉の紅葉し
たのをいふ。讀古今、「時雨もれとよそにのみさく秋の色を、松にかけたる高のも

御宿直所へお贈りなさる。それに添へて女院の讀まれた歌、

雨とふるなみだの色やこれならむ、袖より外にそむるもみぢ葉、

大納言は女院の御兄であるから、ヒツソリとした山の中の女院の御生活の氣の毒さに、伺候せられるのであつた。大納言の御返歌、

いくしほか涙の色こそめつらむ、今日をかぎりの秋のもみぢ葉、

みぢ葉。①染めこがしたるを。露などの爲に色をつけて眞紅になつてゐるのを。物の紅色になつてゐるのをば、火の爲に焦げてゐるのに准へて、「こがす」というてゐる。②ながつき。九月の異名。その名義については、夜長月の義だとも、イナカリツキ。③あすよりの。一首の意、「明日からは神無月で、時雨の稲刈月の義だともいふ。④あすよりの。一首の意、「明日からは神無月で、時雨の降る月だが、その時雨をも待たないで、長月の今日、最早斯の如く紅に染めて終つた、かく時雨を待たないで葛の葉の紅葉したのは、法皇の崩御を悲しんで袖に流した涙が、かく紅に染めたのであらうか。」十月を一名時雨月といふ、此月は時雨がちな月である所からさういふので、貫之の歌にも「神無月降りみ降らずみ定めなき、時雨ぞ冬の初なりける。」とある。⑤もろき御涙。こぼれ易い御涙。⑥せきかね。止めることの出来ない意。「せき」は川水を塞ぎとめる意であるが、涙の流れとめどもないのを、川水の流れとめ難いのに譬へて、「せきかね」といふ。⑦よもはみな。歌意、四方の草木は皆涙の色で紅に染めて終つた、是は空に降り来る時雨の爲に濡れたのではない、眞心からの血の涙で紅葉した秋のもみぢ葉であるよ。「空には」は「空より降る時雨の爲には」の意と「むなしく」の意と兩方をかけてある。⑧名残も。暮れゆく九月の空に對する心残りも。⑨夕ばえの御かたち。夕暮の日影が映つて美しく見える昭訓門院の御姿。⑩ありつる紅葉。

帥宮から贈られた葛紅葉。①とのゐる所。龜山殿の中にある宿直所。②雨とふる。歌意、「雨となつて降る所の涙の色といふのは多分これであらう、袖以外に染め出したもみぢ葉の色であるよ。」③御せうと。御兄。公顯も昭訓門院も共に西園寺實兼の子である。④しめやかなる御山ずみ。シツトリとした静かな山里の住居。⑤心苦しき。氣の毒なこと。⑥いくしほか。歌意、「いくなんべんか涙といふ雨が染めた事であらう、秋は今日が最後である、その秋の紅葉を。」⑦しほは物をそめる染液のこと、随つて物を染液に浸す度数を、一しほ、二しほといふ。

時雨はしたなく風あらゝかに吹きて暮れぬれば、宮は内に入り給ひて、御殿油近くめして、晝御覽じさしたる御經など讀み給ふほどに、若殿上人どもうちつれて、こなたの御とのゐにまゐり。晝のつたの葉の散りばひたるを、人々見るに、宮、「それにおのちの歌書きて」とのたまへば、中將爲藤朝臣、
もみぢ葉になくねはたえず空蟬の、

【通釋】
時雨が間がわるく降りしきり、風が荒々しく吹いて其日も暮れたから、帥の宮は内に入られて、御灯を御身近く取寄せられて、晝間讀みかけて置かれた御經などを讀まれる間に、年若い殿上人どもが連れ立つて、宮の御方の宿直をしに参つた。

畫の萬の葉の散亂してゐるのを、人々が目にとめるにつけて、宮が、「その萬の葉に銘々の者が歌を讀んで書いて奉れ。」と仰せられるから、中將爲藤朝臣の讀んだ歌、

もみぢ葉に泣くねはたえず空蟬の、からくれなるも涙とや見む。

次に清忠朝臣の歌、

山姫のなみだの色もこのごろは、わきてやそむる萬のもみぢ葉。

次に光忠朝臣の歌、

世の中のなげきの色を知らねばや、こそに變らぬ萬のもみぢ葉。

之等の歌を取集めて、北殿に居られる辨子内親王

からくれなるも涙とや見む。

清忠朝臣、

山姫のなみだの色もこのごろは、

わきてやそむる萬のもみぢ葉、

光忠朝臣、

世の中のなげきの色をしらねばや、

こそに變らぬ萬のもみぢ葉。

これらをととりあつめて、北殿の内親王の御方へ奉らせ給ひければ、

さすがなほ色は木の葉にのこりけり、

かたみもかなし秋のわかれ路。

◎時雨はしたなく。時雨が間がわるく烈しく降る意。源氏松風に、「松風はしたな

の御方へ差上げられましたれば、それを御覽になつて、内親王の讀まれた御歌。

さすがなほ色は木の葉にのこりけり、かたみもかなし秋の別路。

く響きあひたり。」などとあるのも、折りわるくの意。◎御殿油近くめして。御灯を近く寄せて。御殿油は、「オホトノアラ」「オホトナアラ」などいふ。殿中に据ゑる油の灯。◎御覽じさしたる御覽。讀みかけて置いた御覽。「さし」は中途でやめて置く意の接尾語。◎こなたの御とのゐに。帥宮の方の宿直の爲に。◎散りばひたる。散亂してゐる。「散りばひ」は今いふ「散らばる」と同じ。◎もみぢ葉に。歌意、「行く秋の野山を彩るもみぢ葉につけても、故法皇を追憶して悲しみに泣く音が絶えない、この紅葉の眞紅の色も自分の涙で染めた色かと思ふよう。」「鳴く音」は蟬の縁語。空蟬は蟬のぬけ殻で、「から」と云ふ爲の序に用ゐた。◎山姫の。歌意、「山姫も故法皇の崩御を悲んで、特に血の涙を流すので、山姫の涙の色も、昨今は格別に、紅に萬のもみぢ葉を染めることであらうか。」「山姫は山を守る姫神。古今集に、「たぢねはぬ衣着し人もなきものを、なに山姫の布さらすらん。」などがある。◎世の中の。歌意、「世間の人が故法皇の崩御を傷んで一様に墨染の衣に身を曇してゐる、その黒み渡つた嘆きの色を知らぬからであらうか、去年と同様に紅に燃えてゐる萬のもみぢ葉は。若し嘆きの色を知るならば今年も黒い色に染めさうなものだに。」「なげきの色」は喪服の色をさしたのであらう。◎北院の内親王。北院に居られる内親王。辨子内親王のこと。北院は龜山院の中の北院であ

らう。前に、井子内親王が龜山院に籠つて居られる事が見えてゐる。◎さすがなほ。歌意、「秋は今日限り暮れて行くが、さうはいふものゝ、矢張、秋の色は木の葉の上に残つた。逝く秋の別路に残し置くこの形見を見るにつけても、故法皇の身の上が思出されて悲しい。」「かたみ」は後まで其者を思出す爲に残し置く紀念。「別路」は別れ行く路。

雨うちそゞぎて、けはひあはれなる夜、いたう更けて、帥の宮例の北殿へ参り給へれば、姫宮も御殿ごもりぬ。候ふ人々もみなしづまりぬるにや、格子などたゝかせ給へど、あくる人もなければ、空しく歸らせ給ふとて、書きてさしはさませ給ふ。

おのづから眺めやすらむとばかりに、
あくがれきつるありあけの月。

御かへし、またの日、
いたづらに待つよひすぎし村雨は、

【通釋】
雨が降りかゝつて、あたりの様子も沁々と身に染みて悲しい夜、ひどう更けて、帥宮が例の如く北殿へ参られると、姫宮の井子内親王は最早御影遊ばされて終つた。伺候してゐる人々も皆寝縊まつたのであるが、格子などをお蔽きになるけれど、内かゝ開ける人もないから、空しくお歸りなさる

として、次の歌を書いて格子にさしはさまなされる。

おのづから眺めやすらむとばかりに、あくがれきつるありあけの月。

その翌日、内親王の讀まれた御返歌。

いたづらに待つよひすぎし村雨は、おもひぞたえしありあけの月。

【通釋】
四十九日の月日が間もなく過ぎたから、女院も宮

思ひぞたえしありあけの月。

◎けはひあはれなる夜。あたりの様子がシミと身に沁みて悲しい夜。◎御殿ごもりぬ。臥床へ這入られた。◎さしはさませ給ふ。帥宮が格子へお挿みになる。◎おのづから。歌意、「あなたも自然物思ひをして嘆息して居られるであらうとのみ思つて、この夜ふけてから、プツと訪ねて来た私があるのに、あなたは御寝なされてしまつて、残念であつた。」「ながめ」は物思ひの時など空を見まもつて嘆息するをいふ。「ありあけの月」は月の十六日以後の月で、爰では自分を月に譬へ、更に「有明の月」に曉近い意味を含ませてある。◎いたづらに。歌意、「お待ち申しても御出で下さらないで、むだに御待ちしてゐる夜がふけた、折柄降り過ぎて行つた村雨には、有明の月も雲に隠れて見えまいと思つて、月の出るのを待つ希望も絶えた有明の月であるよ。」「すぎし」に夜の過ぐる意と雨の通り過ぐる意とを言ひ懸けてある。「村雨」は「むらづつ降る雨。」「むらさめは」は、「むらさめには」の意。ありあけの月は帥宮に譬へてゐる。

月日程なくうつりぬれば、院も宮々も、おの／＼ちり／＼にあかれ給ふほど、今すこしものかなしさをさる御心のうちどもは盡

宮も、各々ちりぐらばらばらにお別れなさる頃は、もう少し、何といふ事もない悲しさのまざる御心の中どもは、名残りも盡きないけれど、世間の習はしてあるから、さうさう何時までも一所に集つてゐるのもいかゞであらうといふので、立ち別れた。昭慶門院は澤山の宮がたの中で、勝れて可愛い者に法皇もお思ひ申上げられたから、御領なども甚だ澤山ある。大井川に臨んで離れの院の御所のあるのを差上げられたから、女院は其處に居られた間に、「川ばた殿の女院」などと、人は申

させねど、世の習ひなればさのみしもはいかゞ。昭慶門院はあまたの宮たちの御中に、勝れてかなしきものに思ひ聞えさせ給ひしかば、御處分などもいとこちたし。大井河にむかひて、離れたる院のあるをぞ奉らせ給へれば、そこにはしまし、ほどに、川ばたどの、女院など申し侍りし。かの所は臨川寺とぞいふめる。都にも土御門室町にありし院、いづれもこの頃は寺になりて侍るめりとぞ。めてたくこそあはれなれ。

○月日、四十九日の月日。○御心のうちどもは盡きせねど、御心の中の法皇に對する名残は盡きないけれども。○世の習ひなれば、四十九日の間だけ親しい者共が一つ所に集つて後のわざを誓み、さて其日數が過ぎると其處を引拂うて別れるのが此世の風習であるから。○さのみはいかゞ、左様にのみいつまでも一つ所に集つてゐるのはどうあらうか、宜しくなからうといふので立ち別れた。此句の次に、「にて別れぬ」といふ意を補うて解く。○御處分、知行。○臨川寺、山城名勝志、「臨川寺、在天龍寺東、大井川端、十刹第二、三會院云々、嵯峨天皇、河端殿

しました。その所は臨川寺といふやうである。都には土御門室町にあつた院の御所が、いづれも今は寺になつて居るやうであるといふ事である。結構で、また悲しい事である。

【通釋】後宇多院は帝位にあらせられた間は、却つて然るべき女御更衣も御候せられたかつたが、御讓位後は、御心の欲するまゝに、甚だよくアチラコチラと女に御氣を移されなさるので、昨今は院の靈幸を得ようと競争するやうな人々が數加はりましたけれど、矢張遊義門院

御所、在大橋社東、「富臨川寺地。」○土御門室町にありし院、土御門室町にあつた昭訓門院の御所。○この頃、尼がこの物語をした當時をいふ。○めてたくこそあはれなれ。結構な事ではあるが、また一面には、かくあつたが其まゝに残つてゐないのは哀れな事だといふ意。

第十五 くら千鳥

後宇多院のうへは御位におはせしほどは、なか／＼さるべき女御更衣も候ひ給はざりしかど、ありさせ給ひてのちは、御心のまゝにいとよく紛れさせ給ふほどに、この程はいどみがほなる御方々かずそひ給ひぬれど、なほ遊義門院の御志にたちならび給ふ人は、をさ／＼なし。中務の宮の御女も、おしなべたらぬさまにもてなし聞え給ふ。勝れたる御おぼえにはあらねど、御姉宮の故院にわたらせ給ひしよりは、いと重々しうおぼしかしづき

を御寵愛なされる御志には、立ち並ぶ人は大方ない。中務の宮宗尊親王の御女をも並一通りでない様子で御待遇申上げない。この御方は非常御寵愛ではないが、御姉宮が故院龜山法皇の御許に参られたのよりは、甚だ重々しう大事にお思ひ申されて、後には院號を賜はり、永嘉門院と申した御方である。

また一條攝政殿の姫君も、當代の後二條帝が堀川の大臣源具守の家に居られた頃、上臈の女房として年十六でおあがりになられて、初の頃は、基俊大納言が此姫君と親し

て、後には院號ありて、永嘉門院と申し侍りし御事なり。又一條攝政殿の姫君、當代堀川具守の大臣の家にわたらせ給ひし頃、上臈に、十六にて参り給ひて、初つ方は基俊の大納言、疎からぬ御中にておはせしかば、かの大納言のあづまくだりの後、院に参り給ひしほどに、ことの外にめてたくて、内侍のかみになり給へる、ひかしおぼえて面白し。加階し給へりし朝、院より、

そのかみに頼めし事のたがはねば、
なべて昔の世にやかへらむ。

御返し、内侍のかみの君項子とぞきこゆめりし。

ちぎりこし心のすゑは知らねども、

このひとことやかはらざるらむ。

○うら千鳥。卷名は、伏見院の御歌、「わが世には集めぬ和歌のうら千鳥、空しき

い戀ひ中であらせられたが、大納言の關東へ下つた後は、姫君は後宇多院の御許にまゐられたまふに、格別に御寵愛をうけて、内侍のかみになられたのが、以前上臈女房として奉仕した事など思ひ出されて面白い。位階を昇せられた日の朝、後宇多院から尙侍の許に、讀んで遣はされた御歌。

そのかみに頼めし事のたがはねば、なべて昔の世にやかへらむ。

御返し、尙侍の君の歌。

契りこし心の末は知らねども、このひとことやかはらざるらむ。

名をやあとに残さむ。」とあるに因つてつけてある。◎さるべき。然るべき。それ相當な。◎女御。此名前は周禮に、「三夫人九嬪廿七世婦八十一女御比三公九卿廿七大夫八十一元士。」また、「女御掌御、叙于王之燕寢。」などある所から立てたもので、初は汎く御寮に侍する者を言うたのであるが、後に妃夫人の名稱が絶えて女御といふ階級を立てるやうになつた。然し其初は位も四位五位の卑いものであつたが、次第に貴くなり、女御所生の皇子が位に即きなどし、又女御から皇后に進みなどするやうになつてから、其位も貴く、概ね攝關の女を以て之に充て、女御入内の儀などが出来、直に三位に叙するなどいふやうになつた。◎御心のまゝに。心の欲するにまかせて。◎いとよく勤れさせ給ふほどに。甚だよくあちこちの女に御心を移したるまゝに。◎いどみがほなる御方々。互に寵幸を得る爲に競争するといつた風の人々。◎遊義門院の御志。遊義門院の御寵愛に。遊義門院に對する院の御寵愛をいふ。◎おしなべたらぬさまに。通常一通でない御寵愛の様子で。◎勝れたる御おぼえ。非常に勝れた御寵愛。◎御姉宮の……よりは。皇子の姉宮掄子女王が龜山院の御許に参つて、格別の御寵愛も受けられなかつたのに比して、それよりは。◎御事。御方。◎上臈。身分の貴い者。受ては上臈の女房の意。女房を上中下に別け、御座殿、尙侍、二位三位の典侍、禁色を罷された

大臣の女成は孫などを上臈の女房といふ。◎十六にて。廿六の誤であらう。女院小傳、萬秋門院、瑣子、圓明寺關白女、母中納言典侍、中納言成俊女、乾元二年三月五日爲後二條侍、廿六、同日叙從三位、德治三年後八月十六日爲尼、後二條御事、四十一、元應二年三月廿六日准三宮、五十三、同日院號、建武五年三月廿六日御事、七十一」とある。さて萬秋門院年十六は弘安六年で後二條院の御誕生は弘安八年である、依て十六といふは誤なる事は明かだ。次に、小傳にある門院三十六歳は乾元二年（即ち嘉元元年）で後二條院即位の三年目である。此時、後二條院は二條高倉殿に居られた。すると「堀川の大官の家にわたらせ給ひし頃」とあるのは錯誤する。門院の年廿六とすれば、その年は永仁元年で、後二條院九歳の時に當り、且堀川の大官の第に居られた時に相當する。◎院に参り給ひしほどに。後宇多院の御所へ入らせられたまふに。◎むかしおぼえて。以前の事が思ひ出されて。後宇多院が、其昔瑣子の後二條帝の許へ上臈女房として参つてゐた當時から御寵愛せられたのであらう。其當時の事をさして、「むかし」というたのである。◎加階したまへりし朝。官位を進められた其日の朝。◎そのかみに。歌意、「其昔その方に約束した事が違はずに、今日加階もあつた事であるから、凡ての事も、昔諸共に深く約束した當時の状態に立返るであらう。『頼めし』は「頼

ましめし」で、約束する意。此歌は新後撰集に出でゐる。◎ちぎりこし。歌意、「互に約束して来た心の末はどうなりゆくか知らないが、只今御恩に預つた一事は、共に約束した昔の言葉に變らずにあるのであらうか。』即ち、自分に加階を賜はつた事だけは、昔の約束に變らずにあるのであらうのかも知れないが、其他に就いては、院の御心が約束當時の如くてあつて下さるのかどうか、心細く思はれるといふ意。

露霜かさなりて、程なく德治二年にもなりぬ。遊義門院そこはかとなく御惱みと聞えしかば、院のおぼしさわぐ事限りなく、よろづに御祈祭祓とのしりしかど、かひなき御事にて、いとあさまししくあへなし。院もそれゆゑ御ぐしおろして、ひたぶるに聖にぞならせ給ひぬる。そのほどさまぐのあはれ思ひやるべし。悲しき事どもおほかりしかど、みなもらしつ。明くる年の春、八幡の御幸の御歸りさまに、東寺に三七日はしまし

【通釋】
月日過ぎ行きて、間もなく德治二年にもなつた。遊義門院が、なんととなら御病氣であると聞えたから、後宇多院の御心痛なされる事は此上もなく、いゝ御祈祭祓などいゝて立願いだけれど、効のない御事であつて、崩御遊ばしたから、甚だ心外

に張合ひない事である。院もそれが爲に御刺髪して、只管聖僧の境涯にお入りなされた。その頃の様々の哀れ、想像されるであらう。悲しい事どもが多くあつたけれど、それはみな省略して終ふ。翠年の春、石清水八幡宮の御歸りがけに、東寺に二十一日間御参詣遊ばして、御灌頂の御加行をなさると申します。仁和寺の禪助僧正を御師範にして、かの寛平法皇が東寺に於て灌頂遊ばした昔を御思ひ遊ばし、それを眞似られるのであらうか、眞言宗を學修なされた。六月には龜山殿で御如法

て、御灌頂の御加行とを聞ゆる。仁和寺の禪助僧正を御師範にて、かの寛平のむかしをやおぼすらひ、密宗をぞ學せさせ給ひける。六月には、龜山殿にて御如法經か、せ給ふ。御ぐしおろしてのちは、大方女房はつかうまつらず。男番におりて御臺なども參らせ、よろづにつかうまつる。いつも御持齋にておはします、いとありがたき善智識にてぞ、故女院はおはしける。嵯峨の今林殿にて、御佛事ども、日々に怠らずせさせ給ふ。この今林は、北山の准后のおはせし跡なり。遊義門院の御ぐしにて梵字ぬはせたまへり。かの御手のちらに、法華經を一字三禮に書かせ給ひて、攝取院にて供養せらる。大覺寺の僧正御導師なり。故女院の御骨も、今林に法華堂建てられておき奉らせ給へれば、月ごとの廿四日には必ず御幸ありけり。おぼし入りたる

經をお書きなさる。御刺髪後は、大體女房は何候致しません。男の者が代る代る當番を勤めて、御食膳などを差上げ、萬事に御用を勤める。何時も齋法を受持していらせられる。之を思ふに、後宇多院の爲には、故遊義門院は有難い善智識であらせられた。嵯峨なる今林殿で御法事など毎日怠らずに行ひなさる。この今林殿は北山の准后の居られた跡である。遊義門院の御髪、毛で梵字を御蓋ひ遊ばした。後宇多院の御掌に、法華經を一字三禮の儀式でお書きになつて、攝取院で供養なさ

程いみじかりき。

◎露霜かさなりて。露の時節と霜の時節とが重なるが如く速に過ぎて。月日の過ぎるをいふ。◎そこはかとなく。其處を標準といふ事なく。何といふことなく。◎よろづに。いろ／＼の意。◎あへなし。甲斐がない。張合ひがない。◎ひたぶるに。一筋に。ひたすらに。◎そのほど。遊義門院の崩御した頃から、院の出家せられた頃をいふ。◎御歸りさまに。歸りがけに。◎三七日おはしまして。二十一日参詣せられて。◎御灌頂の御加行。灌頂の法式を行ふ前に、準備として豫修する修行。灌頂は、天竺の國王が即位の時に四大海の水を頂に灌いて祝意を表はすことから、密教では此世法に倣ひ、其人の加行成就して阿闍梨の位を嗣ぐ時、壇を設けて灌頂の式を行ふのである。加行とは正位に入る準備として一段の力を加へて修行すること。◎御師範。手本となる人をいふ。◎寛平のむかし。宇多天皇は寛平九年位を皇太子に譲り、昌泰二年十月仁和寺に出家し、三歸十善戒を、弘法大師四代の弟子益信に受け、東寺に於て灌頂し、その法流を仁和寺に傳へられた。その寛平法皇の昔東寺に於て灌頂せられた事蹟をさす。◎おぼすらひ。眞似る。ならふ。思ひ出して仕通りにならふといふ意。◎密宗。眞言宗。◎學せさせ給ひける。修行なされた。學すとは、戒定慧の三を學修すること。◎男番にお

る。その折は、大覺寺の覺守僧正が御導師を勤める。故女院の御遺骨も、今林に法華堂を建てられて安置し申されてあるから、毎月廿四日には必ず御幸があつた。深く女院に御心を打込んでいらせられた御様子、たいしたものであつた。

【通釋】
かくて八月の初頃から、後二條帝が御不例でいら

りて。男の者が、代るゝ勤に當つて、臺所におりて。一本に「男ぞおりて」とある。◎御持齋。持齋とは齋法を受持して違越しないこと、齋とは正午を過ぎてから食さないこと。釋氏要覽、「齋、起世因本經云、烏鵲沙陀、附言増長、受持齋法、増長善根、故、佛敎以過中不食二名、齋。」◎善智識。人に益を與へ善に導く所の者。遊義門院の崩御に依つて、後宇多法皇はかく出家し、御戒を守り、御持齋であらせられるのだから、法皇にとつて女院は善智識である。◎今林殿。山城國葛野郡嵯峨村にある。◎北山の准后。西園寺太政大臣實氏公の室貞子のこと。◎御ぐしにて。御髮の毛筋で。◎梵字。梵天王の作つた文字。天然の文字。天然は佛敎の發生地である。經典は皆梵語で書かれたものであるから、随つて梵字を有難く思つたのである。◎かの御手のうら。後宇多院の御掌。◎一字三禮。經文を書く時、一字毎に三度三寶を禮拜すること。◎攝取院。所在不明。◎廿四日。女御の御忌日である。◎おぼし入りたる程。深く女院を御寵愛をなまつてゐた御様子。

かくて八月のはじめつかたより、^{後二條}内のうへ例ならずおはしますとて、さまざまの御修法、五壇、薬師、愛染、いろゝの秘法

せられるというて、様々の御修法、例へば五壇、薬師、愛染など色々の秘法どもや、諸社への奉幣神馬など、何やかと懸ぎ立つたけれど、甚だしく精神も朦朧とならせられて、廿三日御病氣が革まるといふて、世間の騒ぎが言ひやうもなくひどう、馬車が馳せ違ひ、場所も無いまでにつばい人々は参り込んでゐるが、甚だ其効もたなく、廿五日の夜の十二時頃に崩御遊ばされた。恰も暗夜に燈火の消えて終つたやうな頼りない心細い有様で、聞くなつてゐる禁中の様子は、言はなくとも

ども、諸社の奉幣神馬、何かとのしりさわぎつれど、むげにふかくにならせ給ひて、廿三日御氣色かはるとて、世のひびきいはむ方なく、馬車はしりちがひ、所もなきまで人々は参りこみたれど、いとかひなく、廿五日子の時ばかりに崩御ならせ給ひぬ。火の消えぬるさまにて、かきくれたる雲のうへのけしき、いはずともおしはかられなむ。まことや、^{折子}中宮は、徳大寺の太政大臣^{孝公}の御女ぞかし。めづらしく、かの御家にかゝる事のいたくなかりつるに、御おぼえもめてたくて候ひ給へるに、あさましともいはむ方なし。廿八日にまかて給ふ。先帝の御わざのさたあり。院號ありて後二條院とぞきこゆる。堀川右大將具守御車よせらる。心のうちいかばかりかおはしけむ。大將になり給ひけるも、^{後二條}この御門の^{基子}西華門院むつまじうも仕う奉り給へ

推量されませう。ほんにマア中宮は徳大寺太政大臣公孝の御女であるぞよ。かの御家では、中宮を奉るといふやうな事はひどう久しい間なかつたのに、御女が珍らしく中宮に立つて御寵愛も結構ていらつしやたに、かく主上の御御せられたのは、心外だというても言ひやうがない。中宮は廿八日に御喪の爲に、禁中を御退出なされる。

後二條帝の葬送のとりはからひがある。院號を奉つて、後二條院と申します。堀川右大將具守が指圖して御棺車を引き寄せられる。其時の御心のう

るに、いとほしき御事なり。御素服を着給はざりしをぞ、思はずなる事に世の人もいひさたしける。内侍のかひの君もさまかはり給ふ。中宮も院號ありて、長樂門院ときこゆ。よろづ哀なる事のみ、書きつくしがたし。

◎諸社の奉幣神馬。諸方の神社へ祈願の爲に幣帛を奉り神馬を献すること。幣はヌサで神に奉る一切のもの。神馬は神に奉つる馬。◎むげにふかくならせ給ひて。甚だしく精神が亂れて物もたしかに覺えないやうにならせられて。「ふかく」は不覺。◎御氣色かはる。病勢が更に甚だしくなる意。◎火の消えぬるさま。闇夜に燈火の消えて終つたやうな眞暗い有様。◎かきくれたる。暗くなつてゐる。

◎中宮。女院小傳、長樂門院、忻子、後二條后、大相國公孝女、母内大臣公親女從三位喜子、正安四年八月二十二日入内、先之叙從三位、同二十八日爲女御、嘉元元年九月二十四日爲中宮。◎めづらしく。徳大寺家から姫君が入内するやうな事、決してなかつたのに、忻子は珍しく中宮に上つて、御寵愛もすぐれて居られたにといふ意。此語は「めてたくて」にかゝる副詞。◎まかてたまふ。里

ちの悲しみは、どんなてありましたらうか。具守卿の、將に昇進されたのも、この後二條帝が御母西華門院に親しく御仕へ申された御心からであるのに、かく崩御遊ばされたのは氣の毒な御事である。然るに、具守は喪服も着なさらなかつたのを、案外な事に世間の人も取り沙汰しました。内侍のかみの君も喪服姿になられる。中宮も院號を賜はつて、長樂門院と申される。萬の事につけて哀れた事ばかり多く、一々詳しくは書き盡し難い。

【通釋】東宮は正親町殿へ行啓なされて、廿處へ先帝の方から劍璽を渡される。八月廿六日、踐祚の儀がある。今年十二歳になられる。

第へ退出せられる。◎御わざのきた。葬送のとりはからひ。◎御車。棺を載せ奉る御車。◎心のういかばかりかおはしけむ。具守の心の中はどんなに悲しくあらせられたらうか。具守の女西華門院は後宇多の妃で、後二條天皇の母である。即ち、具守は後二條天皇の外祖父である。◎この御門の西華門院むつまじうも云々。この文章は意味をなさない。「この御門の西華門院にむつまじうも仕う奉り給へるによりてなるに」ともあるべきか。◎いとほしき御事なり。具守の心にとつては、後二條帝の崩御は痛はしい事柄だ。◎御素服を云々。具守が喪服を着なかつた事を。◎思はずなる事。意外な事。◎いひさたしける。評判した。◎まかてたまふ。喪服を着る意。

東宮は正親町殿へ行啓なりて劍璽わたさる。八月廿六日踐祚なり。十二にぞならせ給ふ。夢のうちの心地しつゝも、ほどなくすぎうつる御日數さへはてぬれば、つきせぬあはれさむる世なけれど、人々もおのがちりくゝになる程、今一しほたへがたげ

ます。夢を見てゐるやうな果敢ない心持がしながらも、間もなく経過する四十九日の日数までが済んで終つたから、盡きる事のない物悲しさのさめる折はないけれど、一つ所に集つて後の佛事を營んでゐた人々が敢々に別れる頃は、今一層悲しさが堪へ難いやうである。持明院殿に於ては、何時の間にか結構な事どもばかりが聞えます。大覺寺殿にては、遊義門院の崩御に加へて、引續き御涙の乾く時なく歎かれるであらう。帥の御子を皇太子にお立て申すやうにとの趣を、鎌倉へ申し遣は

なり。持明院殿には、いつしかめてたき事どものみを聞ゆる。大覺寺殿には、遊義門院の御事にうちそへて、御涙のひる世なくおぼさるべし。帥のみこの御事を、あづまへのたまひ遣したる、相違なしとて、九月十九日立太子の節會ありて、坊に居給ひぬ。今は世をとぢむる心ちしつる人々、少し慰みぬべし。

○飢置わたさる。正規町殿に行啓して、其處へ先帝の方から飢置をわたされる。
 ○踐祚。天皇が大統を受繼いで位に立たれること。踐祚に、受禪踐祚と崩御後の踐祚とある。此踐祚の日、先帝より新帝に飢置内侍所を渡される。昔は、踐祚と即位式とは同日に行はれたのであるが、中古以來、即位式は踐祚よりも月日を隔てゝから行ふやうになつた。○夢のうちの心地しつゝも。先帝の崩御後は、夢を見てゐるやうな果敢ない心持でありながらも。○おのがちりんくになる程。銘々勝手に散りちりばら／＼に別れる頃。○たへがたげなり。堪へられぬ程悲しい様子である。○持明院殿。持明院統をさす。○めでたき事どものみぞ。結構な事共ばかりが。花園天皇の踐祚、御即位、御讓、大符會などいふ盛典の打續く事を

したが、彼方に於ても賛成であるというて、九月十九日に立太子の儀式があつて、東宮に立たれた。それが爲に、今は此世の希望をば断念して終つたやうな心持のしてゐた人々も、少しは心が慰んであらう。

【通釋】其年十月は大の月であつたのを、保元の折の例だとかいうて、十月卅日とば十一月朔日に改めるといふ趣の宣旨を下された。新らしい御代にあつて、月日までも改まつて終つた。十一月十二日

さす。○大覺寺殿。後宇多法皇をいふ。○遊義門院の御事にうちそへて。遊義門院の崩御に加へて、後二條帝の崩御があるをいふ。○帥のみこの御事。大宰帥中務卿二品尊治親王を太子に立たせるといふ趣をいふ。○のたまひ遣はしたる、相違なしとて。言うてやつたが、鎌倉では言ひ送つた趣旨に異見がないというて。「遣はしたる」は連體形で、爰て句が切れるのだ、即ち、「遣はしたるが」といふ意。「相違なし」は贊同の意。○今は世をとぢむる心ちしつる人々。持明院統に御代が移つた爲に、大覺寺統の、此世の望みを終るやうな心細い心持がした人々もといふ意。○慰みぬべし。大覺寺統から太子が立つたので、心が慰むであらうといふ意。

その年十月大なりつるを、保元の例とかやとて、十一月朔日に宣下せられたり。あたらしき御代にあたりて、月日さへあらたまりにけり。十一月十二日御即位あり。攝政は、後の照念院殿平冬、今日ぞ御よろこび申しありて、やがて行幸にまゐりたまふ。あるべきかざりの事ども、ふるさにかはらてめてたく過ぎ

に御即位の儀式がある。攝政は後照院殿冬平が命を蒙り、當日拜賀を申上げて、そのまゝ行幸に供奉せられる。あるべきだけの儀式どもは、古例に變らずに行はれて、めでたく一過ぎて行く。延慶二年十月廿一日が御喪、同月廿四日が大嘗會である。かくて應長元年正月三日、御年十五で御元服をなされる。御本名は富仁と申上げる。加冠の役は攝政殿、理髮の役は家平が勤められる。紫宸殿での儀式が済んでから、御服装を更へて再び出御せられる。清涼殿で御遊が始まる。攝政殿は

ゆゑ。延慶二年十月廿一日御喪、おなじ廿四日大嘗會、應長元年正月三日御年十五にて御冠したまふ。御諱富仁ときこゆ。ひきいれには殿、^{冬平}理髮は家平つかうまつり給ふ。南殿の儀式はてて、御よそひ改めて、更にてさせ給ふ。清涼殿にて、御あそびはじまる。攝政殿琴ふしみと右大將公顯琵琶上土御門大納言冬時きさ和琴は大炊御門中納言冬氏、笛は西園寺中納言兼季、別當季衡きえ笙の笛吹き給ひけり。篳篥は公守朝臣、拍子有時、めでたくさまじくおもしろくて明けぬ。五日には後宴とて、今すこしなつかしうおもしろき事どもありき、この御門をば新院の御子になし奉らせ給ひてしかば、朝觀の行幸の御拜なども、この御前にてぞありける。廣義門院も、^{後伏見女御}おなじく國母の御心ちに

臥見といふ筈、右大將公顯は玄上といふ琵琶、土御門大納言冬時はきさぎ五といふ笙を受持たれ、和琴は大炊御門中納言冬氏、笛は西園寺中納言兼季が取扱ひ、別當季衡が笙の笛を吹奏せられた。其他篳篥は公守朝臣、拍子は有時で、結構に様々と面白くて夜も明けた。五日には後宴というて、もう少し懐かしく面白い事どもがあつた。この御門をば新院後伏見上皇の猶子に成し申上げてあらせられたから、朝觀の行幸の御拜なども、この院の御前に於て行はれた。廣義門院も新院同

◎十月大なりつるを云々。十月は大の月であつたのを、保元元年に其年の十月三十日を十一月の朔日と爲した例だとか言うて、十月を小の月に改め、その三十日を十一月朔日とするといふ事を宣下せられた。「宣下」は宣旨の下ること。續史畧抄に、「十一月一日乙酉、今年雖爲朔且冬至、有議兼有改曆、以十月大爲小、退朔、因無旬賀表奏、保元例也。」百鍊抄に、「保元元年十月十八日、諸卿定申朔且曆論事、云々、廿六日、以十月廿日戊辰爲十一月朔、以冬至一盤二日、兼又除十二月廿日丁卯、以廿九日丙寅、可爲晦日、宣下事」とある。◎後の照念院殿。一代要記、「攝政左大臣從一位師教、延慶元年十一月九日止之、左大臣從一位冬平、同十日爲攝政氏長者。」◎御よろこび申し。拜賀のこと。參内して任官叙位の御禮を主上に申上げること。◎行幸。御即位式を行ふ爲に、太政官廳に行幸せられるをいふ。◎あるべきかぎりの事ども。御即位に關するあるだけの儀式ども。◎南殿の儀式はてて。天皇元服の儀式は紫宸殿で行はれる。當日天皇は南殿に出御せられ、太政大臣、祝詞を陳べ、加冠し奉り、訖つて天皇後殿に入られて朝服に改められ、再び玉座に出御、こゝで再び太政大臣が祝詞を奏すると、次に天皇は後殿に入られ、更に出御せられ、群臣が拜舞する。◎御よそひ改めて云々。御裝束を着換へて再び清涼殿に出御せられる意。◎清涼殿にて。花園院宸記、「次又

殊に國母の御心持であらせられ、萬事結構であつた。

伏見院様は、和歌の道に於ても、あれ程名高く大層勝れて居られたから、どんなに立派な撰集が出来てあらうかと思はれたが、正應年間に、撰者どもの葛藤から面倒な事があつて、撰集も出来な

【通釋】

かつたので、ひどう残念にお思ひなされて、わが世にはあつめぬ和歌の浦千鳥、むなしき名をや跡に残さむ。などと讀まれたものを、せめて今でなりとも撰集に取りかゝらうと、急に思ひ起たれて、爲兼の大納言が院宣を蒙り、萬葉集以後の歌どもを集められた。正和元年三月廿八日に奏進せられる。玉葉集と云ふのである。この爲兼大納言は、爲氏大納言の弟の爲教右兵衛督と云うた者の子である。伏見院の此上もない御寵愛を受けてゐる人で、かく撰者にも定まつて終つ

出「清涼殿畫御座」如「恒云々、次召御遊具云々。」
①ふしき。華の名。②きさぎ。大蜡氣繪、小蜡氣繪の二種ある。室の名。③五日には後宴。元服の禮が畢つてから、吉日を擇んで、群臣に宴を賜ひ位階を進めなどする事がある、それを後宴といふ。④新院の御子。本來花園天皇は伏見院の第二皇子であるが後伏見院の猶子とせられたので、後伏見院をば父帝として朝觀の行幸を行ひ御拜をたされたのである。「御拜」とは、天皇が太上天皇皇太后宮などを拜すること。⑤廣義門院。廣義門院は後伏見院の女御で花園天皇の御母である、依つて「國母の心ちにて」というたのである。花園天皇の實母は伏見院の妃顯親門院である。

伏見院のうへ、さばかり和歌の道に御名たかく、いみじくおはしませば、いかばかりかとおぼされしかども、正應に、撰者どもの事ゆゑわづらひどもありて、撰集もなかりしかば、いと口をしうおぼされて、

我が世にはあつめぬ和歌の浦千鳥、

空しき名をやあとに残さむ。

などよませおはしましたりしを、いまだにと、急ぎたせ給ひて、爲兼の大納言うけたまはりて、萬葉よりこなたの歌ども集められき。正和元年三月廿八日奏せらる。玉葉集とぞいふなる。此の爲兼の大納言は、爲氏の弟に爲教右兵衛督といひしが子なり。限りなき院の御おぼえの人にて、かく撰者にも定まりにけり。そねむ人々多かりしかど、さはらむやは。この院のうへ好みよませ給ふ御歌のすがたは、前藤大納言爲世の心地にはかはりてなむありける。御手もいとめてたく、昔の行成大納言にもまさり給へるなど、時の人申しけり。やさしうも、つようも書かせおはしませしけるとかや。

①さばかり和歌の道に云々。和歌の道について、それほどに有名で甚だ優れて居られるから、「さばかり」は「名高く」にかゝる副詞。②いかばかりかと。どんな

た。彼れをば嫉妬する人が多かつたけれど、撰集の仕事に關しては、其等の者どもは何の障りにならうか、何の障りにもならない。この伏見院の好んでお詠みになる御歌の風は、前藤大納言爲世の讀まれた心持とは變つて居つた。また書風も甚だ結構に、昔の能筆家行成大納言にも勝つて居られるなどと、當時の人は申した。草體にも眞體にも、何れにも、御書き遊ばしたとか云ふ事である。

にか立派な撰集が出来ると。◎正應に撰者どもの事ゆゑむづらひども云云。正應年間に撰集の沙汰があつたが、撰者共の間に、仔細や面倒な事どもあつて。鎌倉時代に、歌道の中心となつて其主權を握つたものは、藤原俊成の子定家及び其子孫で、定家は非凡の才を有し、歌學上の文書を子孫に遺し、世人をして其一家を尊重せしめるやうになり、遂に歌道の師範家となつた。然るに定家の子爲家は子孫多く、隨つて歌道に優れた者も出て、中でも爲氏、爲教、爲相は各一家を立てた。二條（爲氏）、京極（爲教）、冷泉（爲相）の三家がそれである。而して、この二條家と京極家とは互に反目讎した折柄、朝廷に於ても兩統迭立の議は定まつたが、其確執は猶止まなかつたので、師範の分裂と朝廷の兩統とは互に結合し、大覺寺統は二條家を、持明院統は京極家を、各相扶けて論争するやうになつた。さて伏見天皇の正應六年に撰集の勅命があつて、撰者に爲世、爲兼、雅有、隆博等も定められたが、爲世（爲氏の子）、爲兼（爲教の子）の反目が原因となつて中止となつた。後、爲世は後二條帝の嘉元元年に後宇多上皇の院宣によつて新後撰集を撰進し、爲兼は花園天皇の正和二年に伏見上皇の院宣によつて玉葉集を撰進した。◎我が世には。歌意、自分の治世中には、昔の天皇が行うて来た如く和歌の撰集をしないから當代の詠を千載に傳へることが出来なくて、つま

らぬ評判を後世に残すであらうか。和歌の浦は、和歌といふ事を單に地名にかけて言ひ表はしたまて、浦に格別の意味はないが、浦の縁語で千鳥と言ひつゞけて、更に此の句全體を和歌の意としてゐる。千鳥は海邊に群り飛ぶ鳥。「あと」は千鳥の縁語。◎いまだにと。せめて今でも撰集に取りかゝらうと。◎急ぎたゝせ給ひて。急に思立たれて。◎爲兼の大納言。拾芥抄、「玉葉集廿卷、正和二年癸丑八月日、依伏見院勅、前大納言爲兼卿奏之、上古以來十三代外撰之。」此集撰定の年月日には種々の説があつて定める事が出来ない。勅撰次第には、「正和三年（一本には元年としてある、三年は元年の誤寫であらう。）三月十九日奏す。」と見え、勅撰目錄には、「正和元年三月二十九日」奏すとしてある。◎奏す。奏覽を經る意。◎そねむ人々。爲兼卿を、羨しさに憎く思ふ人々。二條家の爲世、或は其味方の人々を言ふのであらう。◎さはらむやは。人々のそねむのが爲兼卿にとつて何の妨とならうか妨とはならぬ。◎御歌のすがた。歌風。和歌の師範家二條京極兩家の反目は、爲世爲兼の時に至つて、兩者の間に作風の相違を生じ、益々論争するに至つた。爲世は其家に相傳の文書の多い事を誇り、只管父祖の教を繼承して、其歌風を維持しようとし、爲兼は之に反して二條家の庭訓を蔑視し、平安朝以來の常軌を破り、斬新な詠を出し、一味清新の風を唱へた。延慶兩卿陳狀に、

【通釋】
 正和も二年になつた。伏見院は、今年御出家の御本意を遂げて終はうと思ひになる。九月の暮ころ、賀茂神社に忍んで御参籠遊ばした間、風雅な事どもがありました。近

爲世は爲衆の作風を非難して、「爲體自身（爲衆をさす）之不堪、爾寬平以往風體不避病、不憚禁忌、不飾詞、不飾姿、唯以世俗之詞、僅詠眼前之風情云々。」としてある。又、野守鏡に源有房は爲衆の作風を難じて、「彼類（爲衆）は歌の心にもあらぬ心許りを先として、詞をも飾らず、節をも探らず、姿をも繕はず、唯實正を讀むべし」とて、俗に近く賤しきを一の事とするが故に、皆歌の義を失へり云々。」といひ、更に「唯だ思はん様に其心をたゞによむべし」とて詞をも飾らず、物語をする様によめる今様姿の歌ども云々。」と言うてゐる。◎御手もいとめてたく。書も甚だ勝れてゐて。◎行成大納言。藤原行成のこと。藤原佐理、小野道風と共に三蹟と呼ばれた能筆家。◎やさしうもつようも。草體にも眞體にも。

正和も二年になりぬ。今年御本意遂げなむとおぼさる。九月の暮つかた、賀茂に忍びて御籠りのほど、をかきささまの事ども侍りけり。近く候ふ女房どもも、うちしほたれつゝ、つごもり方の空のけしき、いとものあはれなるに、御製、
 なが月や木の葉もいまだつれなきに、

しぐれぬ袖の色やかはらむ。

また、

わが身こそあらずなるとも秋の暮、
 をしむ心はいつもかはらじ。

人々もさと時雨わたり、袖の上、けふを限りの秋のなごりよりも忍びがたし。大納言三位爲子、

一すぢに暮れ行く秋ををしまばや、
 あらぬ名残を思ひそへずて。

又たれにか、

いかに慕ひいかに惜しまむ年々の、
 秋にはまさる秋のなごりを。

◎御本意遂げなむと。出家の御本意を果さうと。伏見院の身の上をいふ。◎御籠

く何候する女房共も、物思ひに涙を流し、月末近いころの空の様子が、甚だ物あはれに感ぜられるにつけ、伏見院の讀まれた御製、
 なが月や木の葉もいまだつれなきに、しぐれぬ袖の色やかはらむ。
 また、
 わが身こそあらずなるとも秋の暮、をしむ心はいつもかはらじ。
 人々も院の御製に心動されて、急に涙を落し、濡れしをれた袖のうへの様子が、今日を最後の秋の名残よりも、耐へにくい。かくて大納言三位爲子の讀まれた歌、

ひとすぢに暮れゆく秋
ををしまばや、あらぬ
名残を思ひそへずて。
また誰であつたか、次の
やうに讀んだ。
いかに慕ひいかに惜し
まむ年々の、秋にはま
さる秋のなごりを。

りのほど。御参籠の時分。○しほたれ。物思ひに沈んで涙の乾かぬにいふ。○つ
ごもり方。月の終り頃。「つごもり」は月籠り、月末の頃をいふ。新撰字鏡に「晦、豆
支己毛利。」とある。○なが月や。歌意、「九月よ、其九月の木の葉もまだ紅に染
まないで、秋である事をも知らぬ顔をしてゐるのに、時雨の降らぬ自分の衣の袖
の色は、世を背く名残惜しさに流す涙の爲に、色が變ることであらうか。」「つれな
き」は秋も九月の事とて、木の葉は今が秋である事をも知らぬ顔をして、まだ紅葉
しないてゐる事をいふ。○わが身こそ。歌意、「自分の身は浮世に背いて、俗世間
の者ではなくなつても、逝く秋の名残を惜しむ心は、以前といつも變るまい。」「あ
らず」は「以前の身では無く」の意。○時雨わたり。涙の落ちる意。院の御出家の
意志の堅いのを見て落涙したのである。○袖の上。紅葉の散りかゝる袖の上の悲
しさはの意。○爲子。爲世の妹に従三位爲子といふがあり、爲兼の妹にも従三位
爲子がある。そして爲世の妹は後二條院の女房となり、爲兼の妹は伏見院に仕へ
た。爰にいふ爲子は爲兼の妹をさすのであらう。○一すぢに。歌意、「いちづに暮
れて行く秋の名残を惜しみたいものだ、秋の名残以外の名残を心に思ひ加へない
で。」「あらぬ名残」は、伏見院の御出家に對する名残をいふ。伏見院の御出家の名
残を惜しんだ所で、御決意を讀すことも出来なければ、却つて道の妨となる許り

【通釋】

十月十五日に伏見殿へ御
幸なされる。俗體におか
れては最後の御幸である
とお思ひ遊ばすから、一
通りならず着飾られる。
御召し車は廂の御車であ
る。上達部殿上人が無數
に御供をなされる。天下
の政務も後伏見院に御譲
り申されたから、今は御
心も靜かにお思ひ遊ばし
て、伏見殿に籠りがちで
あらせられる間に、何處
といふ事なく御病氣で月
日を経過し、文保元年九
月三日に崩御遊ばして終
つた。御追號をば伏見院

である、それよりは只一筋に逝く秋の名残を惜しみたいといふので、伏見院に對
する深い切なる情愛が籠つてゐる。○たれにか。誰であらうか、次の歌を讀ん
だ。○いかに慕ひ。歌意、「どのやうにして慕ひ、どのやうに惜しまうか、惜しみ
慕ふすべすらわからぬ、例年のゆく秋よりも勝つて痛切な今年の逝く秋の名残
を。」今年に坦々と秋の暮れゆくのみでなく、伏見院の御出家の名残が加はつてゐ
るので、「秋にはまさる秋のなごり」と言うたのである。

十月十五日伏見殿へ御幸、限りのたびとおぼせば、えもいはず
引きつくるはる。庇の御車なり。上達部殿上人數しらず仕うま
つり給ふ。世の政なども、新院に譲り奉らせ給ひにしかば、御
心靜かにのみ思されて、伏見殿がらにのみあはしまし、程に、そ
こはかとなく御惱月日經て、文保元年九月三日かくれさせ給ひ
にき。伏見院と申しき。御母玄輝門院、永福門院などの御なげ
き思ひやるべし。帝は御輕服の儀なれば、天の下も色かはらず。

と申した。御母の玄輝門院や中宮の永福門院などの御悲歎は推量出来ませう。主上は御輕服の儀であるから、天下の人々も喪服を着けない。伏見院は、姫君が深山あられたが、中で院號を贈られた御方は、章義門院と延明門院ばかりであらせられる。二條富小路なる昔の仙洞御所の跡に、鎌倉から造營して献上する内裏に、此頃御遷幸の儀があつたなど、大層面白かつた。最近の事は、皆人々が御覽になられたから、御話申すのは却て愚かであるからやめてしまふ。

この院姫宮あまたおはしまし、かど、院號は章義門院延明門院ばかりにおはします。二條富小路の昔の院の跡に、あづまよりつくりて奉る内裏、この頃御わたましなどいとお面白かりき。近き事は人皆御覽せしかば、なかくにてとどめつ。

○伏見殿へ御幸。伏見院御幸記、正和二年十月十五日、今日上皇御幸伏見殿、明後日可レ被レ送_レ出家_二之故也。○限りのたび、俗體での最終の御幸。○えもいはず。言ひもえず。言ひやうもなく。○庇の御車。伏見院の御乗りになる車である。細代庇車のこと。○新院に譲り奉らせ給ひ。院政をば後伏見院に譲り申される意。○玄輝門院。後深草院の妃。○永福門院。伏見院の中宮。○御輕服の儀。伏見院は實は花園帝の父であるが、然し花園帝は後伏見院の猶子となつてゐるから、帝は伏見院には祖父に對する禮を以てして、重い喪服を着けずに輕い喪服を着けられた事をいふ。○章義門院。伏見院の二女、譽子内親王のこと。准三宮に叙せらる。○延明門院。伏見院の女、延子内親王のこと。准三宮に叙せらる。○御わたましなど。新しい内裏への御遷幸の儀など。○近き事は云々。尼の詞。○なかなかにとどめつ。御話するのは却つて愚かであるので止めてしまふ。

第十六 秋のみ山

【通釋】
 文保二年二月二十六日、花園天皇は御讓位なさる。東宮は最早卅歳に滿ちていらつしやるから、御即位の時が待遠であつたのに、愈々御踐祚なさるのを、芽出度お思ひなさるであらう。後宇多法皇は都に御出ましなされて、天下の政務をお治めなさる。龜山殿はそれはそれでいて、近頃は別到大覺寺の邊に御堂を建立して體居せられ、ますます眞言宗の奥義をのみ御修行なさるから、自然都に御出かけになる事も

文保二年二月廿六日、御門_{花園}ありゐさせたまふ。東宮は既に三十にみたせ給へば、待遠なりつるに、めてたくおぼさるべし。法_{宇多}皇都に出でさせ給ひて、世の中しろしめす。龜山殿はさることにて、近頃は、大覺寺のほとりに、御堂たて、籠りおはしましつゝ、いよゝ密教の深き心ばへをのみ勤めまなばせ給へば、おのづからも京にいてさせ給ふ事なく、又參りかよふ人もまれなるさまにて、神さびたりつるを、引きかへ事しげき世に、御行も懈怠したまへば、むづかしくおぼさる。三月二十九日御即位なり。行幸の當日に、左大將内經、花山院右大將家定、行列を争ひて、隨身どもわしくのしれば、御輿をおさへて、職事奏

なく、又、都から大覺寺へ参り通ふ人も稀である有様で、神々しく淋しくあつたものを、今はそれには引かへて政務を御覽になるやうになつて煩雜なる事の多い俗世に、自然御修行も怠りなされるから、うるさい事にお思ひたさる。

三月二十九日が御即位式である。太政官廳への行幸の當日、左大將内親と花山院右大將家定とが、行列の列次を争うて、兩者の隨身どもが騒がしく言ひ立てるから、天皇の御輿を支へ止めて、藏人が事の由を奏上して御裁可を仰ぐやうである。

しくだしなどすめり。左大將の御父君は、内實のおとと聞えしが、嘉元の頃俄にかくれ給ひにしかば、せうろくもしあへ給はざりしにより、今はたゞ人にてこそいますべければとて、かく争ふとぞ聞えし。十一月二十二日大嘗會、清暑堂の御神樂の拍子のために、綾小路の宰相有時といふ人、大内へまわり侍るとて、車よりおりられけるほどに、いとすくよかなる田舎侍めくもの、太刀を抜きてはしりよるまゝに、あへなくうちとりけり。さばかり立ちこみたる人の中にて、いとめづらかにあさまし。さて拍子俄にこと人うけたまはる。大事どもはて、後、尋ねさたあるほどに、かい川の三位顯香といふ人、この拍子をいどみて、我こそつとむべけれと思ひければ、かゝる事をせさせけり。道にすけるほどはやさしけれども、いとむくつけし。さ

左大將内親の御父君は、内實内大臣と申したが、嘉元の頃に俄に薨去なされたから、攝政の職にも昇り送げられなかつたので、只今は常人でいらつしやるからというて、このやうに争ふのであると申した。

十月廿七日は大嘗會である。清暑堂の御神樂の拍子を受持つ爲に、綾小路の宰相有時といふ人が禁中へ参内するというて、車から下りられた時に、甚だ剛健な田舎武士らしいものが、太刀を抜いて走り寄るや否や、たわいもなく首を斬り落して終つた。それ程混雜してゐ

てかの三位は流されぬ。かくて今年はくれぬ。

◎秋のみ山。卷名は、永福門院から皇后禧子に贈つた御歌、「今宵しも雲の月も光りそふ、秋のみ山を思ひこそやれ。」御返し、後醍醐帝御製、「昔見し秋のみ山の月かげを、思ひいでてや思ひやるらむ。」の二つから付けてゐる。◎三十にみたせ給へば。三十歳に満ちていらつしやるから。皇胤紹運録、「後醍醐天皇、文保二年二月二十六日受禪、三十一。」◎待遠なりつるに。御踐祚の時が待遠に思はれたのに。◎法皇都に出てさせ給ひて。後宇多法皇は大覺寺統の後醍醐天皇が御即位せられるので、今まで籠つて居られた嵯峨の大覺寺を出られて都に遷り、院政をとられたのだ。◎龜山殿はさることにて。龜山殿はそれはそれとしておいて。◎大覺寺。山城國葛野郡嵯峨村にある。此寺は元來嵯峨天皇の離宮であつたが、後に佛寺とし、大覺寺と號して、恒寂法親王を開祖とした。然し法親王入寂後は久しく荒廢してゐたが、徳治二年後宇多院が出家して此寺に移られ、法親王の往跡を再興された。以後大覺寺御門跡と稱してゐる。◎密教の深き心ばへ。眞言宗の深い教義。◎神さびたりつるを。神々しく、ひっそりとしてゐたのを。崇高に閑寂であつたのを。◎引きかへ事しげき世に。それとは反對に、政務を行はれるやうになつて、煩はしい事の多い世の爲に。◎御行。佛道修行。◎懈怠。をこたふる。

る人込みの中で、かく見事に斬り落したのは、ひどく珍らしく驚き呆れる。さて拍子をば俄に他の人が承ります。大嘗會の儀式どもが済んでから後、犯人の詮議があるにつけ、紙屋川の三位顯香といふ人が、この拍子を競争して、自分こそ是非に勤めねばならぬと考へたから、このやうな事を人にさせたのであつた。藝道に熱心な程は優しけれども、人の命を害するのは甚だ恐ろしい。そしてかの三位は流された。かうして文保二年は暮れた。

悪を斷ち善を修めることに心を盡さぬこと。菩薩本行經、「出家懈怠、不能出離生死之苦。」○むづかしくおぼさる。うるさいと思ひなされる。「むづかし」は、物事の繁くて煩はしいのをうるさいと思ふ意。○行幸の當日。太政官廳への行幸の當日。○行列を争ひて。行列の列次を争うて。此時、内經家定は共に權大納言で、家定は一萬、内經は二萬である、随つて大納言の職では家定が内經の上位に立つべきであるのに、一方、内經は左大將家定は右大將で、近衛に於ては内經が家定の上位に立つべきであるから、互に列次を争うたのである。○わゝしく。騒がしく。○御輿をおさへて。天皇の御輿を支へ止めて。○職事奏しくだしなど。職事が事の由を主上に奏上して、主上が勅裁を下しなど。「職事」はシキジと訓む。藏人の別稱。即ち、藏人の頭は勿論、五位六位の藏人までをもさして云ふ。○せうろくもしあへ給はざりしに。攝關の職にも昇り送げられなかつたので。○たゞ人にて云々。常人で勢力が無くあらせられるからというて。○十一月廿二日大嘗會。公卿補任、「文保二年十月廿七日甲寅、御輿、十一月廿二日己卯、大嘗會。」大嘗會の解説は前に出でゐる。○清暑堂の御神樂。大嘗會の己日の主基の節會の後、主上が豊樂殿の後にある清暑堂に臨御して催される御神樂をいふ。○拍子のために。拍子の役を受持つ爲に。○はしりよるまゝに。走り近づくに随つて。

馳せ近寄るや否や。○あへなく。たわいなく。○さばかり立ちこみたる。清暑堂の神樂で、官人共が澤山に混雜してゐるをいふ。○大事。大嘗會の儀式をいふ。○尋ねきたあるほどに。犯人の詮議立てがあるに随つて。○かい川の三位。紙屋川に住んでゐる藤原三位顯香。○いどみて。競争して。○我こそつとむべけれ。自分が拍子の役を勤めねばならぬ。○せさせけり。人に爲さしめた。○道にすけるほどは。藝道に執心なる程合ひは。○むくつけし。恐ろしい。氣味がわるい。○かの三位はながされぬ。公卿補任、「侍從從三位藤原顯香、元應三年月日出家、關東配流。」

まことや、こたみの東宮には、後二條院の一の御子定り給ひぬれば、御門の坊にておはしまし、時のまゝに、冷泉萬里小路殿の寢殿にうつり住ませ給へるに、二月の頃、軒の櫻さかりにをかしき夕ばえを御覽じて、内に奉らせ給ふ。かの花につけて、なれにける花は心やうつすらじ、おなじ軒端の春にあへども。

【通釋】ほんにマア、此度の皇太子には、後二條院の第一皇子邦良親王が御立ち遊ばす事にお定りなされたから、後醍醐帝が皇太子であらせられた時の通りに、冷泉萬里小路殿の寢殿に遷り住んで居られたに、二月頃軒の櫻が盛り

て面白い夕映の景色を御覽になつて、その櫻の花につけて差上げられた歌、

なれにける花は心やうつすらむ、おなじ軒端の春にあへども。
御返歌は、紫宸殿の御庭の櫻に差しかへなさる。花はげに思ひいづらむ春をへて、あかね色香にそめし心を。

【通釋】
花園上皇は、御兄なる本院後伏見上皇と、同じ持

明院殿に御住みなさる。元來花園院は、後伏見院の御猶子でいらつしやるから、まして同じ院の内、少しも御隔心なく致される。甚だ好ましい御有様である。睦しくある管の御間柄であるけれど、昔でも今でも、御母親などの異なつてゐるものは、どういふわけであらうか、餘所々々しい事もまじり、曲事のある習はしてあるを、此院の御間柄は、眞實に愛し合はれてゐるのが、ひどう珍らしく結構である。後伏見院は、廣義門院の御腹に出来た第一皇子量仁親王を、今度の皇太子に立

御返しは、南殿の櫻にさしかへたまふ。

花はげに思ひいづらむ春をへて、

あかね色香にそめし心を。

◎東宮。歴代皇紀、邦良親王、(元惟良)、後二條第一皇子、母參議宗親女、文保二年三月九日立坊、十九。◎二月の頃。三月の誤であらう。◎をかしき夕ばえ。夕日の櫻に映つてゐる面白い景色。◎かの花につけて。軒の櫻の花につけて次の歌を奉つたといふ意。◎なれにける。歌意は、主上が東宮で居られた頃、此處に年久しく住んで馴染んだ冷泉萬里小路殿の軒端の櫻の花は、今でも主上の方へ心をうつすことであらう、今年も例年と同じく、軒端に巡り來た春に逢うて咲くけれども。◎南殿の櫻。紫宸殿の左近の櫻をいふ。◎花はげに。歌意、「花はいかにも思出すことであらう、幾春も幾春も長い間、いくら見ても十分とは思はぬ花の色や香に染み込ませた私の心を。」「色香に染めし心」は色香を深く愛した心。

花園 御兄の本院とひとつ持明院殿にすませ給ふ。もとより御子のよしにておはしませば、まいて一つ院の内にて

いさゝかも隔てなく聞えさせ給ふ。いと思ふやうなる御有様なり。さるべき御中といへども、昔も今も御腹などかはりぬるは、いかにぞや、そばくしき事もうちまじり、くせあるならひにこそあるを、この院の御あはひ、まめやかにおもほしかはしたる、いとありがたうめでたし。本院は廣義門院の御腹の一の御子を、この度の坊にやとおぼされしかど、ひき過ぎぬれば、いとほるけかるべき世にこそと、さうくしくおぼさるべし。御歌合のついでなりしにや、

いろく／＼に都は春のときにあへど、

わがすむ山は花もひらけず。

大覺寺殿には、ひきかへ馬くるまの立ちこみたるを御覽じて、
法皇よませたまひける、

われすめばさびしくもなし山里も、

朝まつりごとをこたらずして。

てようかと御思ひなされ
たけれども、邦良親王が
先を越して太子に立たれ
たから、量仁親王の坊に
立つのは、大層遠くある
であらうと、ひどう淋し
くお思ひなされるであら
う。御歌合のついでであ
つたらうか、次の御歌を
お詠みなされた。
いろ／＼に都は春のと
きにあへど、わがすむ
山は花もひらけず。
大覺寺殿に於ては、これ
と反對に、車馬の混雜
してゐるのを御覽になつ
て、後宇多法皇の御讀み
になつた御歌。

◎御子のよしにて。御子の如き趣で。花園院は後伏見院の猶子であるをいふ。實
際には花園院と後伏見院とは異母兄弟である。◎聞えさせ給ふ。語りなされる。◎
思ふやうなる御有様。心に斯くありたいと希望するが如き御有様。理想的な御有
様。◎さるべき御中。睦しくある筈の間柄。親子兄弟の如き睦しくあるべき間
柄。◎御腹などかはりぬるは。生母の異なつてゐる間柄は。◎そば／＼しき事。
よそ／＼しい不和な事。「そば／＼し」は側々しい意。親しくない意。源氏桐壺に、
「弘徽殿の女御また此宮とも御中そばそばしき故。」などあるも不和の意。◎くせ
あるならひ。間違ひ事のある習はし。◎おもほしかはしたる。愛し合うたのが。
◎この度の坊にやと。今度の皇太子に立たせようかと。後醍醐帝の太子に立せよ
うかと思はれたのである。◎ひき過ぎぬれば。邦良親王に先を越されて、立つべ
き機會が経過したから。◎はるけかるべき世にこそと。量仁親王の立場は、邦良
親王踐祚後の事であるから、末とほくあるであらう世の中であると思つて。◎い
ろ／＼に。歌意、「種々様々の事につけて、都に住む大覺寺統の人々は、春の如き
楽しい時に逢ふけれど、自分のすむ山は、花も咲かないで淋しい姿である。」わ

ごとをこたらずして。

がすむ山」は、持明院殿（京都市上立賣の北、新町の西、今安樂小路にある）をさし
てゐる。◎馬くるまの云々。大覺寺殿では、後宇多法皇がお住みになつて院政を聽
かれる爲に、官人の乗つて来る車馬が雜沓してゐることをいふ。こゝの所は、本章
の初めに、「法皇は都に出て云々。」とある趣旨と矛盾するやうに見えるが、然し
法皇は時々都から嵯峨の大覺寺殿へ歸つて居られたので、爰では歸つて居られた
時の事をいふのである。それは下の文に、「法皇はやゝもすれば、大覺寺殿にのみ
籠らせおはします云々。」とあるに依つても十分に合點が出来る。◎われすめば。
歌意、「自分が住んで居ると、嵯峨の山奥も別に淋しくもない。山里に於ても朝政
をば怠らないで、諸司百官が事を奏しに群り来るから。「朝まつりごと」は、長恨歌
に、「從レ此君王不^{アヤツリゴトシマハ}早朝」などあり、歌にも、續後拾遺集に、「露よりもなほ事業
き萩の戸の、あくれば急ぐあさまつりごと。」などと讀んである。續古事談に、「昔
平城天皇の御時までは、此國にも、あさまつりごとし給ひけり。其儀式、未だハ
ノボノの程に、主上出でて南面におはします。群臣百僚各々座に着く。四方の訴
人、さうなく内裏に参り集りて、高き机の上に、うれへ文の箱といふものを置か
れたり云々。」と見え、早朝に主上を始め百官の者が集つて、訴訟を評議したので
ある。然し、爰では廣く「朝廷の政務」をさしてゐる。

【通釋】
 後醍醐帝は以前から、西園寺入道太政大臣實兼の末の御女で、兼季大納言の御同腹であらせられる御方を、内密に御寵愛なされて、並びない御愛情が、年と共に一通りならず加はられたから、何時のまにか女御の宣旨など下させられ、間もなく八月立後の儀があるから、入道殿も晩年に甚だ恐れ多く芽出度い事にお思ひなされる。中宮が宮中から北山殿に退去して居られた頃、行幸があつた。八月十五日の夜、名月の名を得てゐる月も、格別光を加へたのが、場所柄時

今の上は、はやうより西園寺の入道おとゞ實の末の御女、兼季の大納言のひとつ御腹にもし給ふを、忍びて御覽じつゝ、わく方なき御おもひ、年にそへてやむごとくならおはしつれば、いづしか女御の宣旨などきこゆ。程もなくやがて八月に后だちあれば、入道殿もよはひの末に、いとかしこくめてたしとおぼさるべし。北山にまかて給へる頃行幸ありき。八月十五日の夜、名を得たる月も殊に光をそへたる、所がらよりからおもしろく、めでたき事ども花やかなるに、御姉の永福門院鎌子より、今の后の御方へ御消息聞えたまふ。

こよひしも雲井の月もひかりそふ、

秋のみやまをおもひこそやれ。

御返しは「まろ聞えむ」とのたまはせて、内後醍醐のうへ、

節柄面白く、結構な事どもが華々しくあるに、御姉の永福門院から、今の皇后の御方へ御便りを申上げなされる。その御歌、こよひしも雲井の月もひかりそふ、秋のみ山をおもひこそやれ。御返歌は、「朕が申し贈らう。」と仰せられて、主上の御製、むかし見し秋のみ山の月影を、おもひいでてや思ひやるらむ。主上の御同母の姉でいらつしやる前齋宮も、皇后宮におなりなされる。御母の准后も院號を奉られて、談天門院と申すやうである。いろ／＼花々し

むかし見し秋のみやまの月かげを、

おもひいでてや思ひやるらむ。

御門のおなじ御腹の前齋宮も、皇后宮にたゞせたまふ。御母准后も、院號ありて談天門院とぞきこゆめる。よろづ花やかにめでたき事どもしげうきこゆ。

◎ひとつ御腹にもし給ふ。同じ御腹の兄弟でいらつしやる。禮成門院禰子は兼季と同母兄弟で、太政大臣實兼の子。母は召使の女房である。◎わく方なき御おもひ。並びない御寵愛。◎やむごとくならおはしつれば。一通りならずあらせられたから。◎女御の宣旨などきこゆ。女御とすべき由の仰せを下される。◎よはひの末に。晩年に。禰子の立后の儀は元應元年八月で、此時、實兼は七十一歳の高齢であつた。◎北山にまかて給へる頃。北山殿に皇后が退出してゐられる頃。北山殿は實兼の第。◎行幸。續史愚抄、「元應元年八月十三日乙丑、主上行幸北山第」(入道前太政大臣實兼第、中宮爲御所)曾可爲御所云々、戊辰、自北山殿還御於宮中。◎名を得たる月。仲秋の名月として名高くなつてゐる月。◎殊に

く目出度い事どもが澤山に聞える。

【通釋】
宮中では、萬里小路大納言入道師重というた人の

女で、大納言の典侍というて、大層君寵を得ていらつしやる人のあるを、堀川の春宮権大夫具親の君が、極内密に逢ひ初めたのであらうか、かの大納言の典侍が、消すが如くに姿を隠したというて、尋ね索められる。二三日間こそ隠れて居たけれど、間もなく具親と共に見付け出されたから、主上はひどう心外に憎いとお思ひなされる。大納言の典侍は高貴な身分ではないけれど、君寵の深い時であるから、具親をば嚴重に罰せられて、いかにも須磨の浦へも流したいまでには御思ひなされ

光をそへたる。特に清光を増してゐるのが。◎こよひしも。歌意、「今宵は特にマア空を渡る月影も、主上の行幸によつて、一段と清光を添へる中宮御所の秋の北山殿を懐かしく想像する。」今宵は仲秋の名月で折柄主上も行幸されて居る事であるから、中宮の住まれる北山殿には、例年よりは照る月影も一段と清光を増してゐることであらうと、懐かしく思ふといふのである。「雲井」に「空」と「御所」との兩意を、「秋のみやま」に「秋宮」と「秋の北山」との兩意を兼ねさせてゐる。「秋宮」は、皇后中宮の御所の名で、轉じて直に皇后中宮の事にもいふ。此歌と次の返歌とは共に續千載集に出てゐる。◎まる聞えむ。後醍醐天皇の御詞。朕が申さう。◎むかし見し。歌意、「昔、あなたが伏見院の皇后に立たれて、花やかな月日を送られた其折に、眺められた秋の北山に照るさやかな月影を、今日なつかしく追憶して、妹の身の上も、過去の自分の如く、さぞ花やかに楽しい事であらうと、想像する事であらう。」◎前齋宮。達智門院非子のこと。この方は徳治元年廿二歳で伊勢齋宮となり、同三年、後二條帝の崩御の爲に退下し、文保三年三月皇后宮となつた。◎御母准后。後醍醐帝の御母なる准三宮忠子のこと。
内には萬里小路大納言入道師重といひしが女、大納言の典侍とて、いみじう時めく人あるを、堀川の春宮権大夫具親の君、い

としのびて見そめられけるにや、かの女かきけち失せぬとて、もとめ尋ねさせ給ふ。二三日こそあれ、ほどなくその人とあらはれぬれば、うへいとめざましくにくしとおぼす。やむごとなき際にはあらねど、御おぼえのときなれば、きびしく咎めさせ給ひて、げに須磨の浦へも遣さまほしきまでおぼされけれども、さすがにて、つかさ皆とめて、いみじうかうせさせ給へば、かしてまりて、岩倉の山庄にこもりぬ。花の盛りにおもしろきをながめて、

うき事も花にはしばしわすられて、

春のころぞむかしなりける。

典侍の君は歸りまぬれるを、つらしとおぼすものから、「うきにまされぬ戀しさ」とや、いよくうたがらせ給ふを、さしもあ

たけれど、然しそれも出来かねられて、官職を停めてひどう御勤あらせられるから、謹慎して岩倉の山庄に籠つてゐた。櫻花の盛りで面白いのを眺めて、次の歌を讀まれた。

うき事も花にはしばし
忘られて、春の心ぞむ
かしなりける。

大納言の典侍の君は禁中へ歸つて参つたのを、主上には情ないと思ひなさるものゝうきにまぎれぬ戀しさ」といつた趣であるか、愈々御寵愛なされるのを、本人の典侍の君はそれ程にも思はない、矢張浮氣心が絶えない。

らず、さうじみは、なほすき心を絶えずありけむかし。

たえはつる契りをひとり忘れぬも、

うきもわが身の心なりけり。

とてひとりごたれける、すゑさまには、公泰の大納言、いまだ若うおはせし頃、御心とゆるして給はせければ、思ひかはしてすまれしほどに、かしこにてうせにき。御門の御母女院十一月うせ給ひにしかば、内のうへ御服たてまつる。天下ひとつに染めわたして、葦すだれとか、いとまがくしきものども懸け渡したるも、あはれにいみじくぞ見ゆる。五節もとまりぬ。若き人々などさうくしく思へり。

◎見そめ。逢ひ初める意。◎かきけち失せぬ。消すが如くに姿を隠した。◎二三日こそあれ。二三日間は隠れても居たけれど。◎その人と。具親の君と共に。◎

いであつたのであらうよ。

たえはつる契りをひとり忘れぬも、うきもわが身の心なりけり。

と獨りごとというて居られたが、末頃には、公泰の大納言のまだ年若くあらせられた時、主上は御心から許して、公泰卿に典侍の君を下さつたから、互に愛し合つて暮してゐた間に、大納言の家で亡くなつて終つた。

後醍醐帝の御母談天門院が十一月崩御せられたから、主上は喪服を御召しなされる。天下の者は誰も彼も同様に墨染の色に染めて、葦簾垂とかいふ甚

めざましく、心外に。此詞はもと「目スサマジキ」意で、中頃から、目の醒める意に用ゐ、善惡に通じて、驚く程の甚しいこといふ。◎やむごとなき際。貴い身分。女の身上をいふ。◎きびしく咎めさせ給ひて。權大夫具親を嚴重に罰せられて。◎須磨の浦へも云々。流罪に處せようとまで思はれた意。「須磨の浦」というたのは、源氏物語の主人公光源氏が、臘月夜の内侍と不義の情を通はした爲に須磨に流された有名な話から、「流罪にしよう」といふ心持を「須磨の浦へも云々」といふ詞で、婉曲に述べたのである。◎つかさ皆とめて。具親の官職を停めて。◎かうせさせ給へば。「かうじせさせ給へば」の意。「かうじ」は、勘事の字音便、咎めること。◎かしこまりて。畏れ慎んで。◎岩倉の山庄。山城國愛宕郡にある。◎うき事も。歌意、勘當の身のつらひ事も花に對しては暫時忘れる事が出来て、春を樂しむ心持は昔の通りであるわい。◎つらしとおぼすものから。典侍の君が浮氣をしたのを情けないと御考へになるものゝ。◎うきにまぎれぬ戀しさとや。つらいつらと思ふ情の爲にも打ち消されない、つらさ以上の戀しさといふのか。一本に「戀しさとや」とある、是は戀しさであるかの意。「うきに云々」の句は、新讀古今集にある按察使顯朝の「かく許り思ひ絶えにし年月の、うきに紛れず人の戀しき。」といふ歌からとつたのであらう。◎さしもあらず。左様でもない。主上の御寵愛遊は

だ不吉なものどもを一面に懸けたのも、身に染みてひどく悲しく見える。それが爲に十一月の五節の舞も中止になつた。若い人々などは淋しい事に思つた。

【通釋】
後醍醐帝もまた和歌をお嗜みなされるから、何時の間にか勅撰の事を仰せ

す程に主上に心を寄せてゐない意。◎さうじみ。正身で、本人の意。◎すき心。色好みの心。浮氣心。◎たえはつる。歌意、具親卿は勘當の身となり、自分は禁中にとりこめられて、絶えてしまつた二人の中の約束をひとり忘れてないで懸ひ慕ふ心の苦しきも、また思ふに任せない身のつらさも、共に自身の心から出た事であるよ。此歌は續千載集に載つてゐる。◎ひとりごとたれける。獨語して居られたがといふ意。◎すまざまには。末の頃には。◎御心とゆるして給はせければ。天皇の御心から許して典侍の君を公泰の奥方に下されたから。◎すまれしほどに。夫婦となつて居た間に。◎ひとつに染めわたして。同じ墨染の喪服の色に誰も彼も染めて。◎葦すだれとか。葦簾とかいふ。諒闇の時は普通の御簾をとつて、葦で作つた御簾にかへ、帽額なども鈍色の細布を用ゐて質素にする。◎まがくしき。「禍々しき」で、不吉の意。◎五節も云々。諒闇の爲に十一月行ふ五節の舞もなくなつた。◎さうじみ。有るべきものがなくて物足らぬ意。

當代もまた、敷島の道をもてなさせ給へば、いつしかと勅撰の事おほせらる。前藤大納言爲世うけたまはる。玉葉集のねたかりしふしも、今ぞ胸あきぬらむかし。この大納言の女、權大納

なざる。前藤大納言爲世卿が勅命をうけたまはる。玉葉集を爲兼卿が撰進されたについての嫉妬の情も、今は晴々としたであらう。この大納言爲世卿の女の權大納言の君というて、主上が皇太子であらせられた御時に、此上もなく御寵愛なされた方の腹に、第一皇子、第三の皇女、及び法親王など、澤山お生れなされる。かの大納言の君は早逝せられたから、昨今三位をお贈りなされる。贈三位爲子というて、撰集にも優しい歌が澤山に御座います。

言の君として、坊の御時かぎりなく思されたりし御腹に、一の御子、女三のみこ、法親王など、あまたものし給ふ。かの大納言の君ははやうかくれにしかば、この頃三位おくらせ給ふ。贈從三位爲子として、集にもやさしき歌多く侍るべし。さて大納言は人々に歌すゝめて、玉津島の社にまうてられけり。大臣上達部よりはじめて、歌よむと思へるかぎり、この大納言の風を傳へたるは、漏るゝものなし。子どもうまごどもなど、勢ひことにひびきてくだる。まづ住吉へまうて、逍遙しつゝのしりて、九月にぞ玉津島へ詣でける。歌どもの中に、大納言爲世、今ぞしるむかしにかへるわが道の、まことを神もまもりけりとは。かくて元應二年四月十九日、勅撰は奏せられけり。續千載とい

人に詠歌を勸誘して、玉津島の社に参詣せられた。大臣上達部を始として、歌を讀むと思つてゐる範圍の人で、大納言の歌風を傳へてゐる者は、隨行に漏れる者はない。子供や孫どもなど、格別に元氣よく騒いで下る。まづ住吉神社へ参詣し、ぶらんくと逍遙しつゝ立ち騒いで、九月に玉津島へ参詣した。澤山の歌どもの中で、大納言爲世卿の讀まれた歌。

いまでも知る昔にかへる
わが道の、まことを神
もまもりけりとは。

このやうにして元應二年四月十九日に、勅撰集は

ふなり。新後撰集とちなじ撰者の事なれば、多くはかの集にかはらざるべし。爲藤の中納言、父よりは少し思ふ所加へたるぬしにて、今すこしこの度は心にくきさまなりなどぞ、時の人々さたしける。

◎もてなさせ給へば。お嗜みになるから。◎いつしかと。何時の間にか。いつかはやく。◎玉葉集のねたかりしふしも。玉葉集を爲兼卿が撰進された、それについての嫉妬の情も。◎胸あきぬ。胸が晴々とした意。◎坊の御時。主上が皇太子の時代。◎大納言の君。爲世卿の女爲子のこと。和歌作者部類に、「贈從三位爲子、前大納言爲世女云々」とある。◎集。歌の撰集をいふ。◎歌すゝめて。撰集に入れるべき歌を讀んで出すように勧めて。◎玉津島の社。住吉社、柿本人丸と共に和歌三神とせられてゐる。但し和歌三神については、他にも種々の説がある。玉津島は、衣通姫を祀つた社で、紀伊國海草郡にある。爲世卿は、和歌の神に詣でて撰集の無事に終るやうに祈願したので。◎歌よむと思へるかぎり。歌を讀むと思つてゐる範圍の人で、「かぎり」の次に「の」の字を補うて解く。◎大納言の風。大納言の作風。◎住吉。攝津國住吉郡（今東成郡）住吉村にある。祭神

奏進せられた。續千載集といふのである。新後撰集と同じ撰者の事であるから、大體はかの新後撰集に變らないであらう。爲藤の中納言は、父爲世卿よりは少し考の勝れてゐる御方で、その方が補佐されたから、續千載集は新後撰集よりも、もう少し奥床しい有様であるなどと、當時の人々は評判した。

は、表筒男命、中筒男命、底筒男命の三神に、後に、息長帯姫命を加へて四座である。◎逍遙しつゝ。ぶらんくと心にまかせて遊びつゝ。◎今ぞしる。歌意、「俊成定家二卿の正統の者が代々撰集の勅を承つたその昔に返つて、今、定家卿の正統をうけ繼いでゐる自分が撰集の命を蒙り、歌風も定家卿の傳へた正統がもてはされるやうになる歌道の正しい傳統をば、神も加護されるのであるとは、今始めて知る事である。」即ち、定家卿の傳へた歌の正風を背いて新作風を立てた爲兼一流の者が、時には勅撰の命を受けて、定家卿傳統の正風を嚴守してゐる爲世一統の者が斥けられた折もあつたが、今又爲世が撰集の命を蒙つて定家卿の傳へられた正風が重んぜられるやうになつたのは、和歌の神もこの定家卿以來の正統をば加護したのであると、知る事が出来るといふのだ。「わが道」とは歌道のこと。爲世卿の家は代々歌道を以て家の道としてゐるので「わが道」というたのである。◎勅撰は云云。拾芥抄に、「續千載集二十卷、文保三年己未四月十九日、依「後宇多院宣、前權大納言爲世卿撰之。」と見え、本書に、元徳元年に勅を蒙るとあり、また、天皇の勅命の如くにいうてゐるのと異なつてゐる。◎爲藤の中納言。爲世の第二子。續千載集を撰ぶ折、その事にあづかつてゐる。◎思ふ所加へたるぬし。思慮の勝れてゐる御方。◎今すこしこの度は云々。新後撰集よりは、もう少し續千載

【通釋】院の御所でも禁中でも、政務の暇々には御歌合ばかり繁く遊ばした中で、元亨元年八月十五夜かと思憶するよ、平素よりも格別に月の風情が面白かつたに、主上は萩の戸に出御遊ばされて、格別の御遊などもありたいと思ふやうな夜であるが、春日の御神が假殿にあらせられる頃で、管絃の吹奏は折があるいから、例の如くたゞ内々御歌合なき

集は奥床しい有様であるといふ意。このあたりの本文は餘り省略にすぎている。試に補うて解くと、子の爲藤の中納言は父爲世よりは少し思慮のすぐれてゐる君で、それが補佐してゐるから、讀千載集は奥床しい有様であるといふ意になる。

◎さた。噂。評判。

院にも内にも、あさまつりごとのひま／＼には、御歌合のみしげう聞えし中に、元亨元年八月十五夜かと思、常より殊に月もしろかりしに、うへ萩の戸にいてさせ給ひて、ことなる御遊などもあらまほしげなる夜なれど、春日の御神うつし殿におはします頃にて、絲竹の調べはをりあしければ、例のたゞ内々御歌合あるべしとて、侍従の中納言爲藤召されて、俄に題たてまつる。殿上にさぶらふかぎり、左右おなじほどの歌よみをえらせ給ふ。左は、内のうへ、春宮大夫公賢、右衛門督公敏、侍従中納言爲藤、中宮権大夫師賢、宰相惟繼、昭訓門院の春日爲世の女

らうというて、侍従の中納言爲藤を召されて、俄に歌の題を奉らしめる。殿上に伺候するあるたけの人々から、左右同じ敷の歌人をお探みなさる。左方は、主上、春宮大夫公賢、左衛門督公敏、侍従中納言爲藤、中宮権大夫師賢、宰相惟繼、昭訓門院の春日で、右方は、藤大納言爲世、富小路大納言實教、洞院中納言季雄、公脩、宰相實任、小將内侍、忠定朝臣、爲冬、及び忠守などいふ醫師も和歌の道を嗜む者だといふて、召し加へなさる。衛士のたく火も月の名をれてあらうかというて、

右は、藤大納言爲世、富小路大納言實教、洞院中納言季雄、公脩、宰相實任、少將内侍爲信の女、忠定朝臣、爲冬、忠守などいふ醫師も、この道のすきものなりとて召し加へらる。衛士のたく火も月の名だてにやとて、安福殿へ渡らせたまふ。忠定中將、晝の御座の御はかしをとりてまゐる。殿上のかみの戸をいてさせ給ひて、無名門より右近の陣の前をすぎさせ給へば、やり水に月のうつれる、いとちもしろし。

◎御歌合のみしげう聞えし中に。御歌合のみ繁くなされた中で、聞えは敬語の助動詞。◎八月十五夜かと思。八月十五夜かと思憶するよ。◎萩の戸。清涼殿の夜御殿の北につゞいてある東西一間、南北二間の室。其處の障子には萩を畫いてある。◎ことなる御遊。格別の御遊。◎春日の御神。春日神木のこと。春日明神の神體とした神木で、禰である。春日神社の神人や興福寺の僧徒等は、不平の事があると、數千人相率ひて、梓や禰に鏡を懸け、之を捧げて都に入り禁闕を犯し、

安福殿へ御移りになる。忠定中將が晝の御座の御劔を持つて参ります。殿上の東端を出でられて、無名門から右近の陣の前を御通りになると、遺水に月の影の宿つてゐるのが、甚だ面白い。

門を叩いて敬訴する、之を神木入洛といふ。朝廷では、この入洛の間は、節會、公事等をやめて謹慎し、神木が歸座すると、大抵奉幣使を、本社・大原野・吉田の三社に遣はすのが例である。大原野、吉田は春日の神を分祀した社。元亨元年にも八月六日に入洛して同年十月七日に歸座した。丁度仲秋の月の頃は神木入洛中であつた。○うつし殿。假に神體を安置し置く所。假殿。○絲竹の調べ。管絃の御遊。○題たてまつる。「たてまつる」では「召され」といふのに照應しない。「たてまつらしむ」となければならぬ。○宰相惟繼。惟繼はこの時は正三位勅解由長官で、宰相に進んだのは元亨三年である。○衛士のたく火も月の名だてにやとて。衛士の焼く火も、火の光の爲に月が清光を増したと見えては、仲秋の名月の名折れであるというて。「衛士」は、諸國軍團の兵士の中で、一年毎の交替で上京して、宮城を守る者で、夜になると篝火を焼いて非常を警戒するもの。左右の衛士府(後に衛門府と改めた)に屬してゐる。令義解に、「凡衛門至夜燃火、謂内及中外三門皆衛士燃火也。」詞花に、「御垣守五じのたく火のよるはもえ、ひるは消えつゝ物をこそ思へ。」中務集に、「御垣守衛士のたく火にあらねども、我れも心の中にこそたけ。」などある。「名だて」は「名をれ」の意。新古今集、「梅が枝に物憂き程に散る雪を、花とも言はじ春の名立てに。」○安福殿。一に藥殿ともいふ。大内

裏にある殿舎の一。紫宸殿の西南、永安門の北にある。この安福殿へ遷られたのは、衛士の焚く篝火のなからで、月明りだけの所で御遊びなさらうとするのである。○晝の御座。清涼殿の身舎に東面して設けられた、主上日中出御の時に居られる御座。御座は縹欄縁の疊二帖を敷き中央に茵一枚を置き、前には獅子狛犬を飾り、御座の南端に御劔を備へてある。○殿上のかみの戸。殿上は清涼殿の南廂にある、公卿、殿上人の祇候する所。東西六間、東端を上戸、西端を下戸といひ、上戸の傍に小部として小窓がある。○無名門。殿上の間から出て小板敷を下り紫宸殿に渡る土廊にある。○右近の陣。月華門内安福殿と校書殿との間にある。後には月華門を右近陣とも呼ぶやうになつた。○やり水。庭に小川の如く水を引き入れたのをいふが、爰ては右近の陣の前にある御溝水をさす。

安福殿の釣殿に床子たて、東面におはします。上達部は簀子の勾欄にせなかしあてつゝ、殿上人は庭に候ひあへるもいとえんなり。池の御船さしよせて、左右の講師隆資爲冬のせらる。御みさなどすゐるさまも、うるはしきことよりは、艶にな

【通釋】

内裡の安福殿に擬してある釣殿に床子を据えて、東に面して着座なされる。上達部は簀子の欄干に背を凭れつゝ、殿上人は庭に候候し合はうてゐるの

も、甚だ風雅である。池の御船を漕ぎ寄せて、左右の講師の談資爲冬を乗せられる。御酒などを召しあがる様子も、端麗な事だといふよりは、風雅に優美である。人々が大層氣取つて、歌をば早速も奉らない。甚だ待遠に感じる。照る月も、曇りのない池の鏡に映つて、月の次第は言はないけれど、その風情に著しくあらはれてゐる秋の眞中、いかにも常に異なる空の様子で、月も西に傾いた。明方近うなつた。後醍醐帝の御製、

まめかし。人々の歌いたくけしきばみて、とみにも奉らず。いと心もとなし。照る月なみも曇りなき池のかゞみに、いはねどしるき秋のなかば、げにいとことなる空のけしきに、月もかたぶきぬ。明け方近うなりにけり。うへの御製、

鐘の音もかたぶく月にかこたれて、
をしと思ふ夜はこよひなりけり。

と講じあげたるほど、景陽の鐘もひびきをそへたる、をりからいみじうなむ。いづれもけしうはあらぬ歌ども多く聞えしかど、御製の鐘の音にまされるはなかりしにや。かくて今年もまたくれぬ。

◎安福殿の釣殿。大内裏の安福殿は釣殿ではない。此時は二條宮小路殿におはしましたのであるから、その里内裏の殿舎を大内裏の殿舎に擬して、産殿を紫宸殿、

はこよひなりけり。
と讀み上げた時、景陽の鐘も響を添へて鳴り渡つたのが、折も折とて大層面白い。どれもこれもわるくはない歌などが澤山に聞えたけれど、御製の鐘の音の歌より優れてゐるのはなかつたのであらうか。このやうにして此年もまた暮れた。

西の對の屋を清涼殿、釣殿を安福殿といふやうに呼んだのであらう。故に爰は「安福殿なる釣殿」の意。◎床子。机のやうな腰掛。◎勾欄にせなかおしあて。欄干に背を凭れて。◎うるはしきこと。端正な事。◎けしきばみて。氣どつて。◎月なみ。「月」と「月次」との意。「月次」は「月の並び」をいふ。「月次」に「浪」の意をも添へてある。これは、拾遺集、源順の、「水の面に照る月なみを数ふれば、今宵ぞ秋のなかななりける。」といふ歌から書いた句であらう。◎いはねどしるき云。言葉に出して言はなくても、その趣の著しく見えてゐる仲秋は。◎鐘の音も。歌意。「曉を告げる鐘の音も、傾く月を惜しむ情の爲に、今少し鳴らねばよい」と嘆かれて、一年中で夜の過ぐるのが惜しいと思はれる夜は、今宵の仲秋十五夜であるわい。◎景陽の鐘。景陽の鐘とは、南史武穆妻皇后の傳に、「嘗願昭陽二殿、太后皇后所居也、永明中、無太后皇后、羊貴嬪居昭陽殿西、范貴妃居昭陽殿東、靈姬荀昭華居鳳華栢殿宮内、御所居壽昌畫殿南閣、置白雲鼓吹二部、乾光殿東西置鐘磬、兩廂皆宴樂處也、上教游幸諸苑園、載宮人、從後車、宮内深隱、不聞鐘磬、置鐘磬於景陽樓上、應五鼓及三鼓、宮人聞鐘磬、早起莊飾、車駕展幸、琅邪城、宮人常從、早發至湖北城、爲始鳴、故呼爲「鶯鳴城。」とある故事から出て、遊宴の際に曉を告げる鐘の意に用ゐてゐる。◎ひびきをそへたるをりから云々。

【通釋】

元亨二年正月三日朝觀の行幸がある。法皇は御弟の式部卿恒明親王の御家の大炊御門京極常磐井殿といふに御住ひ遊ばす。當時内裏は二條萬里小路であるから、常磐井殿は陣の中で程近いから、大臣以下徒歩で御供を申上げる。そして供奉の者は、關白内經、太政大臣通雄、左大臣實泰、左大將兼季、右大將冬教、中宮大夫實衡、中納言ては具親、公敏、爲藤、顯

丁度響き渡つたのが、をりも折とて大層面白い。○けしうはあらぬ歌云々。あるくはない相當に品位風格のある歌どもが多く耳に入つたけれども。○鐘の音に。鐘の音の歌に。

元亨二年正月三日朝觀の行幸あり。法皇は御弟の式部卿のみこの御家、大炊御門京極常磐井殿といふにぞおはします。内裏は二條萬里小路なれば、陣の中にて、大臣以下からより仕う奉らる。一條關白内經、久我太政大臣通雄、洞院左大臣實泰、左大將兼季今出、右大將冬教西園寺、中納言には具親、公敏、爲藤、顯實、經定、宰相には實任、冬定、公明、光忠、中將は公泰、資朝、殿上人は頭中將爲定、修理大夫冬方をはじめて、のこるはすくなし。この院は池のすまひ山の木だち、もとよりよしあるさまなるに、時ならぬ花のこずえをさへ造りそへられたれば、春の盛

實、經定、宰相ては實任、冬定、公明、光忠、中將は公泰、資朝などで、殿上人は頭中將爲定、修理大夫冬方を始として、居残る者は妙。この院の御所は、池の様子や山の木立などが、初めから趣ある有様であるのに、時節物でない花の梢までも造り加へられてあるから、春の盛りには、らず咲き溢れてゐるに、そのうへ雪までがひどく降つて、白くならずにある常磐木もない。洲崎に立つてゐる鶴の様子も、千年の趣を有してゐる仙洞御所は、いかにも仙人の棲む宮殿もこのやうか

にかはらず咲きこぼれたるに、雪さへいみじく降りて、残る常磐木もなし。洲崎にたてる鶴のけしきも、千代をこめたる霞の洞は、誠に、仙人の宮もかくやと見えたり。京極おもての棟門に御輿をおさへて、院司事のよしをそらす。亂聲カシヤウの後、中門に御輿をよす。中門の下よりいづるやり水に、ちひさく渡されたるそりはしの左右に、兩大將ひさまづく。劍璽は權亮宰相中將公泰つとめられしにや、關白公卿の座の妻戸の御簾をもたげて、入れ奉らせたまふ。とばかりありて、寢殿の母屋の御簾皆あげわたして、法皇いでさせたまへり。香染の御衣、おなじ色の御袈裟なり。御袈裟の箱御そばにおかる。内のうへ公卿の座より勾欄をへたまふ。御供に關白さぶらひたまふ。階の間より出て給ひて、廂におまし奉りたれば、御拜したまふほど、西東の中門

と思はれた。
京極通りに面した棟門に御輿をとどめて、院司が主上着御の趣を申上げる。笛鼓の合奏があつた後に、中門に御輿を寄せる。中門の下から出る遺水に小さく架け渡してある反橋の左右に、冬牧兼季の兩大將が跪いて伺候する。劔置の役は權亮宰相中將公泰が勤められたのであらうか。關白が公卿の座の妻戸の御簾を高く掲げて、主上を御案内申上げられる。暫しあつて、寢殿の母屋の御簾を一面に捲上げて、後宇多法皇が出御あらせられた。装束は香染の御衣

の廊に、上達部もほくたちかさなりて、見やり奉る中に、内の御めのとの吉田の前大納言定房、まみいたうしぐれたるぞあはれに見ゆる。そのかみの事など思ひいづるに、めてたきよろこびの涙ならむかし。

◎二條萬里小路。宮小路の誤であらう。二條宮小路は常磐井殿の南隣にあるが、萬里小路は少し離れてゐる。それに續史愚抄には、宮小路となつてゐる。◎陣の中にて。常磐井殿は里内裏の陣の中で。即ち、常磐井殿は内裏に近く、且此時里内裏が狹隘であつた爲に、衛府の陣などを此常磐井殿に置かれて、里内裏をも常磐井殿をも警衛したものであらう。「久米の皿山」には「同じ陣の中」とある。要するに、手近い所であるといふ意をあらはす。◎かちより。徒歩にて。「より」は「にて」の意。◎資朝。此時は參議右兵衛督で、中將としたのは誤。◎この院。常磐井殿。◎池のすまひ。池の様子。◎よしあるさま。趣のある有様。◎時ならぬ花のこと。時節でない花の梢。此時は正月であるから、造花の梢を造つたのであらう。◎残る常磐木。白くならず、青色を見せてゐる常磐木。雪の爲に庭の樹木は白い花をつけて、白くならぬ常磐木もないといふ意。◎洲崎。池の中へ差出

に、同じ色の御装束である。御装束の箱を側に置かれる。主上は公卿の座から勾欄を御過ぎになる。御供には關白が奉仕なさる。階の間から出てられて、廂に玉座を設けてあるから、御拜をなさる間、西東の中門の廊に上達部が大勢立ち重なつて見奉る中に、主上の御養育係なる吉田の前大納言定房の眼元が涙に濡うたのが、哀れに見えるやうである。主上の御幼稚であらせられた當時の事を想ひいだすにつけて、芽出度い喜びの涙であらうよ。

てゐる處。◎千代をこめたる霞の洞。千代をも經るといふ趣を具へてゐる仙洞御所。◎仙人の宮。仙人の住む宮殿。◎棟門。家屋雜考に、「もと棟門に對して、樓なくして常の屋の棟の如く造れる門をいふなり」とある。即ち棟を上げてある門である。◎おさへ。留める意。◎中門の下よりいづるやり水。東西の對屋の方から、中門の廊に沿うて流れ、中門を通つて庭の池に注ぐ流れをいふ。◎劔置。劔置を捧げて伺候する役。◎權亮。職の員外の次官をいふ。◎公卿の座。公卿の間のこと。中古貴族の家屋の客座敷をいふ。三内口訣に、「廣縁の西面に妻戸あり、是公卿座の入口なり。公卿座は四疊敷なり、清華御所の公卿座は六疊敷なり云云。」などいふ事が見えてゐる。皇居内の居間の名に「公卿間」といふがある、それとは異なる。◎入れ奉らせたまふ。主上を御案内申上げる意。公卿座で暫時休憩せられるのである。◎香染。如法装束色に、似黒、似青、似赤の三種ある中の似赤をいふので、黄赤に黒みを帯びた色。乾陀羅（丁子香）といふ香樹の汁で染めるから香染といふ。支那では木蘭色というてゐる。今日丁子茶といふものは、主上が階の間を通られて廂に出てさせられるといふ意であらう。◎廂にお

【通釋】御拜講が終つたから、再び元の道をとほられて、公卿の座に入御なされた。法皇も内へ御還入り遊ばして、暫くたつて、左右の樂屋の調子が整うてのち、再び主上は寢殿に御出かけなされる。法皇も同じ間の内に御齒だけ敷いていらつしやる。孫庇に内裡から参つた女房どもが伺候する。第一番の車の左に小大納言の君、此君は「うきもわが身の」と讀んだ大納言の典侍の妹である。右に帥典侍、後方には雑仕の讀鼓こいまとかが随従した。二の車の左に新兵衛、右に中

まし奉り。廂の間に主上の御座を設け奉つてあるをいふ。○御拜したまふ。主上
が後宇多法皇を拜されるをいふ。○たちかきなりて。人々が幾重にも立つてある
をいふ。○内の御めのと。後醍醐帝の御養育掛。○まみいたうしぐれたるぞ。目
もとが涙で濡うたのが「まみ」は、メモト、メツキなどの意。○そのかみの事。
主上が幼少であらせられた當時の事。

御拜をはりぬれば、又もとの道を経給ひて、公卿の座に入らせ給ひぬ。法皇も内に入り給ひて、しばしありて、左右の樂屋の調子とのほりてのち、又みかど入らせ給ふ。法皇も同じ間の内に御しとねばかりにておはします。末のひさしに、内より参れる女房どもさぶらふ。一の車に小大納言の君師重の女、「うきも我が身の」とよみし人の妹なり。帥の典侍資茂の女、さぬき、こいまとかや。二の左に新兵衛、中宮の内侍、後に准后ときこえにき。しりに、夏引、いはねを。三の車に少將内侍、尾張内侍、しり

宮の内侍、此内侍は後に准后と申上げた。その後方には夏引、いはねを随へた。三の車には、左に少將内侍、右に尾張内侍、後方に青柳、今まゐりなどが随うたといふ。上達部が御前の席に着いてから、供御を奉る。持ち運ぶ役は公泰宰相中將、給仕は右大將兼季である。其間に舞人どもが膝をついてかしまる。地下の舞は目新しくもない事であるが、場合柄であらうか、今日は特別に顔色も足踏みも結構に見える。法皇の御所望で、壽王といふ人、この人は松殿の某といふ者の子

に、青柳、今まゐりなどときこゆ。上達部座に着きてのち御臺まゐる。やくそうは宰相中將公泰、陪膳は右大將兼季。その程舞人ひざまづく。地下の舞はめなれたる事なれど、をりからにや、今日は殊におもしろあしぶみもめでたく見ゆ。院の御おぼえにて、壽王といふ人、松殿のなにかしとかやが子なり、落舞など舞ふと聞えしかど、夜もふけ雪もことにかきくらしして、何のあやめも見えざりき。その後御前の御遊び始まる。頭大夫冬方御箱の蓋に御笛入れてもちて参る。關白とりて御前に参らせ給ふ。右大將も笛、中宮大夫は琵琶、大宮大納言笙、春宮大夫琴、右宰相中將は和琴、光忠宰相は篳篥、兼高も吹きしにや。拍子は左大臣、すゑは冬忠の宰相なり。更けゆくまゝに、上の御笛の音すみのぼりて、いみじくさえたり。左の大臣の安名

であるが、落舞の舞などを舞ふと云うたけれど、夜も深くなり、雪も格別に暗くなる程降つて、何の區別もつかなくなつた。其後御前の御遊が始まる。頭大夫冬方が御箱の蓋に御笛を入れて持つて参る。關白内經がそれを取つて主上に差上げなさる。右大將兼季も笛、中宮大夫實衡は琵琶、大宮大納言は笙、春宮大夫公賢は琴、右宰相中將は和琴、光忠宰相は篳篥、兼高も篳篥を吹いたのであつたらうか。本の拍子は左大臣實泰、末の拍子は冬忠の宰相である。夜の深くなるにつれて、主上

尊、伊勢海のかぎりめてたくきこゆ。事どもはてぬれば御贈物まゐる。錦の袋に入れたる御笛、箱の蓋にすゑらる。左大臣とりつぎて關白にたてまつる。御前に御覽せさせて、冬方を召してたまはす。次に唐の赤地の錦の袋に、御琵琶入れてまゐる。その後御馬殿上人口をとりて、御前にひきいてたり。ほのく

と明くるほどにぞ歸らせ給ひぬる。
 ◎もとの道。前に、勾欄を經給ふとある如く、又勾欄を經て公卿の座に歸られる。◎左右の樂屋。寢殿作りの庭の池にある中島に左右の樂屋を建て、あるが、其中で樂を奏するのである。◎入らせ給ふ。寢殿に入御なさる。◎御しとねばかりにて。あげ墨をば敷かず、座敷の墨の上に直に茵を敷いて、其上に居られる。◎末のひさし。孫庇のこと。廂の外に更に廂をかけたのをいふ。◎女房ども。出車に乗つて御供をした女房共である。◎うきも我が身の。前に出てゐた大納言典侍の、「絶え果つる契りをひとり忘れぬも、うきも我が身の心なりけり。」といふ歌をさす。◎さぬき、こいま。共に雜仕女の名。下の例に隨ふと、「さぬき」の上

の御笛の音が清く澄みのぼつて、ひどう冴えて聞えた。左大臣の安名尊、伊勢海のありつたけ、結構に聞える。御拜舞樂御遊などいふ儀式どもが濟んだから、主上へ御贈物を奉る。それは錦の袋に入れてある御笛を箱の蓋に載せられる。之を左大臣が取次いで關白に奉る。關白は主上の御前にお目にかけて、冬方を呼んで渡される。次に唐の赤地の錦の袋に御琵琶を入れて奉る。その後、御馬をば殿上人が口をとつて主上の御前に引き出した。かくてホンノリと夜の明けける頃に還御なされた。

に、「しりに」とあるべきだ。◎夏引、いはねを、青柳、今まゐり。共に雜仕女の名。◎地下の舞。地下人の舞。四位五位に叙せられても猶昇殿を許されぬ人の舞。◎をりからにや。朝觀の行幸といふ場合柄からであるか。◎おも、もち。面持ちて、又は顔付顔色などの意。◎頭大夫。藏人頭で修理大夫を兼ねたもの。大夫は職の長官。◎御箱の蓋。硯箱の蓋である。昔は、人に物を贈り、又は奉る時は、品物を硯箱に入れ或は蓋に載せなごした。後世、硯蓋といふのも之れである。◎右宰相中將。左宰相中將公泰のこと、右とあるは左の誤であらう。◎拍子は。本の拍子をさす。◎すゑ。末の拍子。◎安名尊。催馬樂の呂の曲の名。あなたとけふのたふとさやいにしへもはれ、いにしへもかくやありけんやけふのたふとさ、あはれそこよしやけふのたふとさ。」とある歌をいふ。◎伊勢海。催馬樂の律の曲の名。「伊勢の海の、清き渚に、しほがひに、なのりそやつまん、かひやひろはんや、玉やひろはんや。」とある歌。◎事ども。御拜、舞樂、御遊などの儀式どもをいふ。◎御贈物まゐる。後宇多法皇から主上へ御贈物を奉る。◎御前に御覽せさせて云々。主上の御前にお見せ申して、冬方を呼んで與へた。冬方は藏人頭である。◎唐の赤地の錦。赤地の唐錦。

【通釋】
後宇多法皇はどうかする
と大覺寺殿にのみ籠つて
いらつしやる。人々が政
務を奏上しに参り集る。
今は専ら佛道修行にのみ
御熱心で居られるので、
政務を御覽になるなどい
ふ事は、甚だ煩はしく御
思ひ遊ばすから、其年の
夏頃、定房の大納言を鎌
倉へ御遣はしになる。こ
れは後醍醐帝に政務をお
譲り申さうといふ御音信
であらう。大體は甚だ驚
き呆れはてた末世である
やうだ。政務を主上の御
親裁に委ねるといふ位の
事は、父帝の御心に甚だ
容易く任せてよからうも

法皇はやゝもすれば、大覺寺殿にのみ籠らせおはします。人々
世の中の事も奏しにまわりつどふ。今は一すぢに、御おこなひ
にのみ御心入れ給へるに、いとうるさくおぼせば、その夏の頃、
定房の大納言あづまへ遣さる。御門に天の下の事ゆづり申さひ
の御消息なるべし。大方はいとあさましうなりはてたる世にこ
そあめれ。かばかりの事は、父御門の御心に、いとやすく任せぬ
べきものをとめざまし。されどきのふ今日にはじまりたる事に
もあらず、承久よりこなたは、かくのみ成りもて來にければな
めり。内に近くさぶらふ上達部などのなまはらぎたなき、わが
思ふ事のとこほりなどする、猶法皇をうけはしげに思ひ奉り、
この事いかであづまよりゆるし申すわざもがなと、祈りなどを
さへぞしける。かくて大納言ほどなく歸りのぼりぬ。御心のま

のを、それすら御考通り
には行かぬのであると思
はれて、心外に感ぜられ
る。されど、この事も昨
今始まつたのではない。
承久の亂以來は、このや
うに許りなり／＼して來
たからであらう。内裏で
主上の御身近く伺候する
上達部などのなま意地の
あるい、そして自分達の
思ふ事の滞りなどするも
のは、矢張法皇をば呪は
しさうにお思ひ申して、
どうぞして天皇御親裁の
事を鎌倉から許し申す事
があつて欲しいと、祈願
などまでもした。かくて
大納言は間もなく都へ歸
つた。法皇の御思召し通

くなるべく奏したりとて、院の文殿、議定所にうつされ、評定衆
などせう／＼かはるもあり。さて世をしたゝめさせ給ふ事、い
とかしこつ明らかにおはしませば、昔に恥ぢずいとめてたし。
御才もいと化したなうものし給へば、萬の事くもりなかめり。
三史五經の御論議などもひまなし。

◎やゝもすれば。ともすると。◎世の中の事も奏しに。政務を奏上しに。此時
は、後宇多法皇が院政を司られたので、自然、政務の言上に百官有司が大覺寺殿
に参集したのである。◎御おこなひ。佛道の修行。◎うるさくおぼせば。政務に
關與する事を煩しくお思ひなされるから。◎定房の大納言云々。花園院宸記に、「元
亨元年四月十六日丙辰、今日定房卿遣發、云々」とある。然るに愛には元亨二年
の夏の頃の如くに書いてあるは誤であらう。◎御消息。お便り。ゆづり申さひの
御消息は「ゆづり申さむ事の御消息」の略。◎かばかりの事は……任せぬべきも
のをと。これくらゐの事は、父御門の御心に、甚だ容易に任せてよいものを、思
召し通りに取り行ふ事が出来ないのであると思はれて。◎めざまし。心外な。呆

りであるやうに奏上した
 というて、院の文殿を議
 定所に移され、評定衆な
 ど少々更迭する者もあ
 る。
 さて主上の天下をお治め
 なさる事は、甚だ賢明で
 あらせられるから、昔の
 聖王にも恥ぢないで、至
 極結構である。御學問も
 甚だ十分であらせられる
 から、萬事に暗くない。
 三史五經の御論議なども
 常になされる。

れる。◎かくのみ成りもて云々。天子も御心一つに萬事を親裁する事が出来ず、
 一から十まで、鎌倉の鼻息を嗅うて取り行ふやうにのみなりして来たから、
 此度も鎌倉の意向を正したのであるやうだ。◎なまはらぎたなき。なんとなく根
 性の悪い。此句は上達部を形容してゐる。◎とどこほりなどする。自分の思ふ事
 が進捗しないで停滞してゐる。「する」は連體形、次に、「ものは」などの語を置い
 て解く。◎うけはしげに。のろはしきうに。「うけはし」は、のろふこと。禍を
 へんと祈ること。一本に「うれはし」とある、是は慨嘆の意。◎この事。天皇が
 務を御親裁遊ばすこと。◎ゆるし申すわざもがな。お難き入れなさる事があつて
 欲しい。◎御心のまゝなるべく。法皇の思召し通りであるやうに。◎院の文殿。
 院の御治世の時、院中で訴訟を決断せられる所。評定衆(或は雜評衆ともいふ)、開
 闕、職事、寄人等の役を置き、評定衆には、大臣公卿等を補し、月に數回參會し
 て議定せしめる。◎議定所。朝廷で政務を議定する所。後醍醐帝の御時に始めて
 設けられたので、續史愚抄、元亨四年の條に、「正月九日丙申有議定所」と見え
 てゐる。但し、神皇正統記などには記録所としてある。◎世をしたゝめさせ給
 ふ。天下の政事をお治めになる。◎御才もいとはしたなう云々。御學問も甚だ十
 分であらせられるから。「はした」は「どつち付かず」の意、中途半端であるのをい

ふ。「なう」は「なく」の音便、「無い」の意。然し此語は往々「不都合に」「なさけな
 く」「不十分」みぐるしい「間がわるい」などの意にも用ゐる。「怪しからぬ」を「怪
 しかる」と同じく、怪しき意に用ゐると同じ語法だ。◎三史。史記、前漢書、後漢
 書をいふ。◎五經。毛詩、尙書、禮記、周易、左傳をいふ。◎論議。議論といふ
 に同じ。

【通釋】

六月の頃、清涼殿に於て
 詩文を作る會をお催しな
 さる。その詩題は式部大
 輔藤範が奉る。「久しかる
 べきは賢人の徳」とか申
 したであらうか。これは
 女の眞似られる事でない
 から漏して終ひます。
 その會には上達部殿上人
 が都合三十人以上參つ
 た。關白の房實殿だけが
 直衣で玉座の後方に何候
 せられる。主上は御引直

みな月の頃、中殿の作文せさせ給ふ。題は式部大輔藤範奉る。
 「久しかるべきは賢人の徳。」とかや聞えしにや。女のまねぶべき
 事ならねば漏しつ。上達部殿上人三十餘人まわれり。關白殿
 ばかり直衣にて、御几帳の後に候はせ給ふ。うへは御引直衣御
 琵琶上ひかせ給ふ。右大將實琵琶、春宮大夫實箏、權大納言房
 笙、權中納言忠和琴、左宰相實中將公笙、右衛門督家笛、右宰相
 中將光筆、拍子は例の左の大實大臣實すまは冬定なりしにや。う
 への御琵琶の香いひしらずめてたし。右大將は何にかあらむ、

衣て、琵琶をお弾きにな
る。次に右大將實衡は琵琶、春宮大夫公賢は箏、權大納言親房は笙、權中納言氏忠は和琴、左宰相中將公泰は篳篥、右衛門督副家は笛、右宰相中將光忠は篳篥で、本の拍子は例の如く左大臣實泰、末の拍子は冬定であつたらうか。主上の御琵琶の音が言ひやうもない程結構である。右大將はどうしたのであらうか、心晴やかにもかき鳴らされなかつた。御遊が済んでのち、文臺をお取寄せなさる。藏人内記俊基が人々の詩をとりあつめて、一度に文臺の上に置く。披

心とけてもかきたてられざりき。御遊はてゝのち文臺めさる。藏人内記俊基、人々の文をとりあつめて、一度に文臺の上におく。披講の終るほどにみじか夜もほのくくと明けはてぬ。御製を左の大臣かへすく誦じて、うるはしく朗詠にし給ふ聲いとうつくし。折ふし郭公の一聲なのりすて、過ぎたるは、いみじくえんなり。かやうのまことしき事は、かねて人々も心づかひすれば、あやまちなかるべし。時に臨みて、俄にかたき題をたまはせて、内々詩をつくらせ歌をよませて、かしくおろかなると御覽じわくに、いとからい事おほく、心ゆるびなき世なり。

◎中殿の作文。清涼殿に於いて詩を作る會。中殿は、清涼殿のこと。續史愚抄、「元亨三年六月二十日庚辰、於中殿有兩席御會、(御遊御作文、治承例)◎久しかるべきは賢人の徳。詩の題である。易の繫辭に、「乾知大義、地作成物、乾以易知、坤以簡能、易則易知、簡則易從、易知則有親、易從則有功、有親則可久、有功

講の終る頃に、短夜もホノリと明けて終つた。主上の御製を左大臣が幾度もく口にとなへて、立派に朗詠の節でおうたひなさる、其聲が甚だうるはしい。恰も其時、時鳥が一聲鳴いて過ぎたのは、ひどろ風雅である。このやうな正しい儀式で行ふ作文は、人々も前以て用意するから、過失はないであらう。然るに臨時に突然むづかしい題を賜うて、内々に詩を作らせたり歌をよませたりして、其詩歌によつて侍臣の賢愚を御覽じわけるに依つて、甚だつらひ事が多く、心の寛るくすとす

則可レ大、可レ久、則賢人徳、可レ大則賢人業、簡易而天下之理得矣、天下之理得而成位乎其中矣。」とある句からとつたのである。◎まねぶべき事。眞似られる事柄。◎漏しつ。漏してしまふ。◎右大將實衡。公卿補任に實衡は中宮大夫で、右大將は大納言正二位兼季とあるから、本書のは誤と見える。◎權大納言親房。親房は此時は中納言、大納言に陞進したのは元亨三年である。◎權中納言氏忠。公卿補任には、氏忠は非參議正三位右中將としてある。◎右衛門督副家。公卿補任に名が見えない、誤謬であらう。體源抄には、前參議從二位持房が笛の役を勤めたやうに書いてある。◎右大將は何にかあらむ。右大將實衡はどうしたであらうか。此時、實衡は祖父入道相國實兼の病氣の爲に心も晴々しくなかつたのであらう。◎内記。ウチノシルスツカサ、又は音讀して、ナイキともいふ。中務省の被官で、詔勅を作り、禁中の動靜を録することを掌る文臺の職である。◎文臺。元來、書籍短冊を載せる机の一種であつたが、後世は、詩歌の會に懷紙短冊を載せるのみ用ゐるものをいふ。◎朗詠にしたまふ。御製をば、曲節を施して吟詠せられたのである。◎なのりすて。鳴き捨ててといふ程の意。鳴き放しにして人の見るのを待たずに飛び行くをいふ。◎まことしき事。正しい儀式で行ふ作文。◎時に臨みて。その時にまじ當つて。花の美しい朝、月の清らかな夜など臨時に

る事のない世である。

【通釋】

其年の七月七日の乞巧奠は、例年よりも御心を用ゐて、前以て人々から歌をも徴され、音楽などもお試みなさる。その祭の夜は例の如く玄象といふ琵琶をお弾きなさる。人々の仕業は中殿の作文の時と變らない。笛や箏樂などは、殿上人どもが、鳴板の邊に伺候してお

侍臣を集めて詩など作らせるのをいふ。◎かしこくおろかなると。歌によつて其人間の賢愚を別けたのである。古今集序に、「春の花のあした、秋の月の夜ごとくに、さぶらふ人々を召して、ことにつけつゝ、歌を奉らしめ給ふ。あるは花を戀ふとて、たよりなき所にまどひ、あるは月を思ふとて、しるべもなき闇にたどれる心々を見給ひて、さかしおろかなりと、しるしめしけん。」とある心持を取つて書いたのである。◎心ゆるびなき。心の寛るくとする時のない意。心が常に緊張してゐて、弛緩する時のないのをいふ。

その七月七日乞巧奠、いつの年よりも御心とどめて、かねてより人々に歌もめされ、物の音どもも試みさせたまふ。その夜は例の玄上ひかせたまふ。人々の所作、ありし作文にかはらず。笛箏樂などは、殿上人ども、なる板のほどにさぶらひてつかうまつる。中宮もうへの御局にまうのぼらせ給ふ。御簾の内にも琴琵琶あまたありき。播磨守永定の女、今は左大臣の北の方にて三位殿といふも、箏弾かれけり。宮の御方の播磨の内侍も、

勤めする。中宮も上の御局におのぼりになる。御簾の内にも琴や琵琶を彈奏するものがあつた。播磨守永定の女の、現今は左大臣實泰の奥方で三位殿といふ者も、箏を弾かれる。中宮の御方に仕へる播磨の内侍も、同様に琴を弾いたとかいふ事である。琵琶は權大納言の三位殿が大した上手であらせられるから、結構て面白い。蘇合や萬秋樂など、奥の手をつくして幾返となく奏し盡された。夜の明け方は身に沁みるほど若い人々が賞美しあうた。樂の音がなくてさへ、秋の初風は、いかにも

おなじく琴彈かれけるとかや。琵琶は權大納言の三位殿蘇大納言の女いみじき上手におはすれば、めてたうおもしろし。蘇合、萬秋樂、のこる手なく、幾かへりとなくつくされたり。明け方は身にしむばかり若き人々めであへり。さらだに、秋の初風はけにそゞろ寒きならひを、ことわりによ。御遊はてて文臺めさる。この度は和歌の披講なれば、その道の人々、藤大納言爲世、子ども孫ども引きつれてさぶらへば、うへの御製、

笛竹のこゑも雲井にきこゆらし、
こよひたひくる秋のしらべは。

ずむながるめりしかど、いづれも、たゞ天の川、かさゝぎの橋より外は、めづらしきよしは聞えず。まことや、實敬の大納言なりしにや、

何となら爽涼を感じるのが普通であるものを、此折は樂の音までも交つたので、身に沁みて感じたのも道理であらうか。御遊が済んでから文臺をお取り寄せになる。今度には和歌の披講であるから、歌の道「關」してゐる人々、たとへば藤大納言爲世などが、子や孫どもを引き連れて、其席に伺候するから、甚だ賑はしく盛んである。主上の御製。

笛竹のこゑも雲井にきこゆらし、こよひたむくる秋のしらべは。順次に讀み上げるやうであつたけれども、どの歌

おなじくは空までおくれ、たさきもの、にほひをさそふ庭の秋かぜ。げにえならぬ名香のかどもぞ、めてたくかうばしかりし。

◎乞巧奠。七夕祭のこと。七月七日の宵に、庭上を清め、机を置き、香花供物を備へ、笹竹に、短冊色紙に詩歌を記したものを、五色の糸をかけ、盤に水を湛へて、中に牽牛織女の二星を移し、かくて一事を祈るに、三年の内に必ず叶ふといはれてゐる。乞巧奠の名も是から出たのである。我國では、天平勝寶年間、即ち孝謙帝の頃に始まつたらしい。◎物の音ども。音楽のこと。◎人々の所作。人々の仕業、振舞。◎ありし作文。以前行はれた中殿の作文をいふ。◎なる板。見夢の板ともいふ。清涼殿の孫廂の東南の隅の所に、釘附けにしない板がある、之を鳴板といふ。足で踏み鳴らして、合圖とするのである。正治二年第二度百首歌の藤原朝臣範光の作、「をのこども踏みとゞろかす音すなり、なほ氣高しや上の戸の板。」とあるは、鳴板を踏む音である。平家物語にも、「殿上の小部のまへ、見夢の板を、高らかに踏み鳴して立たれけるが云々。」とある。◎うへの御局。清涼殿にある間て、二室ある、一は弘徽殿上御局、一は藤壺上御局。此二室は共に荻戸を隔て、

もたゞ天の川や鶴の橋を讀み込んだ歌以外には、珍らしい點も聞えない。ほんにマア、實教の大納言であつたらうか、次のやうに讀まれた。

おなじくは空までおくれ、たさきもの、にほひをさそふ庭の秋風。いかにも一通りならぬ名香の香などが、結構に響しくあつた。

相對し、弘徽殿上御局は、后女御更衣の參上する所、藤壺上御局は天皇が出御せられ、或は女御更衣の參上する所である。◎御簾の内。上御局の御簾のなかをいふ。此處には、中宮をはじめ女官達が居られたのである。◎宮の御方の。中宮の御方に仕へてゐるといふ意。◎蘇合。蘇合香のこと。蘇合香の二曲中の一。天皇の阿育王が病氣の時、蘇合香を服して癒えたから、此曲を作り、青偶が舞を作つて蘇合香の葉を賣として舞うた所が、香氣殿中に鬱郁として満ちたといふ。我國に傳つたのは桓武天皇の御代である。◎萬秋樂。盤渉調の樂曲。如來在世の時、彌勒菩薩の作られたもの。聖武天皇の御代に傳來したのである。◎のこる手なく。奥の手をつくしての意、妙手を極めたのである。◎さらでだに。さうなくてさへ。牙え渡る樂の音がなくてさへ。◎そゞる寒きならひを。何となくソツトする習はしてあるものを、まして妙なる音楽の音を聞いたのであるから、身にしみる程に感じたのはといふ意。源氏物語「初音」に、「雪やもちりてそゞる寒きに。」などあるは、單に、ドコヤラ寒イといふ意。「そゞる寒きならひを」の次に「身にしむばかり、めであへるも」といふ意の句を補うて解く。◎笛竹の。歌童、「管絃の響も空に聞えて、牽牛織女の兩星も悦ばれるらしい、今宵七夕の神に捧げる秋の夜の彈奏は。」「笛竹」は何れも管絃であるが、愛では單に管絃の樂器をさす。たむ

【通釋】花も紅葉も散つて終つて雪のつもる日数の幾らも経過しない頃に、また年號が改まつて、正中元年といふ。その三月の二十日過ぎに、石清水の社へ行幸なさる。上達部や殿上人が、非常な立派さを極めた。關白殿房實は御

くは、神佛に物を供へること。「しらべ」は樂器を響きならすこと。◎天の川かさぎの橋。七月七夕の夜は、牽牛織女の二星が天の川で、年に一回相會するのて、其時は鳥鶴が其翼をのべて渡すといはれてゐる。准南子に「七月七日夜、鳥鶴填河成橋以渡織女」とある。即ち、七夕には天の川鶴の橋が深の深い所から、其背の歌には其等をおみ讀み込んだ歌ばかりで、他には珍しいとり所も聞えないといふのだ。◎ふし。とり所のある點。見るべき點。◎おなじくは。一首の意。同じ事には、薰物の香を牽牛織女のまします空までも送れ、たきものゝ香を誘うて吹く庭の秋風よ。」

花も紅葉もちりはてて、雪のつもる日数のほどなさに、又年かはりて正中元年といふ。やよひの二十日あまり、石清水の社に行幸したまふ。上達部殿上人いみじき清らをつくせり。關白殿房實は御車なり。右大將實衡、松がさねの下襲、鶴のまるをおる、蘇芳の固紋のさぬ、左大將經忠、櫻萌黄の二重織物の御下襲、櫻に蝶をいろ／＼にゐる、花山吹のうへの袴、紅のうちたる御衣、人よ

車で御供をなさる。右大將實衡は、鶴のまるを模様に織つてある松重の下襲に、蘇芳の固紋の衣を裝ひ、左大將經忠は、櫻に蝶を色々の形に織つて櫻萌黄の二重織物の下襲に、花山吹のうへの袴、紅の打つて艶を出した御衣をつけ、人よりも格別結構にお見えなさる。御容貌も艶々と美しく氣高い様子をして、いかにも攝家とはかういふ御方をこそ申上げるのであらうと思はれて、足らはぬ所なくお見えなさる。土御門の中納言顯實は花櫻の下襲であつた。花山院中納言經定などは年若い上

りことにめでたく見えたまふ。御かたちもほひやかにけだかささまして、誠に一の人とはかゝるをこそは聞えめと、飽かぬ事なく見えたまふ。土御門の中納言顯實、花ざくらの下襲なりき。花山院中納言經定などぞ、上臈の若き上達部にて、いかにもめづらしからむと、世人も思へりしかど、家のやうとかや何とかやとて、たゞいつものまゝなり。公泰の宰相中將、劍璽の役つとめらる。櫻萌黄のうへの袴、棒櫻の下襲、山吹の浮織物のさぬ、紅のうちたるひとへを重ねられたり。白くまるく肥えたる人の眉いとよとくて、おいかけのはづれあなきよげと、たのもしくぞ見えたりし。頭亮藤房、棒櫻の下襲、蘇芳の浮織物のさぬ、弟の職事季房も、山吹の下襲、紅のさぬ、衛府のすけどもは、うちこみたれば見もわかず。別當左兵衛督資朝、はし

位の上達部で、いかにも目新しい装であらうと世間の人も想像したけれど、家風だとか何だとか言うて、たゞ平素の通りである。公泰宰相中將が舞臺の役を勤められる。服装は櫻黄の表袴に、袴襦の下襦をつけ、山吹の浮織物の御衣に紅の打つて艶を出した單を重ねられた。色白く丸々と肥えた肩の大層太い人で、腰の端のあたりがア、綺麗なと思はれて、頼もしく見えました。頭亮藤房は袴襦の下襦に、蘇芳の浮織物の御衣をつけ、弟の職事季房も山吹の下襦に紅の御衣を装ひ、其他

り下部とかやいふもの八人に、地はみなしろがねを延べたるにやと見ゆるに、鶴の丸をきにみがきたる、このもしう清げなり。舞人にもよき家の子どもををらびとへのへられたり。左に中院の前の大納言通顯の子通冬の少將、まだいとちひさきに、童などもおなじ程なるを好みとへのへて、いと清らにいみじうしたてて、秦の久俊といふ御隨身をを具せられたる。右に久我の少將通宜いたく過したるほどにて、ひげがちにねび給へるかたちして、小きに立ちなられたる、いとたとしへなくぞ見えし。それよりつぎ／＼は、むづかしさに忘れぬ。大將の隨身どもこそ、昔の事はげには見ねば知らず、いとゆゝしく、誠に花をあるとはこれにやと、めてたうおもしろかりし。左大將殿の隨身は、赤地の錦の、色も紋も目なれぬさまにこのもしきを、情な

の衛府のすけどもは、混雑してゐたから、見わけもつかない。別當左兵衛督資朝は走下部とかいふものを八人引き連れ、其者の服装の地は、みな銀を打ちのばしたのかと見えるのに、鶴の丸の模様を平文にしてあるのが、好ましく立派である。舞人にもよい家柄の御子息方を選びとへのへられた。左方の一番には、中院の前大納言通顯の子なる通冬の少將が、まだ甚だ幼少であるのに、附添ひの童なども同じ年頃であるのをば選り好み調へて、ひどら綺麗に大層仕立て、秦の久俊といふ御

きまでさながらだみて、ませに山吹を白がねにてうちものにして、ひしとつけたり。花の色、かさなりなどまで、こまかにうつくし。露を水晶の玉にておきたる、朝日にかじやきて、すべていみじうぞ見ゆる。西園寺の隨身もおなじ錦なれど、松をひすびて鶴のまろを白と黄とにうちつけたる、山吹よりはにはひなくぞ見えし。さまざまの神寶神馬幣帛など、夜もすがらののしりあかして、又の日の暮つ方かへらせ給ひぬ。

◎雪つもる日数のほどなきに。雪積る十二月に入つてから、まだ日数も深山経過しない頃。昔は、十月を時雨月、十一月を霜雪月と考へた如く、十二月をば雪の降る月と思つてゐたらしい、例へば、萬葉集には、十二月には淡雪降ると知らねかも、梅の花咲く合めらすして。「新玉の年の終りになる時は、雪も我身もふり増りつゝ。」など見え、貫之集には、「年の内に積れる罪はかきくらし、降る白雪と共に消えなむ。」などと讀んである。こゝも、「十二月の日数」といふのを、

隨身を引きつれてゐる。右方には、久我の少將通宣が、ひどう年當な年頃で、髯が多く、ふけてゐる形で、年若い者の中に立ち並んで居られるのが、大層響へやうもなく不釣合に見えた。それ以下は類はしきで忘れた。大將の隨身どもこそ、昔の有様は目のあたりに見ないから知らないが、此時の様子も甚だ美々しく、いかにも花を織り重ねたが如くであるといふのは、この事であらうかと思はれて、結構に且面白かつた。左大將殿經忠の隨身は、赤地の錦の、色も紋も見慣れない有様に

「雪つもる日敷」というたのである。◎正中元年。元亨四年十二月九日に改元したのである。◎鶴のまらをおる。鶴の羽翼を展げた形を圓く作つて、それを織模様にしてあるをいふ。◎因紋。綾の文を、糸をしづめて堅く織つたのをいふ。◎櫻に蝶をいろ／＼におる。二重織物の地文(綾の文)に、櫻花や蝶を色々の形に織つたのをいふ。◎花山吹。表薄朽葉、裏黄なるもの。◎にほひやか。つや／＼と美しい意。◎一の人。舞政圓白をいふ。此職に昇ると、一座の宣旨を蒙り、着座の時、其位の如何に拘らず、第一位に着するので、一の人、一の所などいふ。◎あかね事なく。十分に。不満な點がなく。◎花櫻。表白、裏青のもの。◎上臈の若き上達部。年若い上位の上達部。經定は、此時年廿五、官位は權中納言正三位。◎いかに。何としても。◎家のやう。家風の意。◎樟櫻。表露芳裏赤花のもの。◎浮織物。浮文のこと。綾の文を糸を浮かせて織つてあるもの。◎おいかけ。武官の冠の左右、即ち、兩方の耳に當るあたりの處に付けてある飾をいふ。形は菊花の半切にしたやうなもの。「おいかけのはづれ」とは、^{オイヤケ}綴の端のこと、左右の頬の邊をいふ。◎頭亮藤房。藏人頭中官亮の藤房。◎衛府のすけ。左右近衛、左右衛門、左右兵衛の六衛府の次官。即ち、近衛の中少將、衛門兵衛の佐をいふ。◎うちこみたれば。雖然と入亂れてゐるから。◎別當。檢非違使の長官。◎はしり下

好ましいのを、餘りなるまで一面に彩色して、簾に山吹の花を銀で打出しにしてギツシリと附けてある。花の色合や花の辨の重なり合つてゐるなどまで細やかに美しい。露の模様を水晶の玉で附けてあるのが朝日に映じて、凡て立派に見える。西園寺實衡の隨身も、同じ赤地の錦であるが、松の模様を糸で結んで飾り、それに鶴の丸を銀と金とで打出して附けたのが、山吹の模様よりは艶がなく見えた。様々の神寶神馬幣帛などを奉り、終夜騒ぎ明かし、翌日の夕方に還御遊ばされた。

部。下部は、檢非違使廳の下部で放免ともいふ。はしり下部とは所用に驅使する下部。◎しろがねを延べたるにや。銀を一面に打ちのばしたのであるかの様に白きをいふ。下部の衣装をいふのである。異本「太刀はみな」とある。◎鶴の丸をきにみがきたる。鶴の兩翼をひろげた形を丸い平模様にしたがといふ意、天正本太平記には、「別當實朝は、走下部八人に、金銀を展て、錦織を裁ちて、鶴の丸を黄に打て着せらる。」とある。◎左に。舞樂は、左方舞右方舞の二部に區別する、「随つて舞人も左右に別れる。◎好みとものへ。自分の意に合ふものをえり好みして調へる意。◎いたく過したるほどにて。ひどく盛りを過ぎてゐる年頃で。◎小きに。年若い童どもに。◎たとしへなく。響へやうもなく不釣合なこと。◎げには見ねば。目のあたり見ないから。◎花をおる。花を織る。花を織り重ねた如くに、立派な装束の立ち並んでゐる有様をいふ。異本には「花を折る」とある。それにも立派なさまをいふ。◎情なきまで。風流な趣の無いまで。◎さながらだみて。一面に彩色して。◎ませ。ませがきのこと。◎うちものにして。うちものとは、すべて金屬で模様を打出したものをいふ。金具、金もの。こゝのは銀の打出しにしてあるのである。◎かさなり。花辨の重なつてゐるのをいふ。◎露。山吹の露。◎松をむすびて。松の模様を糸で結んで付けたのである。◎神寶。神社

【通釋】
 同年の四月十七日、賀茂の社に行幸なさる。供奉の上達部など、大體はさきの石清水行幸の折と同じである。衣更の済んだ夏着の下襲など、誰れ彼れの別なく一様に涼しさをうてある。別當資朝の下部が此度は十二人、皆濃い藍色の装束に、雉の尾を兩方から打違へにしてある模様をつけてゐるのが、これも著しく好ましい様子である。翌日は祭であるから、神官の神官が打讀いて神社へ参らるるのが、花やかで面白い。

の賣物。
 おなじ四月十七日、賀茂の社に行幸なる。上達部など多くはさきにおなじ。衣がへの下がさねども、けぢめなくすゞしげなり。別當の下部このたびは十二人、かちんに雉の尾をしるくうち違へてつけたる、これもけちえんにこのましげなり。明くる日は祭なれば、かんだちのかた、うち續き花やかにおもしろし。今日の使は、徳大寺中將公清なり。春宮大夫公賢の舞にておはすればにや、左大臣の大炊御門富小路の御家よりぞ出てたゞれる。人がらといひよろづめてたく見ゆ。萌黄の下襲、御家の紋のもかうをいろ／＼に織りたりしにや、近頃の使には似ず、いとみじくきらめき給へり。中宮の使は亮藤房なり。この頃、時にあひたる人なれば、いと清げに劣らぬさまなり。

當日の祭の勅使は徳大寺中將公清である。この人は春宮大夫公賢の舞でいらつしやるからであらうか、左大臣實泰の大炊御門富小路の御家から出發せられた。人柄といひすべてが繪柄に見える。装束は萌黄の下襲に徳大寺家の紋所なる木瓜の紋を色々に織つてあつたらうか、近來の勅使とは違つて、大層ひどうキラ／＼として居られた。中宮からの使は中宮亮の藤房である。此人も當時君寵を得て居る人であるから、装束も甚だ立派で、勅使の公清に劣らない有様である。

◎衣がへの下がさね。四月一日は冬衣を更へて夏衣になるのが恒例になつてゐるので、四月十七日賀茂に行幸せられた折は、百官供奉の人々は夏衣になつてゐたのである。即ち、衣更への済んだ夏衣の下襲といふ意。◎けぢめなくすゞしげなり。夏の下襲は生絹で作るから、誰れ彼れも一様に爽やかなさまである。「けぢめなく」は、差別なく一様になどいふ意。「すゞし」は爽やかな心持をいふ。◎かちんに。かちんの装束に。「かちん」は濃い藍色の黒ずんだもの。貞丈雜記「かちん」といふは、くろき色をいふ。いにしへ異國より、絹布といふものをわたしけり。その色くろき色なりしゆゑ、黒いろを、かちいろとも、かつ色ともいふ。絹の字を、かつともかちともよむ故なり。◎雉の尾をしるくうち違へて云々。雉の尾を兩方から打違へてある模様を白く染め抜きにして付けてあるのが。◎かんだち。カウタチともいふ。神事潔斎の時、神官の参籠する所。こゝは賀茂の齋館をいふ。花鳥餘情「神官は、たゞすと御祖との間に、おきみちといふ所にあり。」◎うち續き。神官の神官共が打ちつゞいて社へ参られるをいふ。◎今日の使。祭の勅使。◎左大臣。従一位左大臣實泰のこと。公賢の父、公清の外舅である。◎人がら。身分。◎御家の紋のもかう。徳大寺家の紋所なる木瓜の紋をいふ。「もかう」は、紋所の名で、案の紋のこと。木瓜を輪切りにしたやうな形であるから瓜の紋

【通釋】

その四月廿七日に任大臣の節會を行はれる。左大將經忠が右大臣になられる。内大臣の冬教が左大臣に轉じられるから、隨つて右大將實衡を内大臣になさる。翌日直ぐに右大臣殿が大變を行はれるから、その上客には内大臣が參られた。近衛殿家平は此頃は御病氣がちて

といふのであるとも、また一説には、蜂の窠の形をしてゐるから窠の紋といふのであるともいふ。類聚名義に、「木瓜の紋も、もとは窠なるべきを、帽額（カウ）といふに引かれて、かくはなりたるならん」とある。帽額は木瓜の紋の如きを黒く散らし、て染めたものである。家紋は初めは軍中の目標に旗幟にのみ付けたのであるが、保元平治の頃から、之を袷襖衣服諸道具等に付けるやうになつたので、以前は家の定紋といふは無かつた。古代は花鳥唐草など何でも描いたのである。◎時にあひたる人。盛運の時にあつた人。君寵を得てゐる人。

その二十七日に任大臣の節會おこなはる。左大將經忠右大臣にならせ給ふ。内大臣冬教左にうつりたまへば、右大將實衡内大臣になさる。又の日、やがて右大臣殿大變行ひ給へば、尊者には内大臣殿參りたまへり。近衛殿近頃は御惱みがちにてのみ臥し給へれど、今日の御悦びにめづらしくいてゐさせ給へり。法皇は今は大覺寺殿にのみおはしませば、大炊御門の式部卿のみこの御家を、内大臣殿申しあげ給ひて、おなじき日大變したま

臥してばかりいらつしやるけれど、今日の御悦びに珍らしく出席して居られた。後宇多法皇は今は大覺寺殿にばかり居られるから、大炊御門なる式部卿の親王の御家を内大臣殿がお借りなされて、其處で同日に大變を催される。此度の上客は右大臣經忠で、直ぐ御自分の家の大變が終ると共に、主客連れ立つて御出てになられた。主人も客人も共に大將を兼ねてゐられるから、隨身どもが一通りならず裝束を着飾つて、互に様子を作り合つたのが、甚だ面白い。主人の實衡内大臣が琵琶、

ふ。尊者には右の大臣（經忠）、やがて我が御家の大變はつるまゝに、ひきつれてわたり給へり。あるじもまれ人も大將かねたまへれば、隨身どもえならずけいめいして、かたみにけしきとりかはしたる、いとちもしろし。あるじのちとゞ琵琶、右衛門督兼高筆策、隆資朝臣笙、室町の三位中將公春琴、教宗の朝臣笛、有頼の宰相拍子とりて、遊びくらし給ふ。御前の物どもなど、常の作法にことを添へて、こまかに清らなり。

◎任大臣の節會。大臣を任命する時の儀式賜儀をいふ。◎大變。二宮大變、任大臣大變の二種ある。二宮大變とは、毎年正月二日、親王公卿以下の者が、中宮東宮に拜賀した後、玄輝門の西廊で中宮の變につき、次に東廊で東宮の變につき、三献の儀あるをいふ。任大臣大變とは、大臣に任ぜられた人が、諸大臣以下殿上人を招いて變應するをいふ。此時の正客を尊者、相伴を垣下といふ。◎近衛殿。近衛家平、右大臣經忠の父。◎式部卿のみこの御家。恒明親王の常磐井殿をい

右衛門督兼高が築業、陸
資朝臣が室、室町三位中
將公春が琴、教宗朝臣が
笛、有頼宰相が拍子をと
つて、終日遊び暮しなさ
る。御膳部、ど常の作法
よりは念入れて、一々綺
麗である。

【通釋】

その後まもなく右大臣の
御父君である前關白殿家
平は、御病氣が重くなら
れて、御刺斐なされる。
突然のことであるから、
御殿の人々は非常に驚き
恐れた。この關白殿は年
若い頃は、女にも親しく
あらせられて、この右大
臣殿經忠なども御生れに

なつたが、中頃からは男
をばかり御傍にお座かし
なされて、恰も法師に於
ける兒のやうに契りなさ
れて、一人二人づつ大層
花やかに御寵愛なさるの
がけしからぬ事であつた。
左兵衛督忠朝といふ
人も此上なく御寵愛なさ
れて、七八年間は大層結
締であつたが、その人の
盛な時が過ぎてから後
は、成定といふ諸大夫が
大層寵愛された。昨今は
また隱岐守頼基といふも
のが、意であつた頃か
ら、ひどく御傍離さず置
かれて、現今までの御召
人であるから、御刺斐遊
ばすにつけても、程なく

ふ。◎申しあげ給ひて。お借り申して。徒然草「大臣の大妻は、さるべき所を申
しうけて行ふ、常のことなり。」◎ひきつれて。主客共に連れ立つて。◎まれ人。
客人。「あるじもまれ人も云々」とあるは、主人の内大臣實衡は右大將を、客人の
右大臣經忠は左大將を各兼任してゐるをいふ。◎けいめいして。準備をして。◎
けしきとりかはしたる。様子を作り合つたのが。◎御前の物どもなど。御膳部な
ど。◎ことを添へて。手を加へて。簡略の反對で、繁く丁寧にする意。

その後いくほどなく、右大臣殿の御父君前關白殿家平、御惱み重く
なり給ひて御ぐしおろさる。にはかの事なれば、殿の内の人々
いみじうさわざまどへり。この殿若くおはします頃は、女にも
むつまじくおはしまして、この右大臣殿などもいてき給ひけ
る、中頃よりは男をのみ御傍にふせ給ひて、法師の兒のやうに
かたらひ給ひつゝ、ひとりわたりづつ、いと花やかに時めかし
給ふ事けしからざりき。左兵衛督忠朝といふ人も、かぎりなく

御おぼえにて、七八年がほどいとめでたかりしが、時すぎてそ
の後、成定といふ諸大夫いみじかりき。この頃は、又隱岐守
頼基といふもの、童なりし程より、いたくまとはし給ひて、さ
のふ今日までの御召人なれば、御ぐしおろすにも、やがて御供
仕うまつりけり。病おもらせ給ふほど、夜晝御傍はなたずつ
かはせ給ふ。既にかぎりになり給へる時、この入道も御後にさ
ぶらふに、よりかゝり給ひながら、さと御覽じ返して、「あはれ
もろともにてゆく道ならば、うれしかりなむ。」と、の給ひも
はてぬに、御息とまりぬ。右大臣殿も御前にさぶらはせ給ふ。
かくいみじき御氣色にて果て給ひぬるを、心うしとおぼされけ
り。さてその後、かの頼基入道も病づきて、あと枕も知らずま
どひながら、常は人にかしこまるけしきにて、衣ひさかけなど

出家の御供をなされた。病氣の重くなられる間も、晝夜御傍をはなさずお召しなされる。最早臨終にさしかゝられた時、この入道頼基も御後に伺候してゐるのに、關白殿は覺れかゝりながらキツト見返り遊ばして「ア、お前と一緒に出かけられる旅路であるならば、嬉しくあらう。」とおつしやつても終はないのに、御息がとまりました。右大臣殿も御前に伺候せられる。このやうにひどく無念な御様子で亡くなられたのをば、つらい事だと思はれた。さて其後、かの頼基入道も病氣になつ

て、前後も知らずに悲しながら、常は人に恐れるやうな様子で、衣をば頭から引き懸けなどしながら「間もなく参ります参ります。」と、獨語をいひいひして程なく死んだ。栗田の關白道兼殿の薨去せられた後、「夢見ず」と歎いた人のやうな心持がする。故殿がアレ程愛されたから、其執念が頼基の命をば奪ひ取られたのであらうというて、大層残念に思ひ合ふた。

しつゝ、「やがて参り侍るく」と、ひとりごちつゝほどなくうせぬ。栗田の關白のかくれ給ひにした後、「夢見ず」となげきし者の心ちぞする。故殿のさばかり思されたりしかば、とりたまふなめりとぞ、いみじがりあへりし。

◎女にもむつまじく云々。女を愛されての意。◎法師の兒のやうに。法師が女を近づけずに見をのみ愛するが如くに。◎ひとりわたリづ。『わたり』は『ふたり』の誤であらう。◎花やかに時めかし給ふ事。『花の如くキラ／＼シク榮えしめる事』といふので、大層寵愛する意。◎けしからざりき。尋常でなかつた。宜しくなかつた。◎左兵衛督忠朝。花山院家忠の後裔、從六位右兵衛佐刑部卿忠朝の誤であらう。◎かぎりなく御おぼえにて。非常な御寵愛を受けて。『かぎりなく御おぼえを蒙りて』とあるべきである、でなければ『かぎりなく』とある副詞形の語が連絡しない、『御おぼえにて』とあるならば『限りなき』とある筈である。◎時すぎで。盛んな時が過ぎて。『時』は『榮える時』をいふ。◎諸大夫。朝廷で昔は非侍從の四位五位の者をいうたが、後に、攝政關白大臣等の家に祇候し、扈從雜役を勤めた功によつて、殿上を許され、大中納言まで進む事の出来る家柄をいふ。◎ま

とほし。『まつはし』に同じ。御身近くにつきまとうて居らせる。◎御召人。多くは女の上にいふ語で、側近に使はれて寵愛される者のこと。◎御供仕うまつり。出家の御供をして、共に剃髮する意。◎かぎり。今はの時をいふ。臨終、終焉。◎きと。キツト。確となどいふ意。◎あはれもるとも云々。ア、汝も自分と共に申かけて行く事の出来る旅の道であるならば嬉しくあらうといふ意。◎かくいみじき御氣色。このやうに甚だ痛ましく無念な御様子。◎あと枕。足の方と枕の方。前後。『あと枕も知らず』は、前後も知らぬ程に正氣のないのをいふ、不覺の狀態をいふ。狭衣に、『あとまくらも知らずかきふし、いかにせん／＼とまどひ云云。』また『人知らばけちもしつべき思ひさへ、肺枕ともせむるころかな。』などある。◎人にかしこまるけしき。人に對して畏れる様子。人をこはく思ふ様子。◎衣ひきかけ。衣を頭から引つけて、人に會はないのである。◎やがて参り侍る。家平公が、臨終に頼基入道に向つて、『あはれもるとも云々』と言つた詞が、頼基の念頭にとどまつてゐたのであらう、だから、家平公の御側へやがて参る／＼と獨語したのである。◎夢見ずと云々。後拾遺集哀傷の部に、『父のみまかりけるいみに、讀み侍りける、藤原相如女』『夢見ずと歎きし人を程もなく、またわが夢に見ぬぞ悲しき。』此歌は、栗田右大臣みまかりて後、彼家に、父の相如

とのみして侍りけるに、「夢ならて又もあふべき君ならば、おちれぬいをも歌かざらまし。」と讀みて、程もなくみまかりにければ、かくよめるとなん、いひつたへたる。」とあるのに因つていうたのであらう。眞基が家平の亡き後を慕うて病死した事が、栗田殿の後に相如の失せた有様に似てゐる事をいふのである。◎とりたまふなめり。故家平公の眞基入道を受された執念が、彼の命を奪ひなされたやうである。◎いみじがりありし。ひどう残念に思ひ合うた。

第十七 春のわかれ

正中元
四月の末つ方より、法皇御惱み重くならせ給へば、天下のさあざ思ひやるべし。御門もいみじくおぼしなげき、御修法どもいとこぢなく、またくはじめ加へさせ給へど、しるしもなくて日々におもらせ給へば、夜晝となく、いかにくくと、とぶらひ奉らせ給ふ。若き上達部などは直衣に柏ばさみして、夜中曉となく、遙

【通釋】
四月の末頃から後宇多法皇は御病氣が重くおなりなされるから、天下の者の騒ぎは想像されるてせう。後醍醐帝もひどうお歎きなされて、御修法どもを大層仰山に、またまた行ひ加へられるが、そ

の効驗もなくて、日々に重くなられるから、夜となく晝となく常に「いかにく」というて御見舞申上げなされる。年若い上達部などは直衣に柏夾みをして、夜中となく曉となく、遠い嵯峨野をば、馬寮の馬に乗つて馳せ歩きなされるやうである。今は一途に頼み少ない趣を奏上するから、主上は、大覺寺に行幸なされる。さて法皇は主上に萬の事どもを御話をなされる。法皇は後醍醐帝の御同腹の二品法親王性圓と申す御方をば甚だ可愛いものに御思ひ遊ばして、この大覺寺に澤山の御莊や御牧を寄

けき嵯峨野を、寮の御馬にて馳せありき給ふめり。今はむげにたのみ少きよし聞ゆれば、大覺寺殿へ行幸ありし事おぼしいづ。萬の事ども聞えさせたまふ。うへの一つ御腹の二品法親王性圓と聞ゆるを、いとかなしきものに思ひ聞えさせ給ひて、この大覺寺に、そこらの御莊御牧などをよせたまふ。法のあるじとしておはしますべく、おぼしおきてけり。さやうの事など見給へざらむあと、うしろめたからぬさまなどぞ、聞えさせ給ひける。

◎春のわかれ。卷名は、嘉暦三年三月皇太子邦良親王薨去の後、中納言有忠が出家の時に讀んだ「おほかたの春の別れの後にまた、我が世つきぬる今日のくれかな。」といふ歌によつて附けたのである。◎四月の末つ方。五月の誤であらう。續史愚抄に、「五月廿九日甲寅。爲法皇御惱御所、於大覺寺殿、被し始行五壇法云云。」などある。四月廿七日には、任大臣節會のあつた事が、前篇「秋のみ山」にも

附せられる。そして、性
圓法親王が、大覺寺の法
主としてあらせられるや
うに御定めおきなされ
た。さういふやうな事な
どをば、御崩御の後も、
御氣がかりでない有様な
どを御物語なされた。

見えて、御惱のあつたとも思はれぬ、殊に新後拾遺集には、五月に法皇の御所で歌
合のあつた事が見えてゐる。◎また「云々。これまで行はせられた御息災の御
修法のうへに、更にまた御惱平癒の御修法を加へ行はせられる意。◎いかにいか
に。主上が法皇の御病氣を御尋ねになる御詞。◎柏ばさみ。冠の纓を撓める一種
の様式で、纓の端が外になるやうに之を撓め疊んで、白木の袂木で止め置くので
ある。之は武官が非常警固の時にする仕方で、時には槍扇を折つてそれを袂木に
用ゐる事もある。文官でも急用の御使等の時にはする。◎嵯峨野。後宇多法皇の
御所大覺寺殿のある場所。◎寮の御馬。左右馬寮の御馬。◎大覺寺殿へ行幸あり
し時云々。主上は、以前に大覺寺へ行幸した時の法皇との御対面を懐しく思ひ出さ
れる。但し、前後の文脈から見ると、こゝは「大覺寺殿へ行幸あり。」とあるべき
所で、「事おぼしいづ。」は誤りであらう。行幸の事は、續史愚抄に、「六月十六日
庚午、依「法皇御不豫増氣、主上行幸大覺寺殿、爲「御逗留儀、廿二日丙子、自「大
覺寺殿「行幸還御」とある。◎萬の事ども云々。是は行幸御対面の折の有様を述
べたのである。◎性圓。後宇多法皇の第三子、御母は談天門院。寛尊法親王に次
いで大覺寺御門跡を継ぎ、二品に叙せられ、貞和三年五十六で薨せられた。◎御
莊。莊園。◎御牧。牧はウマキで、マキといふは略である。馬城の義、城は物を

納め置く所、「牧」といふ字はもと牛を養ふ人の意であつたが、轉じて牛を養ふ
土地をいひ、再轉して馬を養ふ土地をもいふやうになつた。「牧」に、諸國牧、御
牧、近都牧の三種ある。「御牧」は左右馬寮に直轄せられ、甲斐信濃武藏上野の四
國に、凡て三十二箇所あつた。◎法のあるじ。法主のこと。性圓法親王が法主と
なつて大覺寺を繼承するやうにとの遺詔である。◎貝給へざらむと。見ないで
あらう後の意で、後宇多法皇崩御の後をいふ。◎うしろめたからぬさまなど。氣
がかりでないやうになどいふ意。

邦良

その後、御孫の東宮行啓あり。世をしろしめさむ時の御心づか
ひなど、今すこしこまやかに聞えしらせ給ふ。宮は先帝の御か
はりにも、いかで心のかぎり仕う奉らむと、あらましおぼされ
つるに、あかずくちをしようて、いたうしほたれさせ給ふ。御門
の御なからひ、今はへはいとよけれども、まめやかならぬをい
と心苦しと思さるれど、ことにいて給ふべきならねば、只大か

【通釋】
その後、御孫なる東宮が
行啓せられる。天下をお
治めなさるであらう時の
御注意などを、主上に對
しての御話よりも、もう
少し精密にお聞かせなさ
る。東宮は父後二條帝に
盡すべき孝養の代りに、
祖父の後宇多法皇に對し

て、どうもしてあるたけの孝養を致さうと、豫め御思ひ遊ばしたのに、今崩御なされるのは、物足らず且残念な事で、ひどう涙に袖を濡しなされる。法皇は東宮と主上との御間柄が、表面は甚だ結構であるが、眞心ではないのを、大層心苦しい事に御思ひ遊ばすけれど、口に出して言はれる事でもないから、たゞ大凡の事についでの處世の事柄や、また昨今不遇のため世に對して恨を持つてゐるやうな人々の、法皇の御心には可哀想だと思召す者などが、澤山にあるのを、東宮が親ら政務を

たにつけて、世にあるべき事ども、又この頃すこし世にうらみあるやうなる人々の、我が御心にはあはれとおぼさるゝなどのあまたあるをぞ、御心のまゝなる世にもなりなむ時は、必ず御用意あるべくなど、聞え給ひける。中御門の大納言經繼、六條の中納言有忠、右衛門督教定、左衛門佐俊顯など聞えし人々の事にやありけむ。さてその夜はとまり給へるもしろしめさて、夜うち更けて少し驚かせ給ひて、「東宮はいつ歸り給ひぬるぞ。」との給ふに、うちこわづくりて、近く參り給へば、「いまだおはしましけるな。」とて、いとらうたしと思されたる御氣色、あはれなり。大方のけしき、院の内のかいしめりたる有様など、よろづもぼしめぐらすに、いと悲しき事多かれば、宮うち泣き給ひぬ。心ぼそういみじとのみおぼさるゝに、正中元年六月廿五日

おとりになる世になつたであらう時は、乾度とり用ひて恩恵を施すやうになど御話なされた。當時世に恨のある人々とは、中御門の大納言經繼、六條中納言有忠、右衛門督教定、左衛門佐俊顯など申した人々の事であつたらうか。さて其夜法皇は東宮の御滞留遊ばしてゐるのを御存知なさらないて、夜が深くなつて、少し御目さめになつて、「東宮は何時お還りになつたか。」と仰せられるので、東宮が嘆ばらひして法皇の御傍近く參られると、「未御出て遊ばしたな。」と、仰せられて、甚だ可愛

終にかくれさせ給ひぬ。御年五十八にぞならせ給ひける。後宇多院と申すなるべし。御門又御服たてまつる。あけくれねんどろにけうし奉り給ふさま、いとかたじけなし。御女の皇后宮とさこそし、今は達智門院非子と申すも、まいて一所をのみ頼み聞えさせ給へるに、心ぼそういみじと思し歎く事かぎりなし。

◎世をしろしめさむ時の云々。天下の政事をお治めなさらう時の心得。◎今すこし云々。主上に對しての御物語よりは、もうすこし詳細に。◎宮は先帝の御かはりにも云々。東宮邦良親王は、御父後二條帝に對して盡すべき孝養の代りに、祖父後宇多院に向つて、どうぞしてあるたけの孝養を致さうと。◎あらましおぼされつるに。豫めお思ひになつたのに。此句の次に、「豫ねての志を盡す事も出来ず、今崩御せられるのは」といふ意の語句を置いて考へるがよい。◎しほたれ。涙に袖を濡す意。◎御門の御なからひ。後醍醐帝と東宮邦良親王との間柄。◎まめやかならぬを。眞實でないのを。仲のよいのが眞でない、内心は仲がよくないのをといふ意。◎こといいて給ふべきならねば。口に出して言はれる事でないから。

いとお思ひ遊ばしてゐる御様子が見えてある。世間の大凡の様子や、院の御所の内のヒツソリと打沈んでゐる有様など、いろいろお考へめぐらすにつけて、大層悲しい事が多くあるから、東宮は切なさにお泣きなされた。法皇の御病氣であらせられるのを、東宮は頼少く甚だ悲しい事であるとばかりお思ひなされるに、正中元年六月二十五日に、とうとう崩御遊ばされた。御年は五十八におなりになった。御追號は後宇多院と申すのであらう。

◎大かたにつけて。大凡の事について。一通りの事について。「大かた」は「大概」の意と「一通り」の意とある。◎世にあるべき事。東宮の御位で世に處せらるべき心得など。◎世にうらみあるやうなる人々。志を得ない爲に世に對して恨みを抱いてゐるやうな人々。即ち不遇の人々をいふ。◎御心のまゝなる世。親ら政事をいふ時。◎御用意。心を用ゐる意。恩恵を施す意。◎聞え給ひける。上の行にある「ぞ」の係の結は「御用意あるべき」の所にあるのであるから、こゝは「給ひけり。」とあるべきである。◎とまり給へる。東宮が大覺寺に御滯留遊ばした意。◎少し驚かせ給ひて。後宇多法皇は少しお目ざめになつて。◎うちこわづくりて。嘆ばらひして。宇鏡に、「萩、志波不支、又己和豆久利」とある。◎かいしめりたる有様。ヒツソリと打沈んでゐる有様。◎心ばそう……おぼさるゝに。東宮の心持をいふ。後宇多院の崩御なされるのは、頼りすくなくて、ひどく悲しい事と思ひなされるに。◎けうし奉り給ひ。孝養をし奉る意。後の佛事供養をすること。「けう」は「孝」の吳音。◎一所をのみ。後宇多院御一人をのみ。達智門院の御父は後宇多院、御母は談天門院である、然るに御母は元應元年十一月に崩御せられたので、以後は父の院のみを頼りとして居られたのである。

が、その御方も法皇御一人をのみ御方に御思ひ遊ばして居られたのに、かく幽明處をかへられたから、一層心細くひどく悲しい事とお歎きなされる事がこの上もない。

【通釋】

以前の内侍のかんの君で、近頃院號を蒙られて萬秋門院と申される御方も、後宇多院の御寵愛を蒙つてばかり日を過して居られたから、今は頼りどころなく哀れな御様子である。御四十九日は八月十日過ぎの頃であるから、四邊の風物が何となう身に沁みて悲しい事が多くあるにつけ、女院や宮がたの御心の中ども、朝霧よりも一層時間ない程憂鬱に閉されてゐる。その上十五夜の月までが

ひかしの内侍のかんの君、院號ありて、萬秋門院と聞ゆるも、故院の御かげにてのみ過ぐし給へれば、より所なく、あはれげなり。御四十九日は、八月十日あまりの程なれば、世の氣色何となくあはれおほかるに、女院宮たちの御心のうちども、朝霧よりもはれまなし。十五夜の月さへかきくもれるに、故院の御位の御時に、宰相の典侍とてさぶらひしは、雅有の宰相のむすめなり。その世のふるさ友なれば、おなじ心ならむと思しやるも、むつまじくて、萬秋門院よりのたまひつかはす。

あふぎみし月もかくる、秋なれば、
ことわりしれとくもる空かな。

曇つてゐるにつけ、故院後宇多法皇の御在位時代に、宰相の典侍といふ呼名で仕へて居つたのは、雅有の宰相の女である、萬秋門院が其當時交際した舊友であるから、自分と同じ心であらうと推量するの親しい感じがあり、萬秋門院から次の歌を讀んで遣はされる。仰ぎ見し月もかくる、秋なれば、ことわり知れとくもる空かな。甚だ身に沁みて悲しい事と見奉つて、宰相の典侍の讀まれた御返歌、ひかりなき世はことわりの秋の月、涙そへてやなほくもるらむ。

いとあはれに悲しと見奉りて、御かへし、宰相の典侍、

ひかりなき世はことわりの秋の月、

なみだそへてやなほ曇るらむ。

瑞子基子 永嘉門院西華門院など、いづれもおぼし歎く人々おほかりき、東宮もいと悲しくあはれとのみ思ひ聞え給ふまゝに、御法事をぞ、まめやかに勤めさせ給ひける。大覺寺にては、性圓法親王とりもちて行はせ給ふ。御門東宮の御法事は、龜山殿の大多勝院にてつとめらる。あはれくといひつゝも、過ぎやすき月日のみうつりかはりて、年もかへりぬ。

◎むかしの内侍のかんの君。圓明寺關白實經の女、項子のこと。「むかしの」というたのは、項子は後二條帝の侍であつたからである。「内侍」は内侍所の長官。◎故院の御かげにて。後宇多院の御庇護を蒙りてといふ意。◎より所なく。頼り所なく。◎御四十九日。崩御の後四十九日。人の死後四十九日の間は、死ん

その他永嘉門院西華門院など、いづれも心に歎く人々が多かつた。東宮もひどく悲しく哀れとのみお思ひ申上げたさるにつけて、御法事を忠實にお勤めなされた。大覺寺に於ては性圓法親王が幹旋してお行ひなされる。主上や東宮の御取計らひでする御法事は、龜山殿の大多勝院で勤められる。哀れ哀れと言ひくして、過ぎ易い月日ばかりが移りかへつて、年も改まつた。

だ人がまだ未來生を受けずに、中間的存在にある。此間に追善供養をすると、地獄に生れる筈の者も極樂に生れることが出来るといはれてゐる。◎八月十日あまりの程。八月の十日過ぎ頃。續史皇抄「八月十三日丁卯、故院七日、先被定御誦經使云々。」◎世の氣色云々。秋になつたので、四圍の風物が何となく心に沁みて悲しい事が多いにつけ。◎その世のふるき友。其當時交際した舊友。◎おなじ心ならむと云々。自分と同じく故院を追慕する情に堪へない事であらうと推測するにつけても、宰相の典侍を親しく感じて。◎あふぎみし。歌意、その昔あなたと共に仰ぎ見た仲秋の月も雲間に隠れて見えないが如く、共に仰ぎ慕うた法皇も崩御遊ばした此秋であるから、その道理を知れというて曇る空であるわい。「月」を「法皇」に譬へてある。此歌は新千載集に見えてゐる。◎ひかりなき。歌意、日月の光の如く頼りにして来た法皇が崩御遊ばして暗くなつた此世は、仲秋の月も照り輝かぬのは道理であるが、多くの人の泣き悲しむ涙を加へて、一層空も曇るのであらう。◎永嘉門院、西華門院。前者は宗尊親王の女瑞子のこと、准三宮である。後者は、後宇多院の後宮。◎御法事。四十九日の御法事。◎御門東宮の御法事。主上東宮の御取計ひでする御法事。◎年もかへりぬ。年も立ちかへつて改まる意。正中二年になつたことをいよ。

【通釋】
 一昨年頃から、また重ねて勅撰の事を仰せ出されたのを、大納言爲世卿は勅命を蒙ることが二度になつたからであらうか、此度は爲藤の中納言に譲つたのを、かの中納言は間もなく病んで亡くなりました。甚だ氣の毒に哀れである。故爲道朝臣の死んだのですら、年月は経過するけれど、絶えぬ恨みであるのに、再びこのやうにとり重ねた愁歎で、大納言の心の中は言ひやうもなく悲しい。東宮から屢々御見舞下される御便りのついでに、次の歌があつた。

をと、しばかりより、又重ねて撰集の事仰せられしを、爲世の大納言二度になりぬればにや、爲藤の中納言にゆづりしを、いくほどなく、かの中納言惱みてうせぬ。いとほしうあはれなり。故爲道朝臣のうせににだに、年月ふれど絶えぬうらみなるに、又かくとり重ねたるなげき、大納言の心のうちいはむかたなし。東宮よりしばくとぶらはせ給ふ御消息のついでに、

おくれゐる鶴の心もいかに

ささだつ和歌の恨みなるらむ。

御かへし、大納言爲世、

おもへたゞ和歌の浦にはおくれゐて、

老いたるたづのなげく心を。

世に歌よむとほほしき人の、あはれがり歎かぬはなし。せめて

おくれゐる鶴の心もいかに
 かばかり、さきだ、和歌のうらみなるらむ。
 大納言爲世の御返歌。

おもへたゞ和歌の浦にはおくれゐて、老いたるたづのなげく心を。

世間に歌を讀むと思はれる人、憐れがり歎かない者はない。せめて勅撰集を撰進して終ふまで、生きてゐてくれればよいに、なぜア生き存へてゐてくれなかつたらうかと、一族の愁歎が痛はしさうである。故爲道の中將の二男の爲定と云ふ者を、故中納言爲藤が特に猶子として、何事も此者

勅撰の事撰びはつるまで、などかはとど、ひとぞうのなげきいとほしげなり。故爲道の中將の二郎爲定といふを、故中納言とりわき子にして何事もいひつけしかば、撰歌の事もうけつぎて、沙汰すべきなどを聞ゆる。大納言は、末の子爲冬の少將といふをいたくらうたがりて、このまぎれに引きや越さましと思へるけしきありとて、爲定もうらみ歎きて、山伏すがたに出でたちて、修行に出てうせぬなど、いひさたすれば、人々いとほしうあはれになどもてあつかへど、さすがに求めいだして、もとのやうにおだしく定まりぬとなむ。

◎をとよし。元亨三年をさす。拾芥抄に、「續後拾遺集二十卷、元亨三年七月二日、奉_レ繪旨_二民部卿_一藤卿撰_レ之、而不_レ終_レ篇、正中元年七月十七日薨_レ去。」とある。
 ◎爲世の大納言二度に云々。爲世卿は後宇多院の院宣を蒙つて、正安三年に新後撰集を、文保三年に續千載集を撰んだ事をいふ。◎爲藤の中納言。爲世卿の第二

に指圖したから、撰歌の事も爲定がうけ繼いで始末するであらうなどと評判します。大納言は、末子の爲冬の少將といふのを、大層可愛がつて、この爲藤薙去のドサクサ紛れに、爲冬をして爲定を越えさせようかと考へてゐる様子があると云うて、爲定も恨み歎き、山伏姿に装うて修行に出て、行方わからなくなつて終つたなどと、とり沙汰するから、人々も氣の毒に哀れであるなどと噂したが、爲世卿もさうはいふものゝ爲定を尋ね出して、元の通りに家督をつがせ、穩かに治まつたと

子。◎爲道朝臣。爲世卿の第一子。爲藤薙の兄。◎とり重ねたるなげき。爲道卿に次いで、爲藤薙の薙去せられた事をいふ。◎おくれぬ。歌意、子供に先立たれて、生き残つてゐる爲世の心も、どんなにか悲しく、わが身よりも子供の先に他界したのが、恨めしい事であらう。鶴は子を愛する所から、爲世卿を「鶴」に譬へ、和歌の家であるのと、鶴との縁で「和歌の浦」といひ、「浦」に「恨み」を言ひかけたのである。◎おもへたゞ。歌意、推量して下さい、子供よりも後まで生き残つてゐて年老いてゐる私の悲嘆の心情を。鶴は爲世卿自身に譬へてゐる。◎歌よむとおぼしき人。歌をよむと思はしい人。歌よみと思はれるやうな人。◎などかとはとぞ。なぜマア長命されなかつたらうかと。「ぞ」の係は「いとほしげなり。」で結ばれるから、「なり」は「なる」となければならぬ。◎いひつけ。命令する。指圖する。◎爲冬。爲世卿の第三子。◎このまぎれ。爲藤薙が薙去して嗣子のないドサクサ騒ぎ。◎引きや越えさせまし。爲冬卿をして、二條家の嫡流なる爲道の子爲定を越えさせて、爲冬に撰集の事を取計らせやうといふ意。◎山伏すがた。山伏の服装。山伏はまた山臥とも書く、山中に起臥して修行する意から、山伏といふのだといふ。また一説に、山伏は修生始覺の意、山臥は本有本覺の義であるともいふ。要するに佛教の一派で密教の一部を修行する者、修験者ともいふ。その服装

さふ事である。

は時代に依つて異なるが、七十一番職人歌合に山伏の圖がある、それには、頭巾、鈴懸、衣、袴、はゞき、草鞋を着け、右手に斧、左手に念珠をもつてゐる。之は鎌倉末期の風俗で、徳川時代に至つては、その風俗が稍々一定し、十六道具の衣體法具が整うた。◎おだしく。穩やか。安らか。◎さすが求めいだして。爲世卿が爲冬をして爲定を引き越えさせようと思つたが、然しながら、爲定を探し出してといふ意。◎もとのやうに。爲定をしてもとのやうに家を繼がせる意。

【通釋】
その時分の九月頃、まだ夜明けの時刻に、世間が大層騒ぐ。何事かと思つて聞くと、美濃國の武士で、土岐の十郎とかいふ者、及び多治見の藏人などいふ者どもが、コッソリと都へ上り、四條邊に宿をとつてゐた事があつて、人目に隠れて居つたのを、早くまた告げ知ら

その頃なが月ばかり、まだしのゝめの程に、世の中いみじくさわぎのゝしる。何事かと聞けば、美濃國の兵にて土岐の十郎とかや、また多治見の藏人などいふものしのびのぼりて、四條わたりに立ちやどりたる事ありて、人に隠れて居りけるを、早う又告げしらする者ありければ、俄にかの所へ六波羅よりおしよせてからめとるなりけり。あらはれぬとや思ひけむ、かのものどもは、やがて腹切りつ。又別當資朝、藏人内記俊基、おなじ

せる者があつたので、突
然六波羅から二人の宿所
へ押寄せて、捕縛するの
であつた。隠謀が発覺し
たと思つたであらうか、
彼の二人の者共は其場で
自害した。また別當資朝、
藏人内記俊基の二人も、
同様に六波羅武士に捕へ
られ、嚴重に訊問し、替
囚し置ぐ。此事件の起因
は、後醍醐帝が北條氏を
滅さうとして、かの武士
どもを呼び寄せたのであ
ると、評判するやうであ
る。さてその北條氏追討
の宣旨を下した人々とし
て、この資朝俊基の二人
をも鎌倉へ下し、禁獄す
るであらうと聞える。ど

やうに武家へとられて、きびしく尋ね問ひ、守りさわぐ。事の
おこりは、御門世をみだり給はむとて、かの武士どもを召した
るなりとぞ、いひあつかふめる。さてその宣旨なしたる人々と
て、この二人をもあづまへ下していましむべしとぞ聞ゆる。い
かさまなる事の出てくべきにかと、いとおそろしくむづかし。
「故院おはしまし、程は、世ものどかにめてたかりしを、いつ
しか、かやうの事も出てきぬるよ。」と人の口やすからざるべし。
正應にも浅原といひしさわぎは、後嵯峨院の御處分を、東より
ひき違へし御恨みとこそは聞えしか。今もその御憤りの名残な
るべし。過ぎし頃、資朝も山伏のまねびして、柿の衣にあやゐ
笠といふものきて、あづまの方へしのびて下れりしは、少しは
あやしかりし事なり。はやうかゝる事どもにつけて、あなたさ

のやうな事が出来するて
あらうかと思はれて、甚
だ怖しく面倒である。

「後宇多院が御在世の間
は、天下も長閑に結構で
あつたのに、いつの間か
かこのやうな事件などが
出来した事よ。」と、人が
口わるく言ふてあらう。
正應三年にも、浅原事件
というた騒動は、後嵯峨
院のお取極めを、鎌倉か
ら引き違へて、御遺詔通
りにとり計らはなかつた
御恨みだと申した。此度
土岐等を召して隠謀を企
てられたのも、それ等鎌
倉の横暴に對する御立腹
の餘蘊であらう。先般資
朝も山伏の装ひをして、

まにも宣旨を受くる者のありけるなめり。俊基も紀伊國へゆあ
みに下るなどいひなして、田舎ありさしけるしも、今ぞ皆人思
ひあはせける。

◎そのころ云々。正中元年九月十九日のことをいふ。◎しのゝめ。早曉、夜明け。
「しのゝめ」は元來は「ほがら／＼」といふ語の枕詞であつたのが、直に「曉」の意に
用ゐるやうになつたのである。古今集、「しのゝめのほがら／＼」と明け行けば、お
のがきぬ／＼なるぞ悲しき。◎土岐の十郎。源頼光の後裔。土岐頼貞の子頼兼。
◎多治見藏人。土岐の一族。◎四條わたりに云々。土岐十郎は三條堀河に、多治
見は錦小路高倉に宿所があつた。即ち四條に近い所である。◎告げしらする者。
太平記卷一、「頼貞同忠事」の篇に、土岐左近藏人頼貞が成夜の廢物語に、君の御謀
叛に與した事を妻に語つた、然るに其妻は、當時六波羅の奉行齋藤太郎左衛門尉利
行の女であつたから、聞いた物語を父に告げたので、事が發覺したのだと見えて
ゐる。但し同書に頼貞とあるは頼春の誤。◎からめとる。捕縛する。◎別當資
朝。藤原俊光の子。資朝は正中元年四月權中納言になつて、別當をやめたから、
爰に別當とあるは誤。◎藏人内記俊基。大學頭藤原種範の子。内記は太政官の書

柿の衣に綾蘭笠といふものを着て、内密に鎌倉の方へ下つたのは、少しは怪しかつた事である。もう疾くに、北條氏追討の事どもについて、關東の方でも、宣旨を受ける者があつたのであるやうだ。俊基も紀伊國へ入湯に下るなど言ひこしらへて、田舎を遊歴する事の繁かつたのも、今になつてから、人が皆その下心であつたと合點した。

記官。◎御門世をみだり給はむとて。後醍醐帝が天下を亂しなさらうとしての意で、北條氏を亡きうとしたことをいふ。但し、「御門世を亂り」といふ書き方は、「天皇御謀叛」などいふ用語と同じく、當時武家の権力が朝廷を凌いだため、自然武家に叛くを「謀叛」世を亂りなどいふやうになつたので、勿論不穩當の語である。◎宣旨なしたる。北條氏追討の宣旨を下した意。◎いましむ。禁獄する。◎故院……出できぬるよ。人の評語。◎正應にも云々。伏見天皇の正應三年三月に、淺原爲頼が禁中に濫入した事をいふ。この事は「今日の日影」の巻に見えてゐる。◎後醍醐院の御處分。後醍醐院のおとりきめ。即ち、皇位は龜山帝の御一統で繼ぐやうにとの御遺詔をいふ。◎東よりひき違へし。鎌倉で詔を引きたがへた。「ひき違ふ」は順はぬ意、其通りに行はぬこと。◎今もその御憤りの名殘云々。此度土岐十郎等を召して御企をなされたのも、鎌倉で御遺詔を引違へたのに對する憤怒の餘蘊であらう。◎柿の衣。赤色無紋の衣。山伏が正先達の位に至つて着る衣。◎あやる笠。綾蘭笠の事。一に日照笠、綾笠、蘭笠ともいふ。蘭で編んで文を作つた笠をいふのであるが、麥藁、籐、檜の薄板などで作つたものをもいふ。今の編笠に似て、淺いもの。◎いひなして。言ひこしらへて。◎思ひあはせ。合點する意。

後醍醐帝が北條氏追討の御企を起されたについては、主上を遠島にお遷し申すなどいふやうな、言ひやうもない噂があるから、未だ御企の熟さないのに、早くも發覺して遠流の御身となるのは、甚だ残念にお思ひなされて、この事件をばまづまづ穩便に終局を上げようと思考へになるから、かの正應年間に行はれたやうな御誓書をば、鎌倉へお遣したさる。宣房中納言が御誓の御勅使で關東に下ります。大體この宣房卿は、昔の龜山帝の御代以來代々の天皇に仕へて來て、年齢も開けてゐ

さるまゝには、いひしらず聞ゆる事どもあれば、まだきにいとくちをしう思されて、この事をまづおだしくやめむとあぼせば、かの正應にありしやうなるちかひの御消息をつかはさる。宣房の中納言御使にてあづまへ下る。大かたふるき御世よりつかへきて、年もたけたるうへ、この頃は、天下にいさぎよくうへうへしき人に思はれたる頃なれば、この事更に御門のしろしめさぬよしなど、けざやかにいひなすに、荒きまびすどもの心にも、いと忝き事とごみて、ぶいなるべく奏しけり。この御使の賞にや、宣房、大納言になされぬ。いとみじきさいはひなり。親は三位ばかりにて入道してき。子どもなどさへいと清げにてあまたあめり。さればおぼやけにしろしめされぬにても、かの人々はのがるべき方なしとて、別當は佐渡國へ流されぬ。

る上に、此頃は天下の者に潔白貞實な人だと思はれてゐる時であるから、この土岐等の事件をば、一向主上の御存じない趣などを、スラ／＼と商切れよく辨解するにつけ、荒々しい武士どもの心にも、甚だ勿體ない事だと和らいて、無事平穩であるやうにと奏上した。この御使の褒美であるか、宜房は大納言に進められた。甚だ大した幸運である。親の養通は、三位くらゐで入道して終つた。子どもなどをば、非常に立派な出来で、澤山あるやうである。さうあるから、此度の事件をば主上は御

俊基はいかにしてのがれぬるにか、都へ歸りぬれど、ありしやうには出てつかへず、籠り居たるよしなり。かやうにて事なくしづまりぬれば、いとめてたけれど、上の御心のうちは、猶安からず、いかならむ時とのみ、おもほしむたるべし。

◎さるまゝには。さうあるに隨つては。後醍醐帝が北條氏追討の御企を計畫なされたについてはといふ意。◎いひしらず聞ゆる事。言ひやうもなく噂する事。主上を遠島にお遷し申すなどいふ評判であらう。◎まだきに云々。未だ其計畫の熟さないのに、早くも發覺して、遠流の身となるのは、甚だ残念にお思ひなされて。◎正應にありし云々。正應の淺原の亂の時、龜山上皇が誓書を鎌倉に送られたことをさす。◎ちかひの御消息。誓書。◎宜房。萬里小路藤原資通の子。龜山後宇多伏見後伏見後二條花園後醍醐の七代に仕へられた。讀史愚抄、十月五日戊午、萬里小路中納言宜房、爲御使下向關東、令三持參御告文二狀。◎いさぎよくうべくしき人。潔白貞實な人。◎けさやかにいひなす。商切れよく辨解する。◎なごみて。和みての意。和らいて。◎よい。無異の字音。無事平穩の意。◎子どもなどさへ云々。宜房は藤原季房といふ二人の子を持つてゐ、しかも藤原

存じないにしても、養朝俊基の二人は、透れられやうがないというて、別當養朝は佐渡の國へ流された。俊基はどうしてまぬかれたのであらうか、都へは歸つたが、以前のやうに朝廷へは出仕しないで、籠居してゐた様子である。このやうで無事に治まつたから、ひどう結構であるが、後醍醐帝の御心には、矢張り平和でない、どういふ時にか北條氏を亡さうとばかりお思ひ續けて居られるであらう。

【通釋】

月日が間もなく経過して嘉暦元年になつた。三月の初め頃から、東宮が御病氣であらせられて、日に重態にならせられます。様々の御修法などを始めとして、御祈何やかやと言ひ懸ぎ、伊勢大廟にも祈願の御使をお遣はしたさるけれど、その

は中納言檢非違使の別當にまで、季房は參議にまで進み、共に後醍醐帝の忠臣であつたのをいふ。「清げにて」は、俗にいふ「立派な出来で」などの意。◎別當は云云。北條九代記、「正中二年八月、中納言養朝卿配流佐渡島。」◎いかならむ時とのみ。どういふ時に北條氏を滅さうかとばかり。

月日程なく移りゆきて、嘉暦元年になりぬ。三月のはじめつ方より、東宮例ならずおはしまして、日々にあもらせ給ふ。さまさまの御修法どもはじめ、御祈、なにやかやと、伊勢にも御使たてまつらせ給へど、かひなくて、三月二十日、遂にいとあさましくならせ給ひぬ。宮の内火をけちたる心ちしてまごひあへり。御乳母の對の君といふ人、夜晝御傍さらず候ひなれたるに、いみじき心まごひ、誠にをさめがたげなり。かざりと見え給ふ御

甲斐がなくて、三月二十日に、とう／＼ひどうな
さけなくおなりなされ
た。宮の内は燈火を消し
たやうな頼りない心持が
して、途方に暮れ合う
た。御乳母の對の君とい
ふ人が、晝夜東宮の御傍
を去らずに伺候し續けて
ゐたのに、薨去遊ばされ
たので、ひどい心のみだ
れをば、眞實に取り續め
る事が出来ないやうであ
る。御臨終とお見えなさ
る御顔に近寄つて、「この
やうに餘命のない我が身
を、お見棄て遊ばしては、
君が何處へと御出掛けな
さらうと思召しても、私
は御遣り申すことは出来

顔にさしよりて、「かくのこりなき身を御覽じすては、まおは
しましやらじ。今一たび御聲なりとも聞かせさせ給ひて、いづ
方へも、御供にゐておはしましてよ。」と、聲も惜まらず泣き入り
給へるさま、いとあはれなり。すべて宮の内とよみかなしぶさ
ま、いはひ方なし。永嘉門院は、御子もおはしまさねば、年月
この宮を、故院聞えつけさせ給ひしかば、今も一つ院におはし
ます。御息所にも、やがて故院の姫宮を、女院の御傍にかしづ
き聞え給ひしを、あはせ奉り給へれば、又なきさまにおぼしか
はして過ぐさせ給へるなど、いみじうしづみ入り給へり。

◎いとあさましく云々。東宮の薨去せられたことをいふ。此時邦良親王は御年二
十。◎候ひなれたるに。伺候し馴れてゐたのに。此句の次に、「薨去せられて」の
句を補うて解く。◎心まどひ。心の昏亂。悲しさに途方にくれるをいふ。◎をさ
めがたげなり。儀め難いやうである。◎かざりと見え給ふ御顔。今は最期だと見

ますまい。もう一度御言
葉なりと御掛け下さいま
して、それから私をば何
處へても御供に連れて行
つて下さいませ。」と、聲
も惜まらずに泣き入りなさ
れた様子が、甚だ哀れて
ある。總體、宮の内の厭
ぎ悲しむ有様は、何とも
言ひやうがない。永嘉門
院は御自分の御子がおあ
りなさらないから、長い
年月の間、この東宮を御
世話するやうにと、後宇
多院から申し附けられた
から、今でも同じ院の中
に御出でになるが、東宮
の方をば目合せ申上げな
されてあるから、此上も
ない陸じい御様子で愛し
合はれて月日を送つて居
られるなど仰せられて、
ひどう悲しみに沈み込
みなされた。

える御顔。臨終の御顔。◎のこりなき身。餘命のない身。◎えおはしましやら
じ。あなたが何處へ御出掛け遊ばさうと思召しても、御遣し申し得まい。◎ゐて
おはしましてよ。連れて行つて下さいませ。◎年月この宮を。此句の下に、「後見す
るやうに」といふ意の語句を補うて考へる。◎聞えつけ。申しつける。◎一つ院
に。土御門萬里小路殿、即ち永嘉門院の御所を春宮御所として、東宮も門院も此
處に居られたのである。◎姫宮を。此句は「あはせ奉り」につづく、「女院の御傍に
かしづき聞え給ひしを」とあるは、姫宮の説明である。姫宮の様子は、永嘉門院
の妹准后論子(後宇多院の妃)の生んだ子であるから、叔母の門院の許に居られた
のである。◎又なきさまにおぼしかはして。東宮と保子内親王とが、此上もない
様子で愛し合うて。◎過ぐさせ給へるなど。愛は「給へるなど」の次に「思して」の
句を補うて解く。即ち、「過ぐさせ給へるなど」思して、女院はいみじうしづみ入り
給へり。」といふ意味である。

さてあるべきならねば、常の行啓のさまにて、先帝のおはしま

て辱られるものでないから、御存命の行啓の體で、後二條帝の御出で遊ばした北白川殿へ、御遷し申しなされた。其頃は土用の入る時分で、暫く北白川殿に御死骸の留つて居られるのさへ、ひどう悲しい。院號などの取計らひもあるべきであらう。然しながら、御存命の折に、院號を贈られるのは詰らない事であるやうに、言ひ残して置かれたから、主上に於かれても、院號の事をば聞き流しにせられた。晝の御座の装束をとりつけ、火たきやなどを取り片附ける頃も、矢張現實だとは

し、北白川殿へぞ、入れ奉らせ給ひぬる。土用の入るほどにて、しばしかしこにははしますさへいとかなし。院號などのさたもあるべくこそ。されどおはしまし、時に、その事はよしなかるべく仰せられおさしかば、内よりも聞し召しすぐしけり。晝の御座のよそひとりこぼち、火たきやなどかき拂ふ程、猶うつつともおぼえず。堀川の女御の、「見えしおもひの」など、の給ひけむは、この世ながら、御心との御あかれなれば、うらやましくさへおぼゆ。さしあたりてのあはれはさしおきて、先帝の御位ながらうせ給へりしだにあるを、又かくなかばなるやうにてあさましければ、世の人の思はむ事も心うく、一方ならぬ歎にそへたるうれへ、いはむ方なし。大方我が身をかぎりはてぬると思ふ人のみ多かりき。

思はれない、夢のやうである。堀川の女御の「見えし思ひの外にもあるかな」と讀まれた歌は、小一條院が此世に存命しながら、御自分の御心から東宮の御位を退かれた折の愛惜の情を讀まれたのであるから、只今の場合から見ると、羨しくさへ感じる。現在東宮の御薨去の悲哀は、それはそれとして置いて、後二條帝が御在位のまゝ崩御遊ばされたのさへ、悲しい事であるのに、またこのやうに、東宮が御位にも即かず中途半端である状態で薨去されたから、世間の人の色々と臆測する

◎常の行啓のさま。御存命の時の行啓の體裁。◎北白川殿へぞ云々。土御門萬里小路殿から北白川殿へ御遷し申された意。◎土用の入るほどにて。土用の始まる頃で、「土用」とは、春夏秋冬の四季に通じて、各季の終り十八日間づゝをいふ。土用には、造作、修造、柱立、礎を据ふる事、土を動す事、井戸掘、壁ぬりなどいふ一切の土木建築工事を忌むのである。◎しばしかしこにははします。此時は春の土用であるから、墓を築く事が出来ない爲に、暫く北白川殿に御死骸を安置されたのである。◎その事はよしなかるべく云々。院號などいふ事はつもらない事であるやうに言ひ残されたから。◎聞し召しすぐしけり。聞き流しにした。其事を心にとどめずに知らぬ振りをしてゐる意。◎内よりも。主上に於かれても、「よし」は「にて」の意。◎晝の御座。こゝは東宮の常に居られた所をいふ。◎火たきや。衛士の居る所。衛士は、終夜火を焚いて守り居るからさういふのである。◎かき拂ふ。取り壊す意。◎堀川の女御。堀川左大臣顯光の女、後一條院の妃である。◎見えしおもひ。後拾遺集に、「小一條院東宮と聞えける時、思はずに位おり給ひけるに、火たきやなどこぼちさわぐを見て、讀み侍りける、堀川女御、「雲おまで立ちのぼるべき煙かと、見えし思ひのほかにあるかな。」とある歌をいふのである。歌は、天子の御位にまで登ることと思うたに、東宮の位を下りられた

であらうことも、心に
らく感じ、一通りでない
悲歎に加へての心配が言
ひやうもない程に甚だし
い。大體に於て、我身の
運命が盡きた事と考へる
人ばかり多くあつた。

【通釋】
有忠の中納言は、東宮邦
良親王の御使で鎌倉に下

のは意外な事であるわい。「おもひ」の「ひ」を火にかけていふので、まづ「ひ」とい
て東宮を譬へたのである。◎この世ながら。此世に存命のまゝ。◎御心との御あ
かれなれば。小一條院は御自身の御心から位をのがれたのであるからといふ意。
大鏡にも、「小一條院、わが御心と、かくのがれ給へる事は、これをはじめとす。」
とある。御心との「と」は共にの意。「あかれ」は別れとおなじ。◎さしあたりての
あはれさは云々。皇太子の薨去せられたといふ、まのあたりの悲哀は、それはそ
れにして置いて。◎先帝の云々。先帝後二條天皇、即ち邦良親王の御父君が御在
位中に崩御せられたことをいふ。◎うせ給へりしだにあるを。崩御せられたので
さへ悲しい事であるものを。◎かくなかばなるやうにて云々。このやうに邦良親
王が帝位にも即かずに中途で薨去せられたから。◎世の人の思はむ事も心うく。
世間の人が色々つまらぬ事を思つて、よくもない噂などするのが心につらく感
じてぬると。我が身の運命をちめてしまった事よとの意。前途の望みも盡きて、
運命の究極してしまつた事をいふ。これは東宮の世にならばと其の時節の來るの
を待つてゐた人々の身の上をいふのである。

有忠の中納言、先坊の御使にて東に下りにし、いつしかと、思

向したが、いつ東宮が御
即位なさるであらうかと
のみ御待ち申して、幕府
から踐祚の御使が都に上
るであらうのと同時に、
歸洛しようと思つて、未
だ鎌倉に居られたのに、
このやうな果敢ない事柄
が出来したから、ひどく
落膽なかつたといふのも
勿論である。三月三十
日、そのまゝ鎌倉で判變
する。その心中はさぞ無
念に思ふ事であらうと推
量されて悲しい。出家の
折中納言の讀まれた歌。

おほかたの春のわかれ
の外にまた、わが世つ
きぬる今日の暮かな。
都に於ても、前大納言經

ふさまならむ事をのみ待ち聞えつゝ、踐祚の御使の都に參らむ
と、同じやうにのぼらむとて、いまだかしてにものせられつる
に、かくあへなき事の出できぬれば、いみじともさらなり。三
月三十日、やがてかしてにて頭おろす、心のうちさこそはとか
なし。

おほかたの春のわかれの外にまた、
我が世つきぬる今日のくれかな。

都にも前の大納言經繼、四條三位隆久、山井の少將敦季、五辻
の少將ながとし、公風の少將、左衛門佐俊顯など、皆頭おろし
ぬ。女房には、^{藤子}御息所の御方、對の君、帥の君、兵衛督、内侍
の君など、すべて男女三十餘人、さまかはりてけり。やむごと
なき君の御時も、かくばかりの事はいとありがたきを、佛などの

儀、四條三位隆久、山井の少將敦季、五辻の少將ながとし、公風の少將、左衛門佐俊顯などが、皆剃髪した。女房では御息所、對の君、帥の君、兵衛督、内侍の君など、總體で男女三十餘人が、出家して終つた。尊い聖天子の崩御の時も、これ程に多人數が御跡を慕うて出家する事は甚だ珍しいのに、此度かく袂を聯ねて剃髪したのは、これは佛などが邦良親王に形をかへて此世に出現せられ、殊更に迷妄無智な衆生を導かれるのであらうかと思はれるまでに見えた。東宮は御性質が非常

あらはれ給ひて、殊更に迷ひ深き衆生を導き給ふかとまで見えたり。御本性のいとなごやかにおはしまし、かば、近う仕うまつるかぎりの人は、年ごろの御名残を思ふにも、いと忍びがたきうへ、大かたの世にもさし放たれて、身をやうなきものに思ひすつるたぐひなど、さまざまにつけて厭ひそむくなるべし。若宮三所、姫宮などもおはしましけり。御息所の御腹にはあらねど、いづれをも今は昔の御かたみと、あはれに見奉らせたまふ。四月のすゑつかた、夏木立心よげにしげりわたれるも、うらやましくながめさせ給ふ。曉がた郭公のなきわたるも、「いかにしりてか。」と、御涙のもよほしなり。

もろともにかましましものを郭公、

枕ならべしむかしなりせば。

に溫和であらせられたから、御身近う御仕へ申したありつたけの人は、年來自分達を寵愛せられた長い間の御名残を思ふにつけても、慕はしくて甚だ悲しさに堪へがたい上に、大體の此世からも用ゐられなくなつて、かくてわが身を無益なものに考へ棄てる人々などもあり、様々の事柄につけて、浮世を厭ひ捨てるのであらう。東宮には若宮が御三人に姫宮などもあらせられた。これらの御方々は御息所の御腹に生れたのではないが、どの御方をも只今は東宮の忘形見だと考へて、御息所は身

①いつしかと。早う東宮が御即位なさればよいにと。「いつしか」は、待つ意味の詞。イツノマニカといふ意味の場合もある。②思ふさまならむ事。「自分の希望通りであらう事」といふので、東宮即位の事をさす。③踐祚の御使。鎌倉幕府から主上へ、位を東宮に譲るやうにと奏上せしめる爲の御使。後宇多院崩御の後は、後醍醐帝と東宮との間が思はしくなく、東宮方の人は使を關東に遣して、東宮が踐祚するやうに取計らはれる事を、鎌倉に願ひ出たので、有忠中納言は其使命を帯びて鎌倉へ下向してゐたのである。④あへなき事。果敢ない事。東宮の薨去といふ。一本に「あやなき事」とある。⑤いみじともさらなり。ひどう落膽せられたといふのも事新しい。⑥心のうちさこそはと。心の中が嘆息しくあらうと推量されたといふ意。⑦おほかたの。今日を最後に春が暮れて行く、その一通りの春の別れ以外に、自分の此俗世に於ける時の盡きてしまつた今日の暮であるよ。「春の別れ」に、春宮に別れる意を含めてゐる。「我が世つきぬる」とは、普通は壽命の盡きる意に用ゐるが、こゝは俗世に別れる意、出家する意である。⑧四條三位隆久。二位の誤であらう。⑨さままはりてけり。僧衣を纏うた意。⑩やむごとなき君の御時も。尊い聖天子の崩御の時も。⑪かくばかりの事。これ程に多くの人が御跡を慕うて出家すること。⑫佛などの云々。佛菩薩などが權りに形をかへて邦良親王

に沁みて御寵愛なされる。四月の末頃、夏木立が心地よきさうに繁茂しついでいてゐるのも、羨ましくお眺めになる。曉ごろ、郭公の鳴き過ぎるのも、「いかに我心の中を知つて悲しく鳴くのか。」と感ぜられて、御涙を誘ふ種である。かくて御息所の讀まれた歌、

もろともに聞かましも
のを郭公、まくらなら
べしむかしなりせば。

【通釋】
ほんにマア例の如く前に申上げる管の事柄を、年代の順を違へて終ひまし

となつて現れてといふ意。◎年ごろの御名残。年来御寵愛下された東宮の御なまけの今も自分等の心に刺まれて残つてゐる其御なまけ。◎大かたの世にも云々。主上と東宮との間柄が美しくなかつたから、東宮に心を寄せて仕へた人。東宮の死なれた後は、世に用ゐられないのである。「さしはなたる」は棄てられる意、用ゐられぬ意。◎やうなきもの。無益のもの。◎若宮三所。廣仁親王、邦世親王、及び深守法親王。◎姫宮。皇子内親王。◎昔の御かたみと。東宮の容形見と思つて。◎夏木立。夏の木立。玉葉集、一月の影洩るかと思えて夏木立、茂れる庭に咲ける卯の花。◎いかにしりてか。自分の悲しい心を、どうして時鳥がそれと知つて、鳴き過ぎるのであらうかといふ意。◎御涙のもよほしなり。御涙を誘ふ種である。◎もろともに。我が君と枕を並べて寝た昔ならば、時鳥の音をも、共に聞かうものを、今は唯一人て聞くのが悲しい。

まことや、例のさきに聞ゆべき事を、時たがへ侍りにけり。兵衛督爲定、故中納言のあとをうけて撰びつる撰集の事、正中二年十二月の頃、まづ四季を奏するよし聞えしこのり、この程世

た。兵衛督爲定が故中納言爲藤の跡を繼承して撰んだ勅撰集の事は、正中二年十二月頃、第一に四季の部を奏する由評判したが、其殘部が此頃になつて世に公にされたのが面白い。後醍醐帝が特別に賞美せられて、續後拾遺といふのであるが、中宮大夫師賢が勅命を承り、此度の撰集のひどう優つてゐる趣をば、様々に言うてやつたに、その御返事に爲定の讀まれた歌、

今ぞ知るあつむる玉の
かず／＼に、身をてら
すべき光ありとは。

御返歌、後醍醐帝の御製、

にひろまれる、いとあもしろし。御門ことの外にめてさせ給ひて、續後拾遺とぞいふなる、中宮大夫師賢うけたまはりて、この度の集のいみじきよし、さま／＼仰せつかはしたるに、御返しに、爲定、

いまだ知るあつむる玉のかず／＼に、
身をてらすべきひかりありとは。

御返し、内の御製、

かず／＼にあつむる玉のひかりとぞなる。

この大夫は、もとより中よきどちらにて、常に消息などつかはすに、かく世にほめらるゝを、いとよしと思ひて、兵衛督のもとへいひやる。

かす／＼に集むる玉のくもらねば、これもわが世の光りとぞなる。この中宮大夫師賢は、始めから爲定卿とは仲のよい同志で、常に和歌など読んで遣はすにつけ、このやうに世間から讃められるのを、甚だ結構な事だと思つて、兵衛督爲定のもとへ読んで贈られる歌、

和歌の浦のなみも昔にかへりぬと、人よりさきにきくぞうれしき。

返歌、

和歌の浦や昔にかへる浪ぞとも、かよふこゝろにまづぞきくらむ。

和歌の浦のなみも昔にかへりぬと、
人よりさきにきくぞうれしき。

かへし、
和歌の浦や昔にかへる浪ぞとも、
通ふこゝろにまづぞきくらむ。

◎例の如く。是までの事蹟をば、昔年代に願うて御話して来た如くといふ意。◎さきに聞ゆべき事。爲定卿の御話に次いで、邦良親王薨去の事よりも前に申上げねばならぬ撰集のこと。◎時たがへ云々。年代の順を述べて終つた。◎四季を奏するよし云々。「四季の部」を奏上する趣が評判された、その残部の、物名、戀、離別、雜等の部が此頃世に公にされたのが甚だ面白い。勅撰目録、「續後拾遺集、後醍醐正中二年十二月十八日、右兵衛督爲定撰、中納言爲藤卿於「朝餉」百奉之、撰歌中卒、仍爲定相繼而終」常奏覽。」◎いまぞ知る。自分が撰ひ集める玉の如き立派な歌の一つ／＼に、我が身を照して光榮を添へるべき光があるとは今知

【通釋】
この爲定の兄弟の中宮に
宣旨の女房で伺候する方

つた事である。歌を玉に譬へ、その縁語で光というた。主上の御褒めに預つた事をば「身をてらす」と言うたのである。此歌は次の御返しの御製と共に新千載集に見えてゐる。◎かす／＼に。数多く集める玉詠が、曇らずに立派であるから、此撰集も、わが御代の光榮となる事であるよ。◎中よきどち。爲定卿と仲のよい友達。「どち」はドウシの意。源氏物語、「夕顔」の巻に、「いづれも／＼若きどちにて」土佐日記に、「起てば起ちるればまたる吹風と、波とは思ふどちにやあるらん。」などあるのは、若い仲間、愛し合ふ同志の意。◎和歌の浦の。續後拾遺集も昔の聖代の撰集に恥ぢない美しい出来であるとの御説を、人よりも先に聞くのが嬉しい。「和歌の浦のなみ」は、續後拾遺集に譬へ、「なみ」の縁語で「かへり」というたのである。「むかしにかへる」とは、美しい撰集の出来た昔にかへつたといふので、昔の立派な撰集に劣らぬ結構な撰集が出来たといふ意。◎和歌の浦や。昔に恥ぢない立派な撰集であるとの仰せも、歌道に於いて、自分と心の相通うてゐる君の心に、第一に聞くことであらう。

この爲定のはらから、中宮に宣旨にてさぶらふも、うへ例のときめかし給ひて、若宮^{法仁}いでものし給へり。その宮の御めめとは

も、後醍醐帝が例の如く御寵愛遊ばして、若宮が御生れになつた。その若宮の御守役をば師賢の大納言が命を受けて、ひどう大切に御養育申しなさる。また宮の内侍の御腹にも、次々と甚だ大勢御生れなさる。第一皇子は藤大納言の御腹で、吉田の大納言定房の家に御出でなさる。第二皇子も大層キラ／＼と輝くほど美しく、源大納言親房が御預り申して居られる。このやうに様々幾人もあらせられるのを、どうぞして此度皇太子に立てようとお思ひ遊ばしたけれど、以前から幕府に向つ

師賢の大納言うけたまはりて、いみじうかしづき奉らる。又宮の内侍の御腹にも、次々いとあまたおはします。一の御子は藤大納言の御腹、吉田の大納言定房の家に渡らせたまふ。二の御子もいとさら／＼しうて、源大納言親房の御あづかりなり。かくさま／＼におはしますを、この度いかて坊にとおぼしつれど、かねてより、もよほし仰せられし事なれば、あづまより人まゐりて、本院の一の宮を定め申しつ。いとけやくきこしめせど、いかゞはせむにて、七月廿四日に立太子の節會行はる。陣の座より引きわたして、持明院殿に人々まゐる。院の殿上にて祿などたまはる。常の事なれど、俄にいとめてたし。八月になりて、陽徳門院の土御門東の洞院殿へ行啓はじめあり。先坊の宮は鷹司なれば、間近きほどに世のおとなひきこしめす入道の

て、皇太子に關しては献言するやうに仰せられた事であるから、鎌倉から使が参つて、後伏見院の第一皇子を皇太子に定め申した。甚だ異様に思召したけれど、何としようぞ詮方ないといふので、七月廿四日立太子の節會を行はれる。陣の座から引き續いて持明院殿に人が参ります。院の御所の殿上で祝儀など下される。あたりまへの事ではあるが、今まで淋しかつた持明院殿が、俄に公卿などが参集して、甚だ結構である。

宮、女院などの御心のうち、今さらにはいとかなし。本院新院ひとつの御車にたてまつりて、先立ちて入らせ給ふ。行啓は東の洞院おもての棟門に御車とめて、中門まで簗道をしきて、歩み入らせたまふ。御びんづらゆひて、いときびはにうつくしげなり。十四ばかりにやあはしますらむ。宮づかさども、院の殿上人など、多くつかうまつれり。花ひらけたる心ちどもすべし。あはれなる世のならひなりかし。

◎宣旨にて云々。宣旨の女房で伺候するもの。「宣旨」は、宣下の時の宣旨を取次ぐ女房をいふ。後には、宣旨の取次をしなくとも、上臈の女房をば宣旨といふやうになつた。中宮、東宮、齋宮、又は關白家などに仕へてゐる。◎宮の内侍。中宮に仕へてゐる女官の内侍のこと。◎次々いとあまた。正中元年に恒良親王、同二年に成良親王、嘉暦元年に義長親王(後に村上天皇)のお生れなされたことをいふ。◎藤大納言。藤原爲世卿の女、從三位爲子。◎いかて坊にと。幾人もある皇

始めがある。先坊の宮の御所は鷹司殿であるから、間近い邊で東宮行啓の騒ぎを御聞きになる入道の宮や永嘉門院などの御心中は、今更にひどう悲しい。後伏見、花園院は同じ御車に御乗りになつて、先立つて御はいりなされる。行啓は東の洞院に面した棟門に御車を駐めて、中門まで建道を設けて、歩いておはいりになる。東宮は御鬘を結うて、甚だ幼稚で可愛らしい。御年は十四ぐらゐにおなりなされるであらうか。春宮坊の官人どもや、院の殿上人などが、大勢御供を申上げました。

子をどうか皇太子に定めたいものだ。○もよほし仰せられし事。鎌倉幕府に對して、立太子につき献言するやうに促し仰せられた事であるから。○けやけく。きはだつて異やうに。○院の殿上。持明院殿の殿上の間。○俄にいとめてたし。今まで淋しかつた持明院殿に、俄に公卿など參集して結構である。○陽徳門院。後深草帝の女。○土御門東の洞院殿。土御門内裡のこと。京都土御門の北、東の洞院の東に在る。もと二條の中宮藤原育子の御所であつたが、後に後深草天皇に傳はり、更に同帝の妃土御門准后相子の御所となり、次で陽徳門院に傳はつた。○鷹司。土御門の南、萬里小路の東にある鷹司殿のこと。○間近きほどに世のおとなひ云々。鷹司殿と土御門東の洞院殿とは間近く接近してゐるから、鷹司殿に於いては、間近い邊で、東宮行啓の騒ぎをお聞きになる。○入道の宮、女院。邦良親王の御息所祿子内親王と永嘉門院。此御二方は、當時鷹司殿に同居せられたのである。○建道。道に建を敷いて其上を通るやうにしたもの。○十四ばかり。量仁親王は御年十四で皇太子となられた。○宮づかき。春宮坊の官人、皇太子の内政を取行ふ所の、大夫、亮、進、屬などいふ官人をさす。他に東宮に附屬するもので、東宮職といふがある、之は東宮の教育を司る所、傳、學士の官がある、故に傳學士は春宮坊の官人ではないが共に皇太子に隸屬する官であるから、春宮坊の官人と同じく坊官といふ。○院の殿上人。院の昇殿を聽された人。○花ひらけたる心ち。花の咲いたやうな陽氣な晴々した心持。後醍醐天皇は邦良親王を皇太子として、大覺寺統からのみ、二代相續いて帝位を占めるやうになつた爲に、持明院統の人々は不快に思つて、「いろ／＼に都は春の時にあへど、わがすむ山は花も開けず。○秋のみ山に出てゐる後伏見院の御歌」といつたやうな冬枯の心持であるのに、量仁親王の立坊によつて、長閑な春が來て花も開けたが如き心持になつたのをいふ。

持明院統の御方々は、花の咲いたやうな陽氣な心持がするであらう。かく順違運不運が掌をかへすが如くにめぐるのは、哀れな世の習はしてあるぞよ。

【通釋】このやうにして此年も暮れたから、嘉暦も二年になつた。第一の皇子が御元服なされて、中務卿尊良親王と申上げる。昨年禁中へ宿直所を設けて、其處に御出でなされる。一月十六日の踏歌の節會に珍しく御参列なされる。後醍醐天皇も徳治の

かくて今年も暮れぬれば、嘉暦も二年になりぬ。一の宮御からぶりし給ひて、中務卿尊良親王ときこゆ。去年より内に御とのる所してわたらせ給ふ。正月の十六日の節會に、めづらしく出で給ふ。御門も、徳治の頃、帥にて七日の節にいでさせ給へりしためし、思しいづるにや。大方ふるくは皆さこそありけれど、近比はいたくかやうにはなかりつるを、御子たち御冠の後は、いづれも昔おぼえて、さるべきをり／＼出でつかへさせ給ふめ

頃、太宰の帥の官で、七日の白馬の節會に御参列された、その例をば思ひ出されるのであらうか。大體昔は節會には、みな親王がたが御参列なさるのであつたけれど、近頃は大層久しい間御参列はなされなかつたものを、この度は御皇子がたの御元服後は、どの御方も昔の朝儀のさまをお思ひなされて、然るべき節會の折々は、御出仕なさるやうである。今日の踏歌の節會は、平素よりも格別盛装せられるのであらう。尊良親王は蘇芳の袍を御召しなされた。左大臣冬教、右大臣

り。今日の節會は、常よりことにひきつくるはるゝなるべし。尊良みこは蘇枋のうへのきの奉れり。左大臣冬教、右大臣經忠、内大臣基嗣、右大将公賢、權大納言顯實、藤中納言實任、別當光經、三條中納言實忠、左衛門督公泰、權中納言藤房、宰相には惟繼、親賢、爲定、冬信、國資などまゐれり。二の宮は、西園寺宰相中將實俊の女の御腹なり。帥の御子世良親王ときこゆ。喜子昭慶門院と恒明りわき養ひ奉らせ給ふ。この宮は御めのと源大納言親房なり。それもうちくうへの御衣にて、御門南殿へ出てさせ給へば、御供にさぶらはせ給ふ。又常磐井の式部卿の宮は、龜山院の御子なれど、當代といとねんごろなる御中にて、この御子たちと同じやうに、常はうちつれ御とのゐなどせさせ給ふ。今日も御まゐりありて、御子たち歩み續かせ給へる、いとあもしろし。若

經忠、内大臣基嗣、右大将公賢、權大納言顯實、藤中納言實任、別當光經、三條中納言實忠、左衛門督公泰、權中納言藤房、宰相では惟繼、親賢、爲定、冬信、國資などが参列した。第二の皇子は、西園寺宰相中將實俊の女の御腹にお生れ遊ばしたのである。帥の御子世良親王と申します。昭慶門院が格別に御養育しなされる。世良親王は御守役が源大納言親房である。その宮も内々袍を召されて、主上が紫宸殿へ出御なさるから、その御供にお隨ひなさる。また常磐井の式部卿の宮は、龜山

き女房など、心づかひことなる頃ならむかし。二月になれば、やうく邦良故宮の御一めぐりの事ども、永嘉門院にはいとませ給ふもあはれつきせず。鷹司の大殿も冬平うせ給ひぬ。この頃の世には、いと重くやむごとなくものし給へるに、いとあたらし。北政所は、中院の内の大臣通重の御はらからなり。それもさまかへ給ひぬ。近頃よき人々あはくうせたまひぬるこそ、いとくちをしけれ。

◎一の宮云々。續史愚抄に、「嘉暦元年二月八日癸未、今上第一皇子尊良親王、於宮中一被_レ加_二元服、(被_レ用_二保延例_一云々)加冠關白太政大臣冬平、理髮藏人頭左中將具行朝臣云々、此日親王任_二中務卿_一、有_二叙品事_一、叙_二二品_一」とある。嘉暦二年とあるは元年の誤であらう。◎御とのゐる所して。宿直所を設けて、「とのゐる所」は、宿直人の祇候する所。爰は尊良親王の居られる間をいふ。◎正月の十六日の節會。踏歌節會のこと、古昔、禁中で行はれた公事の一で、正月十六日、天皇が豐樂殿

院の御子であるから、當代後醍醐帝とは大層親密な間柄で、この尊良世良兩皇子がたと同様、平常は連立つて御直などなされる。今日も御参列遊ばして、皇子がたの歩き緩かれたのが、大層面白い。年若い女房などは、用意が平常とは違ふ頃であらうよ。

二月になつてから、やうやう邦其親王の御一週忌の佛事どもを、永嘉門院に於かれては御行ひ遊ばすにつけて、哀れか盡きない。鷹司の大蔵冬公も薨去せられた。この御方は、この頃の世では、ひどう重んぜられて、尊

に出御し、京中の女の歌舞に巧みなるものを召して、年始の祝詞を作り歌舞を奏せしめ、後に侍従以上の者に宴を賜ふ儀式。始は男の舞人の奏するを男踏歌、女の舞人の奏するを女踏歌といつて、前者は十五日、後者は十六日に行うたが、男踏歌は圓融天皇天元以後は時々行はれたのみで、十六日の女踏歌は毎年の儀式となつたのである。而して踏歌を奏するは紫宸殿の南庭であつた。此儀式の朝儀となつたのは聖武天皇頃の事である。◎めぐらししく出て給ふ。節會の儀に参列せられる意。此頃は親王が節會に参列するのは頗る稀な事であつた。◎徳治の頃。後二條天皇の御代をいふ。◎帥にて。太宰帥の官で。◎七日の節。白馬節會のこと。◎まこそありけれど。節會に親王が参列するのであつたけれども。◎昔おぼえて。昔の盛んであつた朝儀に似通はせて。◎さるべきをり。然るべき節會などいふ時。◎今日の節會。踏歌の節會。◎宰相中将實俊。太政大臣公相の子。◎昭慶門院。龜山天皇の御女、母は藤原雅平の女孺子である。◎うち。内密に。帥の宮は元服以前であつたから、他の御子の如く表立つて参列が出来ないため、内内参列せられたのである。◎若き女房など云々。盛大な朝儀など行はれて年若い御子達が多く参集せられるのであるから、女房の年若い者は、自分の容色などを目立つやうに飾つて、自然平素よりも用意が違ふやうになることをいふ。◎御一め

くあらせられたの、お亡くなり遊ばされたのは甚だ惜しい。奥方は中院の内大臣通重の御兄弟である。その御方も薨去せられた。近頃は身分のよい方々が大勢亡くなられたのは、至極残念である。

【通釋】
皇子は數多あらせられるが、中宮の御腹には、たゞ一品内親王だけがあるから、甚だ不満足な事に思ひ續けていらつしやるに、此頃、常に異なる御病氣の由を申しますから、大層めでたく、ありたいと希望してゐる

ぐりの事。御一週忌。◎鷹司の大蔵。關白太政大臣冬平。◎北政所。攝政關白家の奥方。こゝでは冬平の奥方をいふ。◎よき人々おほく。嘉慶元年に東宮邦良親王、前將軍惟康親王、西園寺右大臣實衡など薨去し、同二年には、鷹司關白冬平、九條關白房實、洞院左大臣實泰、妙法院僧正定曉などが世を去られた。是等の事實をいふのであらう。

第十八 むら時雨

竹のそのふはしげけれど、秋の宮の御腹には、只一品内親王ばかりものし給ふを、いとあかずおもほしわたるに、この頃、めぐらしき御惱のよし聞ゆれば、いとめてたく、あらまほしき御事なるべきにやと、うへもいみじくおぼされて、かねてより御修法どもこちたく始めらる。ましてその程近くならせ給ひぬれば、式部卿の宮の常磐井殿へ出てさせ給ひて、うへも二三日へ

御懐妊の御事であらうと、後醍醐帝もひどく喜ばしくお思ひなされて、前以てから御祈禱などを仰山にお始めなされる。まして御産の時近くならせられたから、中宮は式部卿の宮の常磐井殿へ御退出遊ばして、主上も二三日を隔てずに、常に通つていらつしやる。常磐井殿は陣の中であるから、上達部殿上人も、晝夜となく常に、袴の端を手にとつてあちらこちらと來往する。御兄の兼季の大臣も絶えず伺候なされる。大した世間の騒ぎである。故入道殿實兼がもう少しの間御在世なされる

だてず通ひおはします。陣の中なれば、上達部殿上人、晝夜となく袴のそばとりて参りちがふ。御兄の兼季の大臣も絶えず候ひ給ふ。いみじき世のさわぎなり。故入道殿今しばしおはせましかばと、おぼしいづる人々おほかり。山、三井寺、山科寺、仁和寺、すべて大法祕法祭祓かずをつくしてのゝしるさま、いとたのもし。

◎むら時雨。卷名は後醍醐帝の御製「まだなれぬ板屋の軒のむら時雨、音をきくにもぬるゝ袖かな。」といふに因つて附けてある。◎竹のそのふ。皇子のこと。梁の孝王が竹園に住まはれた故事から、天皇の御子を竹園又は「竹園生」といふ。史記世家、「於是孝王築東苑三百餘里。注曰、在宋州宋城縣東南十里、俗人言梁孝王竹園。」竹のそのふはしげけれど、「しげき」は「竹」の縁語で多いといふ意。◎秋の宮。皇后及び中宮の居所を長秋宮といふ所から、直に皇后中宮の稱に用ゐる。恰も皇太子を其居所より轉じて東宮といふに同じ。玉葉の正治二年六月廿八日、宣秋門院號宣下の條に、「后宮即以長秋宮爲號、稱秋宮」此謂也、況乎萬歲

ならば、さぞお感しくお思ひなされてあらうにと思ひ出す人々が多い。延暦寺、圓城寺、興福寺、仁和寺などで、凡て大法祕法祭祓などあるたけをし盡して騒ぎ立つ有様が、甚だ頼もしう。

千秋之心、尤可謂佳名、秋是萬物成就之時、春秋相比之時、陰陽有次之故、以春爲先之心也、女者象陰、尤是女院之號者歟。とある。後漢書馬皇后紀に、「永平三年、有司奏立長秋宮」とある註に、「皇后所居宮也、長者久也、秋者萬物成熟之初也、故以名焉」とある。爰に「秋の宮」とあるは、後醍醐帝の中宮藤原禧子、後に京極院と稱へられた方をさす。太政大臣實兼の三女である。◎一品内親王。皇子内親王のこと。宣秋門院と稱へた。◎めづらしき御惱。御懐妊の意。◎いとめでたくあらまほしき御事云々。甚だ結構で、かねて有りたいた希望する御懐妊の御事であるであらうかと。◎その程。出産の折。◎袴のそばとりて。袴の端を手に取つて。「そば」は衣の端をいふ。古今著聞集、「盗人は長袴をやはきたりけん、そばをとりてぞ走りぬる。」◎故入道殿……おはせましかば。故入道殿實兼が、もう暫く生きて居らうならば、どんなに感しくあらうにといふ意。「ましかば」と用ゐる時は、其末を「まし」と結ぶのが順序である、爰では、此句の次に、「嬉しからまし」といふ句を省いてある。◎山科寺。奈良の興福寺のこと。興福寺はもと齊明天帝の御代に、藤原鎌足が山城國山科の陶原に建立し、竣成を見ずして中途で荒せられたので、天智帝の御時、夫人饒女王が御藍を起し佛像を安置し、山科寺と稱へた。後に天武天皇の元年に是を大和國飛鳥の既坂に移して、嚴坂寺と稱へ、更に

【通釋】
 七佛藥師の法は青蓮院二品法親王慈道がお勤めなされる。金剛童子の法は常住院の道昭僧正、如意輪法は道意僧正、五壇の御修法の中壇は、天台座主の承鎮法親王が行ひなされる。如法佛眼は昭訓門院の御肝煎りて、慈勝僧正が仰せを承つて行はれる。一字金輪は淨經僧正、如法尊勝は桓守僧正、愛染王は賢助僧正、六字法は聖尋僧正が勤め、准貳法は、達智門院の御取計て、信耀僧正が勤められる。その外に猶僧坊で様々の法などを行はれる。

元明天皇が都を平城に遷すに及んで、和銅三年に、藤原不比等が今の地に造營して興福寺と稱へた。

七佛藥師の法は、青蓮院二品法親王慈道つとめさせ給ふ。金剛童子は常住院の道昭僧正、如意輪法は道意僧正、五壇の御修法の中壇は、座主の法親王行はせたまふ。如法佛眼は昭訓門院の御志にて、慈勝僧正うけたまはり給ふ。一字金輪は淨經僧正、如法尊勝は桓守僧正、愛染王は賢助僧正、六字法は聖尋僧正、准貳法は達智門院の御沙汰にて、信耀僧正つとめらる。その外猶本坊にて、さまぐの法ども行はせらる。

◎青蓮院。山城國京都市上京區粟田口町に在る。初めは十樂院と稱へた。◎二品法親王慈道。龜山帝の第十六皇子。御母は兵部卿時仲朝臣の女、神典侍。◎常住院。山城國愛宕郡にある。◎道昭僧正。後光明峰寺攝政道經の子。行昭僧正の弟子。◎如意輪法。如意輪觀音を供養念誦する秘法。如意輪觀音は手に如意寶珠を

持つて衆生の祈願を充たさせ、輪寶を持つて法輪を轉ずるを標するので如意輪と名け、密號を持寶金剛と云ふ。◎道意僧正。西園寺太政大臣實兼の子。◎座主の法親王。承鎮法親王のこと。續史愚抄に、嘉曆元年六月十一日癸未、爲中宮御産御所、於常磐井殿、被始行五壇法、中壇阿闍梨天台座主無品承鎮法親王、奉行宮司藏人大進季房」とある。◎如法佛眼。佛眼尊に向つて祈禱を修する法。佛眼尊は、具には一切佛眼大金剛吉祥一切佛母と云ふ。◎昭訓門院。龜山天皇の妃、中宮の御姉。◎慈勝僧正。關白近衛家基の子。天台座主となつた人。◎一字金輪。一字金輪佛頂法のこと、息災の爲に修する。金輪佛頂は尊體の名、「ボロン」といふ一字を以て眞言とする所から、一字金輪といふ。◎淨經僧正。花山院家長の子。◎如法尊勝。尊勝陀羅尼を呪して尊勝佛頂尊に祈禱する修法。是は大法の儀式を行ふから殊に如法と云ふ。尊勝陀羅尼は、帝釋天が善住天子の今から七度畜生惡道の身を受ける業因あるを憫んで、祇園精舍に詣でて、佛に救済の法を請うた時、佛が此陀羅尼を説いて之を誦せしめた。尊勝佛頂は五佛頂の隨一で、尊勝陀羅尼の本尊である。能く一切の惡業を除くから除障佛頂とも云ふ。◎桓守僧正。太政大臣公守の子。◎賢助僧正。桓守僧正の弟。◎六字法。六字供、六字護摩ともいふ。二種ある、一は觀音の六字法で、觀觀音經の所説に依つて、六觀音又は六

【通釋】六月ごろの大層曇い時に、御修法の壇どもが軒を争うて澤山に立ち、護摩の煙の満ちくゝてゐる有様が、甚だ恐しいまてにけぶたい。社々へ奉納する神馬は勿論、醫師、陰陽師、かむなぎどもの立ち騒ぎ、世間の八釜敷い有様は、めでたく大したものであるにつけて

觀音所變の六字明王を本尊として、六字章句陀羅尼を念誦する修法。一は文殊の六字法で、圓光計陀摩の六字の眞言を誦して、文殊菩薩を祈念する。爰は前者をさす。◎聖壽僧正。關白基忠の子。◎准胝法。准胝觀音を本尊とし、寶鏡を壇場として修する法。准胝觀音は六觀音の一で、主として衆生の業障を破り、除災延命、求兒等の諸願を叶へるといはれてゐる。要略抄に、「息災修之、但可隨事、東寺專依用之、此法有咒鏡爲一切可通行之」とある。◎洋智門院。後醍醐帝の御同母姉。◎信耀僧正。東寺の長者。◎本坊。僧侶の家。僧坊。六月ばかり、いみじう暑き程に、壇ども軒をさしりて、護摩の煙みちくゝたるさま、いとどろくしきまでけぶたし。社々の神馬はさらにもいはず、醫師、陰陽師、かむなぎども、立ちさわぎ、世のひびくさま、めでたくゆしきにも、もし皇子にておはしまさざらむをり、いかにと思ふだに胸つぶるゝに、いかなる御事にか、あやしうさるべき程もうち過ぎゆけば、なほしばしはさこそあれなど、待ち聞ゆれど、更につれなくて、十

も、若しお生れになる御子様が皇子であらせられなからう折は、どんなに落膽するであらうかと思ふのですら、胸が塞がるのに、どうした御事であらうか、不思議に、出産の時機も空しく過ぎて行くから、矢張り時は生れずに居るにもせよ、いかで生れないやうな事があらうかなどというて、お待ち申すけれど、一向御産の模様は無く、十七八月二十月三十月以上にもなるまで、どういふ御事もあらせられないから、今では産事のやうになつた。大體、上下の人々の心持は驚き呆れるなどい

七八廿卅月にも餘らせ給ふまで、ともかくもおはしまさねば、今はそらごとのやうにぞなりぬる。大かた上下の人の心ち、あさましともいふべききはならず。御うぶやの儀式、あるべき事どもなど、こちたさまでもよほしおかれ、よろしき家の子ども、二親うち具したるえらばれしかど、こゝらの月比には、あはぶくになり、そのぬしも病して頭おろしなど、すべてよろづあいなくめづらかなれば、いはむ方なし。◎六月ばかり。六月頃。嘉暦元年である。◎軒をさしりて。軒を争うて。数多の壇を設けてあるさまをいふ。◎護摩の煙。護摩をたいた煙。護摩は、火を焼いて佛に祈ること。もと事火婆羅門で火を焼いて天を祀つた。彼等は火を以て天の口とし、爰物を火に焼くと、天が之を食して福を人に與へるとなした。我が密教では其法を取つて、火爐を設け乳木を燒き、智慧の火で煩惱の薪を燒き、眞理の性火で魔害を盡す標幟とした。護摩の本尊は、息災法には大日如来を、増益法には

ふ程度のものではない。御産屋の儀式を始め、御産について當然ある筈の儀式なども、仰山な程に支度して置かれ、良家の子供も、両親の揃うてゐるものを探して置かれたけれど、多くの月を経過する間には、選定しおいた子供も、或は其親が死んで喪服を着、或は貧人も病氣をして剃髪するなど、すべて何もかも面白くなく珍らしくあるから、何とも言ひやうがない。

【通釋】
邦良親王が東宮に立たれ

変生を、降伏法には般若菩薩を、敬愛法には如来藏・如来應・如来慈等を都主とするが、普通には大日の教令輪身たる不動尊を本尊とする。◎いかにと思ふだに開つぶるゝに。どんなに落膽するであらうかと考へるのでする開が塞がるのに。◎さるべき程。出産する筈の時日。◎なほしはしはさこそあれ。矢張り時は生れずにあつても、いかでか生れない事があらうかなどいふ意。◎つれなくて知らぬ顔をしてゐるのをいふ。御産の様子が見えない意。◎そらごとの云々。御出産のことは嘘であるやうになつた。太平記、「元亨二年の春の頃より、中宮御懷妊の御新とて云々、御祈の精誠を盡されけれども、三年までかつて御産の事はなかりけり。後に子細を尋ねれば、關東調伏の爲に、事を中宮の御座に寄せて、かやうに秘法を修せられけるとなり。」◎あさましともいふべききはならず。驚き呆れるなどといふやうな程度でない、もつとひどい。◎あるべき事ども。行ふ筈の儀式ども。◎二親うち具したる。両親を持つてゐるのを。両親のある子供をば川産後の神馬を奉る使などに用ゐやうとするのであらう。◎ぶくになり。選定し置いた子供の親などが死んで喪服を着るやうになる意。◎そのぬしも。選ばれた貧人も。◎あいたく。面白くなく。◎めづらかなれば。不思議であるから。

前坊のはじめつかた、中院の内大臣通重の御女まゐり給ひ

た初め頃、中院の内大臣通重の御女が東宮の妃として参られて、十八ヶ月で若宮がお生れ遊ばしたが、まもなく御子も母の御息所も亡くなられたから、大層なさけない事に言ひ置いた間に、またその後、東宮に後れて今なほ此世に残つていらつしやる入道の宮が参られたのも、十七ヶ月程であつたらうか、御懷妊あらせられて、最早御産の御様子があるというて、御所中が立ち騒ぐうちに、ただスラ／＼と水ばかりお出になつて、昔の弘徽殿の女御が太秦の廣隆寺であらせられたであらう如

て、十八月にて若宮うまれ給へりしかど、やがて御子も母御息所も失せ給ひにしかば、いみじうあさましき事にいひさわさし程に、又その後このとまり給へる入道の宮参り給へりしも、十月七月ばかりにや、たゞならずおはしまして、既に御氣色ありとて、宮の中たちさわぐ程に、たゞゆく／＼と水のみいてさせ給ひて、ひかしの弘徽殿の女御の、太秦にてありけむやうにてやみき。をりふし賀茂の祭の頃にて、東宮の使もとゞまりなどして、さやうのをり／＼人の口さがなさ、せめても先坊の御かたさまの事を、おとしめさまにいひなやまし／＼人々も、此の頃ど又かくまざるためしもありけりと、はしたなく思ひあはせける。さのみやは、さてしもおはしますべきならねば、内へかへり入らせ給ふにも、いとあさましう珍らかなる事を思しなげく

く、水が出ただけで御産なしに終つた。其時丁度、賀茂の祭の頃で、之が爲に東宮から遣はされる祭の御使も中止になりなどして、そのやうな事のある折々は、人の口悪い事には、先の東宮の御方の事をば無理にもけなすやうに言うて惱ました人々も、此頃はまたこのやうに先坊の妃よりも勝る異様な事があるよと、まがわるく思ひ合せた。中宮も、さうく永らく常磐井殿にばかり居られやうか、さうしても居られる事でないから、内裏へお歸りになるにつけても、甚だ心外に不思議な

べし。御修法ども、ありしばかりこそなければ、猶少しづつは絶えず、いつをかぎりにかと見えたり。その頃の左の大臣實泰も失せ給ひぬ。世の中いみじくなげさあへり。

◎前坊のはじめつかた。前の皇太子邦良親王の太子に立たれた初め頃。◎内の大臣通重の御女。邦良親王の妃。◎とまり給へる。邦良親王に後れて此世に留つて居られる。◎たゞならずおはしまして。通常でなくあらせられて。懐妊の意。◎ゆくくと。滞りなくスルくと事の運ぶ意。源氏物語賢木の巻に、「おとよは思ひのまゝに、こめたる所おはせぬ本性に、いと老のひがみさへ添ひ給ひにたれば、何事にかは滞り給はむ、ゆくくと宮にもうへれ聞え給ふ。」とあるも同じ意。◎弘徽殿の女御。榮華物語「浦々の別」の巻に、「一條帝の御代に、承香殿の女御元子が懐妊せられたから、太秦の廣隆寺に數日參籠せられ、其處でたゞ水のみ流れ出て御産が無つたといふ話が出てゐるのを指していふのである。弘徽殿は承香殿の誤であらう。◎太秦にて云々。太秦の廣隆寺をいふ。「廣隆寺」は山城國葛野郡太秦村にある。秦川勝が推古帝の十二年に建立したものである。◎東宮の使も云云。賀茂祭に東宮から遣はされる使も御産の穢れの爲に中止となつたのである。

事を心に歎くであらう。御修法どもも以前程にはないけれど、なほ少しづつは絶えない。かくて何時を最後と打切る事であらうかと思へた。その頃左大臣實泰も亡くなられた。世間の者はひどく歎き合つた。

【通釋】

このやうで元徳元年にもなつた。今年はどうしたのであらうか、喉の病氣が流行して、人が數々亡くなられる中で、伏見院の御母玄輝門院、前の太

昔、御産の時は産穢というて、父は七日、母は三十五日、神詣てなど遠慮したのである。◎せめても。無理にも。強ひても。◎おとしめざまに。けなすやうに。悪い者とするやうに。邦良親王と後醍醐帝との間が不和であつた爲に、天皇方の人人は親王の方を貶したのである。◎いひなやます。悪く言うて先方を惱ます意。◎かくまさるためしもありけり。中宮には、邦良親王の妃よりも勝つて異様な事があるわい。◎はしたなく。きまりわるく。◎内へかへり入らせ給ふにも。中宮は御産の爲に常磐井殿へ退出して居られたが、その常磐井殿から内裏へお歸りになるにつけても。◎ありしばかりこそなければ。以前の程には行はせられないけれども。◎いつをかぎりにかと。何時を最後に御修法などを止めるのかと。御産があれば其時限りで御修法を止めるのであるが、御産がないから、何時を最後と御修法を打切る折がない事をいふ。◎左の大臣實泰。太政大臣公守の子。

かくて元徳元年にもなりぬ。今年いかなるにか、しはぶきやみはやりて、人多くうせたまふ中に、伏見院の御母玄輝門院、前坊の御母代の永嘉門院、近衛の大北政所など、やむごとなきかぎり、うち續きかくれ給ひぬれば、こゝかしの御法事しげく

子邦良親王の御母代である永嘉門院、近衛經平親の母上などいふ身分の尊い方々のかぎり、引き續いて薨去せられたから、此處彼處で行はれる御法事が繁くて、甚だ哀れである。このやうな事どもで今年もまた暮れた。翌年の春ごろ、内裏に於ては、清涼殿で和歌の披露がある。序は源大納言親房が書かれた。前かたから、非常に名文に書かれたので、人々はよい歌を詠まうと心を用ゐるであらう。歌の題は「花契萬春」といふのであると聞えた。後醍醐帝の御製、時しらは花もときはの

ていとあはれなり。かやうの事どもにて、今年もまた暮れぬ。明くる春の頃、内には中殿にて和歌の披露あり。序は源大納言親房かゝれけり。かねてよりいみじう書かせ給へば、人々心づかひすべし。題は「花契萬春」とぞきこえし。御製、

時しらは花もときはの色にさけ、
わがこゝのへのよろづ代の春。

中務卿尊良親王、
のどかなる雲井の花の色にこそ、

帥のみこ世良、
よろづ代ふべき春は見えけれ。

百敷のみかきの櫻さきにけり、
よろづ代ふべき千世のかざしに。

色にさけ、わが九重の
よろづ代の春。
中務卿尊良親王の御歌。
のどかなる雲井の花の
色にこそ、よろづ代ふ
べき春は見えけれ。
帥御子世良親王の御歌、
百敷の御垣のさくらさ
きにけり、よろづ代ふ
べき千世のかざしに。
次々に歌は澤山あるけれ
ど、詳しく御話するのは
うるさいからやめる。

つぎくちほかれども、むづかし。

◎しはぶきやみ。歌の病氣。◎近衛の大北政所。關白近衛家基の妻室をいふ。大北政所は後に略して大政所ともいふ。攝關家の妻室を北政所といふ所から、その母を尊んで大北政所といふのである。◎やむことなきかぎり。貴い身分の範圍の者が。◎中殿。清涼殿。◎人々心づかひすべし。人々がよい歌を詠まうと心を用ゐるであらう。◎花契萬春。續史愚抄に、「元徳二年二月廿三日乙巳、於中殿一有和歌御會、題曰花契萬春、(御子左中納言爲定出之)、序者源大納言親房、云云。」とある。「花契萬春」とは、櫻花の豊麗な風情は、幾千年も變る事なく、永久に咲き匂ふといつた題を見せてゐるといふ意で、裏に、御代の繁榮の永久につゞく趣のある事を含めてゐる。◎時しらは。歌意、今は如何なる時であるか、その時を知るならば、花も永久に移り變らぬ色に咲けよ、わが禁中の萬代もつゞくこのめてたい春の時に。「ときは」は物の永久に變らぬのをいふ。此歌は新後拾遺集に出てる。◎のどかなる。歌意、心静かな禁中に咲いた花の色に、萬代も變らずにつゞく春の趣が現はれてゐる。◎百敷の。歌意、禁中の御垣の處にある櫻が咲いたわい、萬代も經過するやうな長い世のかざしにする爲に。「百敷」は「大宮」の枕詞。百石抄の義で、澤山の石で堅固に作つた城といふので、宮殿の萬代に堅固な

【通釋】三月頃春日神社へ行幸なされる。例の如く大した見物であるから、棧敷なども一通りならず競争し盡し。その後日吉神社にもお参りなされた。今年も、人が大勢急病で亡くなる中に、帥の御子世良親王が、重患に惱まれて、甚だ果敢なく薨去せられた。主上の御心に歎かれる事は尋常でない。第一の皇子尊良親王よりも御才學なども大層まさられ、萬事に勝れていら

ことを嘗へたのである。轉じて直に大宮の室にも用ゐる。「かざし」は裏に挿して飾とするもの。◎つぎくおほかれどもむづかし。夫々讀みあげた歌は深山にあるけれども、さうく御話するのは煩しいから省略するといふ意。

三月の頃、春日の社に行幸し給ふ。例のいみじき見物なれば、棧敷どもえもいはずいどみつくりたり。その後、日吉の社にも参らせたまひき。今年も人もほくにはかやみして死ぬる中に、帥の御子重くなやませ給ひて、いとあへなくうせ給ひぬ。内のうへおぼし歎く事あるかならず。一の御子尊良よりも、御才などいとかしこく、よろづさやうさくに物し給へれば、今より、記録所へも御供に出でさせたまひて、議定などいふ事にも参り給ふべしと聞えつるに、いとあさまし。御めのとの源大納言親房、わが世盡さぬる心ちして、とりあへず頭おろしぬ。この人のかく世

つしやつたから、今から記録所へも主上の御供をして出仕なされて、議定などいふ事にも参加せられるであらうと申したのに、世を去られたのは大層なさけない。御守役の源大納言親房は、自分の一生が盡きて終つたやうな心持がして、とり急いで剃髪した。この親房が、斯く浮世を捨てたのを、親王の御薨去にとり加へて、あれやこれやと、主上も大層残念な事に思ひ歎かれる。世間でもまた大層惜しい事に惜み合うた。

を捨てぬるを、親王の御事にうちそへて、かたぐいみじく、御門もくちをしくおぼしなげく。世にもいとあたらしく惜みあへり。

◎春日の社に云々。春日神社、日吉の社に行幸せられたのは、關東調伏の御祈と兼徒の心を收攬する爲とであつたらう。太平記卷二「南都北嶺行幸事」の條に、「元徳二年二月四日、行事の辨別當、萬里小路中納言藤房卿を召されて、來月八日東大寺興福寺行幸有べし、早供奉の輩に觸仰すべしと仰出されければ、藤房古を尋ね、例を考へて、供奉の行粧路次の行列を定めらる。……此御代に至て、絶たるを繼ぎ廢れたるを興して、風聲を廻し給ひしかば、兼徒歡善の掌を合せ、靈佛威徳の光を添ふ……又同月二十七日に比叡山に行幸成て、大講堂供養あり云々。」と見えてゐる。◎きやうさく。警策と書く。物事の勝れてゐること。◎記録所へも云云。後醍醐天皇が親ら記録所に出御して訴訟を裁斷せられたから、帥の宮も主上の御供に記録所へ御出て遊ばしてといふ意。記録所は、記録莊園参契所とも、莊園記録所とも云うて、莊園の参契の理非を勘決して記録する事を掌つたのであるが、後には詰問當圖並に諸人の訴訟をも裁斷し、年中式日の公事用途の式敷をも勘申

するやうになつた。◎議定などいふ事。政事を議らひ定める事。◎参り給ふべしと聞えつるに云々、参加せられるであらうといふ事であつたのに、薨去せられたのは甚だ情ない。續史愚抄には「嘉暦三年正月十七日辛巳、議定始、太宰帥世良親王、初参、兼日参入、議定事有議云々」とある。◎御めのと。御守役。◎わが世盡きぬる心ち。自分の一生が盡きて終つた心持。◎かたぐ。色々様々、彼れ此れ。親王の薨去や親房の出家など色々様々にといふ意。◎世にも。世間に於いても。

【通釋】
同年の冬頃、平野北野兩神社に行幸なされる。勸修寺家の殿方は、昔から近衛司などにはならない慣習であつたけれど、主上の御守役の吉田大納言定房が、此頃從一位に昇進して、甚だ珍しく結構であるから、只今では上臈と同等であるの

あなじ年の冬のころ、平野北野兩社に一度に行幸なり。勸修寺の殿ばら、むかしより、近衛司などにはならぬ事にてありつれど、内の御めのと吉田大納言定房、過ぎにし頃、從一位して、いとめづらしくめてたければ、今は上臈とひとしきにや、稚き子の宗房といふも少將になさる。色ゆりなどして、この平野の行幸の舞人にまゐる。土御門大納言顯實の子に、通房の中將、

であらうか、稚い子の宗房といふのも少將に進められる。この人は禁色を聽されなどして、この平野神社への行幸の折の舞人にまゐる。土御門大納言顯實の子で通房の中將、堀川の大納言の子で具雅の中將など、皆可なりな身分の御子息方が、舞人に指定されて、いづれも綺麗に愛らしく扮装して勤められた。その外はお話するのも長たらしめて煩しいから、例の如く中止してしまふ。このやうな結構な事のドサクサまぎれて、月日がずんずん過ぎて行く。

堀川の大納言の子、具雅の中將など、皆よき君たち舞人にされて、いづれも清らに美しく出てたちて、仕うまつられたり。その外はくたくしければ、例のとよめつ。かやうのめてたきまぎれにて過ぎもてゆく。

◎平野北野云々。續史愚抄、元徳二年十一月二十四日辛丑、行幸平野及北野社云々。平野神社は、山城國葛野郡大北山村平野にある、後世二十二社の一に列せられ、天元四年に圓融帝の行幸遊ばされたのを始として、以後屢々行幸御幸行啓などがあり、朝廷の崇拝が厚かつた。北野神社は、山城國京都上京區馬喰町にある。◎行幸なり。「行幸なる」てなければならぬ。◎勸修寺の殿ばら。勸修寺家の人々。勸修寺家は、内大臣藤原高藤から出た諸氏。其族に、甘露寺、葉室、勸修寺、萬里小路、中御門、清閑寺、坊城等がある。◎上臈とひとしきにや。上臈は身分の貴い人といふ、爰は太政大臣、左右大臣などをいふ。定房は太政大臣左右大臣の職には就かなかつたが、從一位に遷んだから、其等の人々と同等であらうかといふのである。普通、太政大臣は從一位、左右大臣は從二位であつた。◎色ゆりなどして。禁色を聽されなどして。禁色とは、普通の人の着用するを禁ぜら

【通釋】
 翌年の春三月の初め頃、御花見に北山に行幸せられる。この度はいつもよりも格別に面白くある筈の折であるから、西園寺でも心をお用ひなさる。まづ中宮が行啓せられ、その翌日に行幸がありませす。前の右大臣兼季が参られて、樂所の事などを指圖なさる。康保年間の觀櫻の御宴の例であるなど申したであらうか。北殿の棧如て、内々の試樂

れてある樂舞及び伎藝をいふ。この禁色の着用を賜される宣旨を禁色宣旨、禁色を許された人を禁色人といふ。○堀川の大納言。具親の事。○さゝれ。「させられ」の約言。爲さしめられる意。○めてたきまざれ。結構な事のドサクサ騒ぎ。○過ぎもてゆく。過ぎ／＼してゆく。「もて」は事件の進行する意を示す詞。
 又の年の春三月のはじめつかた、花御覽じに北山に行幸なる。常よりも殊にももしろかるべきたびなれば、かの殿にも心づかひし給ふ。まづ中宮行啓、またの日行幸、前の右の大臣兼季まゐり給ひて、樂所の事などおきてのたまふ。康保の花御覽のためしなど聞えしにや。北殿のさじきにて、うち／＼試樂めさせ、家房朝臣舞はせらる。御簾の内に大納言二位殿、播磨の内侍など、琴かさ合せて、いともしろし。六日の辰の時にことはじまる。寢殿の御階の間に、御しとねまゐりて、内のうへおはし

らしくて、家房朝臣が舞はれます。御簾の中で、大納言二位殿や播磨内侍などが琴を合奏して、甚だ面白。六日の午前八時に管絃の御遊が始まる。寢殿の階の間に座蒲團をお敷きになつて、其處に主上が御座あらせられる。第二の間には後の宮、その次の間には永福門院が御出でなす。昭訓門院も御出で遊ばしたであらうか。階の東には二條前藏進平、堀河大納言具親、春宮大夫公泰、侍從中納言公明、御子左中納言爲定、中宮權大夫公泰などが伺候なさる。右大臣兼季が琵琶、春宮

ます。第二の間に後の宮、その次に永福門院、昭訓門院も渡らせ給ひけるにや。階の東に二條の前の殿道平、堀川大納言具親、春宮大夫公宗、侍從中納言公明、御子左中納言爲定、中宮權大夫公泰などさぶらはる。右の大臣兼季琵琶、春宮權大夫冬信笛、源中納言具行笙、治部卿筆策、琴は室町の宰相公春、琵琶は關宰相基成など聞えしにや。「その日の事見給へねば、さだかにはなし。幼きわらはべなどの、しどけなくかたりしまゝなり。この中に、御覽じたる人もおはすらむ、うけたまはらまほしくこそ侍れ。」といふ。御簾のうちにも、大納言二位殿琵琶、播磨の内侍等、女藏人高砂といふも琴弾くとぞ聞えし。まことにやありけむ。中務の宮もまゐり給へり。兵仗たまはり給ひて、御直衣に太刀はき給へり。御隨身どもいと清らにさうぞきて、所を

權大夫冬信が笛、源中納言具行が笙、治部卿が箏樂を受持たれ、琴は室町の宰相公春、琵琶は國宰相基成が彈かれなど、申しなであらふか。こゝまで話して尼は、その日の事は見ませんから確かではない。稚い子供などが、取止めなく語つたまを御話するのである。この居合はす方々の中に御覽になつた人も居られるでせう。若し御覽になつた人が居られますならば、當時の様子を承りたくございませう。」といふ。御覽の中でも、大納言二位殿が琵琶、播磨の内侍が箏を弾き、女藏人の高

たるさまなり。

◎北山。西園寺の第のある處。◎當よりも殊におもしろかるべきたびなれば。花見の行幸であるから、平素よりも格別に面白くある筈の處であるから。一本に「おもしろかるべい度」とある。「べい」は「べき」の音便。◎かの殿。西園寺第をさす。◎樂所。音楽を奏する所。◎康保の花御覽のためし。康保二年に、村上天皇が東殿の前の新に移植した櫻花を御覽せられて、詠歌至酒管絃の興を催された先例。日本紀略に、「村上天皇康保二年三月五日丙子、諸卿着陣座、既南殿前新移櫻樹、有詠歌至酒管絃之興、大内記大江昌言記、小序、權大納言師尹朝臣以下、於仗座、既之、右近將監尾張安居奉仕律呂舞。」とある。◎北殿のまじき。北殿は「内野の雪」の巻に、「北の殿にぞおとどは住み給ふ。」とある北の殿をいふ。◎うちし。試樂めきて。内々の試樂らしくて。◎辰の時。今の午前八時。◎ことはじまる。管絃の御遊の始まる意。◎御しとねまゐりて。座蒲團をお敷きになつて。◎第二の間云々。御覽記、「東の第二の間、中宮の御方の御所とす。その東のすみの間、永福門院の御座、それより東の二むね、公卿の座かけて、女院の御方の女房の候所とす。」◎永福門院。伏見帝の後、太政大臣實兼の女。◎治部卿。權中納言冬定であらうか。公卿補任に、「前權中納言冬定、二月廿一日任、治部卿。」とある。

砂といふ者も、琴を弾くと申しましたが、眞實であつたらうか。中務の宮尊親王も参られた。兵仗宣下を蒙つて、御直衣に太刀を佩いて居られた。御隨身どもも大層綺麗に着飾つて、得意らしい態度である。

【通釋】

◎さだかにはなし。明確でない。◎しどけなく。締りなく。取止めなく。◎とりかへばや。に、「かやうの君達はおのづからしどけなくもあると云々。」源氏、帯木」に、「直衣ばかりをしどけなく着なし給ひて。」◎この中に。この今お集りの方々の中に。◎女藏人。下萬の女房。御座殿の御装束裁量等の事から、殿上の雜物を檢閲守護することを掌る。その職務は内侍と同一であるが、内侍及命婦よりは下位に居る。◎兵仗たまはり給ひて。兵仗宣下を蒙つて隨身を引連れられたといふ意。貞丈雜記、「兵仗宣下と云ふは、兵仗といふは兵具の事なり、太刀弓箭の類也、隨身は太刀を佩き、弓箭を持つ役なる故、隨身を召しつるゝ事を許さるゝを兵仗宣下といふ。武官の人は御免に不及隨身をつるゝ也。文官の人は御免なくてはつるゝ事ならざる也。攝政關白などは大將を兼ね給はずしては隨身をつるゝ事ならず御免にてつれらるゝ也。太上天皇は天子より隨身を付參らせらるゝ也。」兵仗たまはるゝを帶紐をゆるされた意に解釋するは誤である、中務省の卿以下は文官と雖も帶紐の職である、兵仗を賜はるに及ばずして紐を佩ぶるのである。故に「兵仗たまはり給ひて」の句は「御隨身ども云々」の句に應るので、「御直衣に太刀はき給へり」の句には關係がない。

萬歳樂より納蘇利まで、十五帖手をつくしたる、いと見どころ

萬葉集から納蘇利まで十五帖、奥の手を盡して舞はれたのが、大層見所が多い。青海波をばほんの形ばかり舞うて止んだのが物足らぬ心持がした。夕暮れになる時分、花の木の間は夕日が花やかに輝いて、山の鳥が聲も惜まらず長く鳴く頃に、陵王の舞の聲はしく舞ひ出たのは、一通りならず面白。其間主上も御引直衣の装束で、椅子に着御遊ばして、御笛を吹奏なさる。平素よりは格別音が冴え渡つて空を響かせるやうである。宰相中將顯家が陵王の入綾を大層立派に手を盡して舞うて退

おほし。青海波をけしきばかりにてやみぬるぞ、あかね心ちしける。暮れかゝるほど、花の木の間は夕日花やかにうつろひて、山の鳥の聲をしまぬほどに、陵王のかゝやき出でたるは、えもいはずあもしろし。その程、うへも御引直衣にて、椅子につかせ給ひて、御笛よかせ給ふ。常より殊に雲井をひかすさまなり。宰相の中將顯家、陵王の入りあやを、いみじうつくしてまかづるを召しかへして、前の關白殿御衣とりてかづけ給ふ。紅梅のうはぎ二藍のきぬなり。左の肩にかけて、いさゝか一曲舞ひてまかてぬ。右の大臣太鼓うち給ふ。その後、源中納言具行探桑老を舞ふ。これも紅の打ちたる御ぞかづけ給ふ。又の日は無量光院のまへの花の木かけに、上達部たちつゞき給ふ。廂に倚子立てて、うへはあはします。御遊始まる。拍子に治部卿

出するのを呼び返して、前關白殿が御衣を取つてお興へなさる。その御衣は、紅梅の表着に、二藍の衣である。顯家はそれをば左の肩にかけて、拜禮の舞踏をちよつと一曲舞うて退出した。右大臣長通が太鼓を打ちなさる。その後、源中納言具行が探桑老の曲を舞ふ。この人にも紅の打つた御衣をお興へなさる。翌日は無量光院の前にある花の木陰に上達部が立ち並びなさる。廂の間に椅子を据えて主上は着御せられる。御遊が始まる。拍子の役に治部卿各定が参る。主上も備馬樂

まゐる。うへも櫻人うたはせ給ふ、御聲いとわか花やかにめでたし。去年の秋の頃かとも、資親の中納言に、この曲はうけさせ給ひて、賞に正二位ゆるさせ給ひしも、今日のためとにやありけむと、いとえんなり。物の音どもとのほりて、いみじうめてたし。その後歌ども召さる。花を結びて文臺にせられたるは、保安のためしとぞいふめりし。春宮大夫公宗序かゝれけり。海内艾安之世、城北花開之春、我君促、宸臨於此處、調樂懸於廂中、重課、六義之言葉、屢賞、數柯之浪花、奉稍疑、於出雲之昔雲再懸、滿庭省、廻雪之昨雪猶殘、雖、小風情、愁滌、露詠、其詞曰、
時をえてみゆきかひある庭の面に、
はなもさかりの色やひさしさ。

御製、

の「櫻人」をお誦ひになる。御聲が大層若々しく、波手やかで結構である。去年の秋頃かといふ事でありますよ、貴親の中納言にこの曲をお習ひなされて、其賞として正二位を賜されなされたのも、今日の御遊の爲にお習ひなされたのであつたらうかと、至極風雅である。管絃の音などが整うて大層結構である。その後、和歌などを徴される。花の枝を結んで文臺にされたのは、保安五年に、白河堀河の兩院が白河の南殿に於て、和歌の披講をせられた時の例であるとか言ふやうであつた。

代々の御幸のあとと思へば、
このかみわすれ侍る、後にも見いだしてぞ。中務のみこ、
代々をへてたえしとぞ思ふこの宿の、
花にみゆきのあとをかさねて。

誰れもくこのすぢにのみまとはれて、花のみゆきの外はめづらしさふしもなければ、さのみもしるしがたし。よろづあかづ名残多かれど、さのみはにて、九日にかへらせ給ひぬ。

◎十五帖。帖は樂の通數の名、樂の一きりを一帖といふ。◎うつろひ。うつろひの延語。映發する、照り輝く。◎殿王のかややき出でたるは。殿王の舞を花やかに舞ひ出たのは。◎雲井をひどかす。空を響かす意で、笛の音の牙え渡つて遠くまで響くこと。◎いみじう盡して。大層立派に手を盡して舞うて。◎前の關白御衣とりて。前の關白が主上からの御衣を取次いでの意。◎二藍。赤花と藍とて染めた色。今いふ藤紫色。◎一曲舞ひて。拜禮の舞踏を一曲舞うて。叙位任官又は祿

春宮大夫公宗が次のやうな序を書かれた。海内文安之世、城北花開之春、我君促宸臨於此處、調樂懸於殿中、重課六義之言葉、屢賞數柯之遺花、奉栢送州雲之昔雲再懸、滿庭省迴雪之昨雪猶殘、雖小風情、懸漚露詠、其時をえてみゆきかひある庭の面に、花もさかりの色やひさしき。代々の御幸のあとと思へば、

などを頂戴した時には、舞踏をして謝禮するものである。◎探桑老。唐土から傳來した樂で、盤渉調である。◎櫻人。催馬樂の呂の歌である。「さくら人、その船ちいめ、しまつたを、とまちつくれる、見て歸り來んや、そよや、さす歸り來んや、さすや。(二段)ことをこそあすとはいはぬ、をちかたにつまさるせなれば、あすもさねこじや、そよや、しやすもさねこじや、そよや。」といふのである。◎うけさせ給ひて。お習ひになつて。◎花を結びて云々。櫻花の枝を結んで、それを文臺にせられたのは。◎保安のためし。崇徳帝の保安五年に、白河堀河の兩院が法勝寺に臨幸せられ、白河南殿に於て和歌の披講をなされた時の事を云ふのである。◎海内文安之世。國內が安らかに治まる御世。一本に文安を宴安とある。宴安は何事も爲さず遊んでゐること。◎城北。北山をさす。京都の北方にあるから城北と云うたのである。◎促宸臨於此處。此處へ御出て遊ばした意。「宸」は皇居の意、「宸臨」は天皇陛下の臨場せられること。品字鑑、「帝居曰宸、取北辰之義、加、象宮室也、又宸聽宸宸宸輪宸遊等、不敢直指至尊、稱其居也。」◎調樂懸於殿中。調樂は音樂を調べること。天子の宸臨せられた御前で、舞樂を奏するをいふ。◎重課六義之言葉。舞樂に引續いて、臣下の者に和歌を讀ませられた意。「六義之言葉」とは和歌をいふ。詩經に六義と云うて、風雅頌賦比興の別があ

勝のみこの御歌、
 代々をへて絶えじとぞ
 思ふこの宿の、花にみ
 ゆきの跡を重ねて。
 離もくこの「花の行幸」
 といふ方面にばかり思想
 が絡み付いて、その事以
 外には珍らしい點もない
 から、さうく詳細にも
 記述し難い。萬事につけ
 て十分だとは思はず名残
 が多いけれど、さう永ら
 く逗留する事も出来な
 いて、九日に還御なされ
 た。

る所から、古今集序に「そもく歌のさまむつなり。からの歌にもかくぞあるべき、そのむくさの一にはそへ歌、二にはかぞへ歌、三つにはなすらへ歌、四つはたとへ歌、五にはたゞごと歌、六つにはいはひ歌云々」とある。◎「履貫」歌柯之「花」しばく、数多の枝の色濃やかな櫻花を賞美する意。◎「幸栢」出雲之昔雲再懸。栢毎に一面咲き満ちてゐる櫻花は、恰も昔雲連男尊の御時、出雲國に獨立つた八重雲が、今再び北山に懸つたのであるまいかと疑はれる程に美しいとの意。「幸栢」「幸栢」の誤であらう。「出雲之昔雲」とは、素戔嗚尊が出雲の須賀に大宮を造られる折、八重雲の立つのを御覽になつて、「八雲たつ出雲八重垣姿ごみに、八重垣つくる其八重垣を。」と詠まれた故事に因つたのである。◎「滿庭省」廻雪之昨雪猶殘。庭一面に花の散り敷いてゐる有様は、故人が「回雪從風晴有レ情」とうたふた其昨日の雪が猶殘つてゐるのかと思はれる程であるといふ意。回雪は回雪で、願況舞の「落花過」猶疑無レ影、回雪從風晴有レ情。」といふ詩からとつたのであらう。且舞容の絶妙なのを回雪袖などいふ所から、回雪といふに舞の美しかつた意をも含めて、上の「調樂懸於殿中」といふ句に對へたのであらう。◎「小風情」懸渡舞。以上のやうな面白い場合に遭遇したのであるから、勿論深い趣はない一寸したものであるが、なまじつか歌を讀んだといふ意。「舞詠」とは

すこしばかりの歌といふ意であらうか、露というたのに對して露というたまで、
 舞は詠出といふ意。◎其詞曰。詠んだ和歌は次のやうな歌であるとの意。◎時を
 えて。歌意、のどかな春の時に遇うて行幸の榮を委うした甲斐のある庭の面に、
 櫻の花も、君が御代とおなじく、盛りの色が衰へず久しく長くといつた趣に突
 いてゐる。◎代々の御幸の。此歌は藤原和歌集に、「次の年春、西園寺に行幸侍り
 て、庭花といふ事を講ぜられけるついでに、後醍醐院御製「宿からは花も心にとま
 るかな、代々のみゆきのことと思へば。」とある。歌意は、宿故にマア其庭に咲い
 てゐる櫻花も心にとまつて面白く感ずる事であるよ、後醍醐院以來、代々の天皇
 が御出遊ばした跡だと思ふと。「宿からは」のからは故にの意、はは感動、由緒の
 ある高貴な住處故にマアといふ意。◎見いだしてぞ。見つけ出して御話しませ
 う。「ぞ」の次に「聞ゆべき」といふ句を省いてある。「このかみ……見いだして」は
 尼の詞。◎代々をへて。歌意、今日以後代々の天皇を経て永久に西園寺第への行
 幸が絶えまいと思ふ、此西園寺第の花に翫をめぐらせられた歴代の天皇の遺跡を
 繋ぎ重ねて。◎このすぢにのみまとはれて。この「花の行幸」といふ方面にのみ思
 が絡みついで。

その夏の頃、御門例ならずはしまして、御藥の事など聞ゆ。

【通釋】

その年の夏ごろ、主上は御病氣でありせられ、御薬を召し上がられるなどいふ事が噂にのぼる。甚だ重態にのみおなり遊ばすというて、世間の者は心が落着かないやうである。然るに時々時、かの右衛門捕へられた俊基をば、またどういふ事が出来たのか、捕縛しようとしたから、俊基は禁中へ逃げて参るのを、追ひかけ騒いで、陣の邊まで武士どもが入り込み怒鳴るから、これは何事であるかと、事の理由を問ひ奉る。直に俊基追捕の爲であると知れた。甚だ料簡な事だ、肝

俊基
追は

いと重くのみならせ給よとて、世の中あわてたるさまなり。時しもあれや、かの一年とられたりし俊基を、又いかに聞ゆる事の出できたるはか、からめとらむとしければ、内へ逃げてまゐるを、おひさわぎて、陣のほとりまで、武士どもうちこみのしければ、これは何事と聞きわくまてもなし。いともものさわがしく肝つぶれて、あるかぎり惑ひあへり。うへも物おぼえ給はぬ御有様にて大股でもれるは、かゝるよし奏すれば、いみじう思はる。遂に、又の日六波羅へつかはしたれば、あづまへりて下りぬ。うへは御惱おこたらせ給ひて、いと安からずおぼす事まされり。日さすも、御心はかけさせ給へる事なれば、速にこのおぼしき遂げてひと、ひたぶるにおぼしたちて、忍びてこゝかしてにその用意す。後の宮の御腹の一品内親王、御占にあ

増補新編

三九〇

も潰れる程に驚いて、あつたけの人々は途方に暮れ合つた。主上も何が何やら正氣のない御病氣で御病氣ばして居られたに、俊基追捕の趣を奏上するも、ひどく御心配にお思ひなされる。どうも翌日俊基をば六波羅へ差出したから、鎌倉へつれて下つた。主上は御病氣が軽快にならせられて、却て一層不安に思召す事柄が増した。従来も念頭にたゞめて居られた事であるから、速にこの北條氏追討の御兼定を果たし遂げようと、一途に思ひ立つて、密かに此處彼處でその用意をばするであ

第十八 ちらし

はせ給ひて、去年の冬頃より御さよまはありつる、今日明日、齋宮に居給ふ。八月二十日まづ河原へいでさせ給ひて、やがて野の宮に入らせ給ふ。その程の事どもいみじうおぼらなり。
◎時しもあれや。時その時。其時丁度。◎一年。先年といふ意。「正中元年」をさす。◎いかに聞ゆる事。どういふ事。◎陣のあたりまで。日華門、月華門の邊まで。右近の陣は月華門内に、左近の陣は日華門内にある。◎うちこみのしければ。入り込んで怒鳴るから。◎聞きわくまてもなし。その理由を聞きとるに及ばない、直に俊基追捕の爲であると知れた。◎肝つぶれ。憂得する意。◎物おぼえ給はぬ御有様。御病氣の爲に悩まれて、何が何やら正氣のない御病氣。◎大股でもれるに。お腹になつて居られたのに。◎いみじう思はる。大層御心配なされる。◎御心にかけてさせ給へる事。御念頭にたゞめて忘れずに居られた事。◎このあらまし。北條氏討滅の兼定。◎一品内親王。女院小傳、「宣政門院、権子、院后、後深閑女、母後京極院、元徳三年十二月十九日、卜定齋宮。」◎御占にあはせ給ひて。御占ひの意は十数せもれず。◎御さよまはり。齋戒する意。◎今日明日齋宮に居給ふ。昨今は初齋宮に居られる。齋宮は、歴朝即位の給めに、未嘗の皇女を卜定

三七一

らう。
 皇后宮の御腹に生れた一品の懐子内親王は、御占の意に叶はせられて、去年の冬頃から齋戒遊ばされたが、昨今は齋宮に居られる。その御方が八月二十日にまづ鴨河原に出でさせられて、禊遊ばし、程なく野の宮へお入りなされる。その間の儀式どもは大層立派である。
 【通釋】
 この齋宮の御式威が過ぎたから、まづ第一に六波羅探題を勅勤なさうというて、前かたから勅命に従うて居つた武士どもを、内衛に召集する。源中納言具行が幹旋して、

して之に充てられ、さてその卜定が畢ると、使を大御宮に遣はし幣帛を供へて其由を告げ、宮城内の便宜の所を定めて、其所に移らせる。之を初齋院と稱へる。後に城外の淨地を卜して齋所を設け、翌年八月に此處に移らしめる。この齋所を野の宮といふ。此處に齋居すること三年の後、其九月上旬吉日を擇んで伊勢に向かはれる。之を群行と稱へる。○八月二十日まづ鴨河原へ云々。野の宮にお入りになる前に、河原へ出でて禊をするのである。禊式。「凡齋内親王定畢、即卜宮城内便所爲初齋院、就裏而入、至、于明年七月、齋於此院、更卜、城外淨野、造野宮、畢、八月上旬卜定吉日、臨河被禊、即入野宮、自遷入日、至、于明年八月、齋於此宮、九月上旬卜定吉日、臨河被禊、參入伊勢齋宮。」
 この御いそぎ過ぎぬれば、まづ六波羅を御かうじあるべしとて、かねてより宣旨に隨へりしつはものどもを、しのびてめす。源中納言具行とりもちて奉行ひけり。ひかし龜山院に御子など産み奉りて候ひし女房、この頃は後の宮の御方にて、民部卿三位と聞ゆる御腹に、當代の御子もいへものし給へりし山

其事をとり行つた。
 昔龜山院に、皇子などお産み申して仕へて居つた女房が、此頃は皇后宮の御方に民部卿三位と申して仕へてゐるに、後醍醐天皇の皇子もお生れになつたが、其皇子は前の天台座主で、今は大塔の二品法親王尊雲と申上げるが、どうしてお習ひ遊ばしたであらうか、弓射る道にも勇猛に、大體御性質が敏捷であらせられて、この北條氏追討の事をも、主上と御同心で御指圖をなさる。又中務のみこそ尊兵親王の同母兄弟で、妙法院の法親王尊澄と申す御方は、現在の天

の前座主にて、今は大塔の二品法親王尊雲と聞ゆる、いかてならはせ給ひけるにか、弓ひく道にもたけく、大かた御本性はやりかにはして、この事をもおなじ御心に合せての給ふ。又中務のみこの一つ御腹に、妙法院の法親王尊澄と聞ゆるは、今の座主にてものし給へば、かたぐひ比叡の山の来徒も、御門の御軍に加はるべきよし奏しけり。

○六波羅。南北六波羅探題のこと。此時は北條時益、仲時が其職に居つた。○かうじ。勅事の字音の香便で、勅勤のこと。勅命の勅當で、勅命によつて追討する意。○宣旨に隨へりしつはもの。宣旨に隨うて天皇に味方して居た武士。○とりもちて奉行ひけり。幹旋して武士召集の事を行つた。即ち、その時の公事の上御となつて、武士召集の宣旨を下したといふ意。○後の宮の御方にて。後醍醐天皇の皇后藤原隆子の御方に仕へて。○當代の御子。後醍醐天皇の御子。尊法法親王のこと。○いへものし給へりし。御生れ遊ばしたが、「し」は過去の勅勤制「し」の連體形で、次に「が」を補うて下文につづける。○たけく。猛く。つよいこと。

台座主であらせられるから、尊雲尊澄兩法親王の像故につけて、比叡山の僧徒も、主上の御軍に加勢するといふ趣を奏上し

【通釋】

秘密にはするけれど、事が手廣くなつたから、自然、北條方にも既に漏れ聞えた。朝廷がたは、必定武家を追討する計畫であるのだというて、その用意をする。まづ内裏を嚴重に警固し申さふと定めた。かく御話するのは元弘元年八月廿四日の出来事である。此日は

務の日であるから、主上は記録所に出御遊ばして、人民の争論懇訴などを處理して一日をお暮しになり、人々も退出し、主上も清涼殿に暫時休息して居られたに、今夜も鎌倉武士どもが先を争うて入洛するであらうと、内々奏上する人があつたから、急いで内裡を御出かけなさる。中宮の御方へ御出でになつてもシシミリ御物語もなく、甚だあわたいしい。かうなる事とは前から御心に豫期なさらないではないけれど、事が本末顛倒の狀態になつたから、萬事そはくとして手にもつ

◎はやりか。敏達。心の通んで早い意。源氏御宮「心にまかせてはやりかなるすき事をさく好まず。」◎おなじ御心に。主上と御同心で。◎一つ御腹に。同母兄弟で。「に」は「にて」の意。◎妙法院。山梨國下京區妙法院御町に在つて、延暦寺の別院である。元は延暦寺三千坊の一で、比叡山に在つて、天台座主三院の一であつたが、豊臣秀吉の時に今の地に移されたとある。◎かたはく。尊雲法親王が前の座主であつた事や、今また尊澄法親王が座主である事やにつけて。

つゝひとすれど、事廣くなりければ、武家にもはや漏れ聞えて、さにこそあなれと用意す。まづ九重をきびしくかため申すべしなどさだめけり。かくいふは元弘元年八月廿四日なり。雜務の日なれば、記録所にははしまして、人の争ひうれふる事どもを行ひくらすせ給ひて、人々もまか、君も本殿にしばしうち休ませ給へるに、今夜既に武士どももきほひ參るべしと、しのびて奏する人ありければ、とりあへず雲の上を出てさせたま

ふ。中宮の御方へわたらせ給ひても、しめやかにあらず、いとあわたいし。かねてまぼし殿にはあらねども、事のさかさなるやうになりぬれば、よろづうきくと、我も人もあはれぬたれ。内侍所神靈實劔ばかりを、しのびてわたらせ給ふ。うへはなよらかなる御直衣たてまつり、北の對より、やつれたる女車のさまにて、しのび出でさせ給ふ。かの二條院のむかしもかくやと思ひ出でらる。

◎武家にもはや云々。北條方にも既に漏れ知れて。「はやり」は「早く」の音便。◎さにこそあなれ。朝廷方では武家を追討する計畫であるのだといふ意。◎さあるなり」の意。◎きびしくかため申すべし。嚴重に警固せらる。◎さだめたり。評定した。六波羅の評定をいふ。◎雜務の日。一般の雜務を處理する日。即ち、莊園の紛争以外に、例へば人民の貸借賣買などいふ訴訟を處理する日。當時記録所の事務を、所務沙汰、雜務沙汰、檢斷沙汰の三種に區別し、各日をもって之を處理したのである。◎争ひうれふる事。争論懇訴。◎本殿。御清涼殿をいふ。◎武士ども

かず、我も人も皆果然としてゐた。内侍所神璽實録だけを、内密にとり具して、御出かけになる。主上はなよ／＼とした御直衣を御召しになり、北の對馬から、見るかげもない女車の體裁で、人目を避けてお出になる。かの平治の亂に、二條院が女房姿に身を盡して御逃げなされた時も、このやうであつたらうかと思ひ出される。

【通釋】
以前からの御計畫には、まづ六波羅を御攻撃なさむとす。さうして、比叡山に行幸せられ、彼處へ武士どもを呼んで

山の衆徒をも相伴ひ、其等をば主上の御誓固とせられようとお定めになつたから、かの尊雲登澄の兩法親王達も、その御用意をして、坂本に行幸を御待受け申上げなされたけれど、今はこのやうに計畫が顛倒したから、面白くないというて、急に道順を變更して奈良の京へ赴きなされる。中務の宮尊良親王も御馬に乗つて、後から主上をば追つかけて参られる。九條邊まで御車で御出て遊ばし、其處から主上も御狩衣姿に身なりをミスボラシクなされて、御馬にお乗りになる時は、こはな

きはひ参るべし。鎌倉の武士どもが、先づ参らうといふ事。○しのびて参る人。太平記には、大塔宮から竊に御使を以て主上へ東使用人三千餘騎で上洛する由を申上げた趣に記してある。○とりあへず。物をとる暇もなく。急いで。○しめやかにあらす。着着いても居なさらぬ。○さかさまなるやうになりぬれば。朝廷から北條氏を討つる管の事柄が、反對に北條方から攻められるといつた逆な事になつたからして。○うき／＼と。心も空になつて身に別はぬ有様をいふ。○なよ／＼かななる御直衣。襦のとれて柔らかなつた御直衣。○やつれたる女車のさま。質素にした女房の乗つてゐる車の體裁。○二條院のひかし。平治の亂に、二條天皇・後白河上皇が、藤原信綱の爲に閉居せられた折、天皇は女房の裝束に身を盡して粗末な車に召され、東門から逃げて逃げ出された事をいふ。

日びの御用意には、まづ六波羅を攻められひまされに、山へ行幸ありて、かしてへつはものどもを召して、山の衆徒をも相具し、君の御かためとせらるべしと定められければ、かの法親王たちもその御心して、坂本に待ちさこえ給ひけれど、今はか

やうに事違ひぬれば、あいなしとして、俄に道をかへて奈良の京へぞ赴かせ給ふ。中務の宮も、御馬にて追ひて参り給ふ。九條わたりまで御車にて、それより御門もかりの御衣にやつれた給ひて、御馬にたてまつるほど、こはいかにしつる事ぞと、夢の心ちしておぼさる。御供に按察大納言公俊、萬里小路中納言藤房、源中納言具行、四條中納言隆資などまわれり。いづれもあやしき姿にまぎらはして、暗き道をたどりおはするほど、げに「闇のうつゝ」の心ちして、我にもあらぬさまなり。丑三つばかりに、木幡山過ぎさせ給ふ、いとひくつけし。木津といふわたりに御馬とめて、東南院の僧正のもとへ御消息つかはす。それより御輿を参らせたるに奉りて、奈良へおはしましつさぬ。ここに中一日ありて、廿七日和東の鷺峯山へ行幸ありけれども、

〔注〕本にはむんぢんぢんをりかめ方よし。

んとした事かと、夢のやうな心持がして果敢なく思召される。御供には按察大納言公俊、萬里小路中納言藤房、源中納言具行、四條中納言隆資などが参つた。誰も彼も粗末な姿に、それを見別けのつかぬやうにして、暗い道を探り／＼して行かれる時分は、いかにも「闇のうつゝ」の心持がして、正氣の失せた有様であつた。

正の献じた御輿にお召しになつて、奈良へ御到着なされた。此處に中一日御逗留あつて、廿七日に和東の鷲峯山へ行幸遊ばしたけれど、其處も然るべき形跡の地は無かつたらうか、笠置寺といふ山寺へ御立入りになつた。其所の有様は、容易に人の通ふ事の出来さうな様子も無く、陣をとるにはよからうというて、丸木の御所の造築をお始めなさる。これから、人は少々心持を落着けて、近國の武士どもをば呼びにやります。

そこもさる、木をかりけむ、笠置寺といふ山寺へ入らせ給ひぬ。所のさまたやすく人の通ひぬべきやうもなく、見えしかるべしとて、木の丸殿のかまへをはじめらる。これよりぞ人々すこし心ちとりしづめて、近き國々の兵などめしにつかはす。

○日ごろの御甲意。前からの御計畫。○かしこへ。比叡山。○兼従。兼僧。○かの法親王たち。尊雲尊澄の二法親王をいふ。○坂本に待ちまことえ給ひけれど。坂本で主上の行幸を待ち申上げなされたけれど。坂本は、近江國滋賀郡にある。比叡山は比坂本村の地籍にあるので、延暦寺とも坂本といふのである。○あいなし。面白くない。一本に、「あへなし」とある。これは、張合ひのない意。○御馬にて追ひて参り給ふ。後醍醐帝の宮中を忍んで出られたあとをば、馬に乗つて追附けて参られる。○かりの御衣。狩衣のこと。○こはいかにしつる事ぞと。粗末な装束に身を盡し、習はぬ馬に召されるなどいふ事は、一體どうした事であるか、あるべからざる事だと思はれてといふ意。○夢の心ち。夢ない心持。○公俊。洞院左大臣藤原資季の子。○藤房。大納言宣房の子。○隆資。左近中将隆實の子。○あやしき姿にまぎらはして。粗末な姿になつて、誰であるか見わけの

付かぬやうにして。○闇のうつゝの心ち。夢を見るのと別にかはらない果敢ない心持。此句は古今集戀の部に、ゆば玉の闇のうつゝはさだかなる、夢にいくらもまさらざりけり。」とある歌から取つたもの。○歌聲は。闇夜に忍び逢うた現は、お互の顔も形もわからなくて、徳かな夢に何程も増さらないよ。○我にもあらぬさま。我身ながら我身とも思へぬ、正氣の失せた御様子。○丑三つばかり。午前三時頃。昔は漏刻に依つて時を計へ、夜の九つ(十二時)を起點として一晝夜を十二時に別け、それに十二支の名を配して之を稱へ、更に十二時の各を四期に別けて、子一つ、子二つ、子三つ、子四つ、丑一つと、いふやうに呼んだのである。○木幡山。山城國宇治郡(今は紀伊郡)にある。○むくつけし。氣味わるい。恐しい。○木津。山城國川樂郡にある。○東南院。奈良にある。此時の東南院僧正は、中宮御産の時、六字法の御祈を行はれた聖尊僧正。○御輿を参らせたるに。是は東南院の僧正から、主上に御輿を奉つたのをいふのであらう。○和東の鷲峯山。山城國相樂郡和東郷内原山村の嶺にある鷲峯山金胎寺。○さるべくやなかりけむ。然るべきよい形跡の地でなかつたらうか。○笠置寺。山城國相樂郡笠置山上にある。○所のさま。笠置寺のある場所の様子。○通ひぬべきやうもなく。通ふ事の出来さうもなく。○木の丸殿のかまへ。木の丸殿の造築。木の丸殿は寛永のまゝ

の削り廊かぬ木で造つた假宮殿。十間抄に、「天智天皇世につゞし給ふ事ありて、筑前國上座郡朝倉といふ所の山中に、黒木のやを造りておはしける。木丸殿といふ。丸木にて造る故なり、今大嘗會の時、黒木の屋とて北野の齋場所に造るは、彼時の例なり、また「朝倉や木の丸殿に我れ居れば、名のりをしつゝ行くは誰が子ぞ。」是天智天皇の御歌なり」とある。夫木和歌抄、雅經、「朝倉や木の丸殿に誰とへば、秋をもなぬる萩の上風。」◎心ちとりしづめて、行在所も出来た事であるから、浮きくとしてゐた心持を落着けて。

【通釋】さて是に於ては廿四日の夜、六波羅から常陸守時知が馳せ参つて、禁中をば探し求める。その頃、人の部屋などに自然逃げ残つてゐる女房どもの心持は、言ひやうもない程に恐しく悲しい。主上の常に御座になる清涼殿を見ると、座側に据ゑて

さて都には、廿四日の夜、六波羅より常陸守時知馳せ参りて、百敷の中をあさりさわぐ。その程、人の曹司などに、おのづから落ち残りたる女房の心ち、いはひかたなし。おはします殿を見れば、近き御づし御調度どもなにくれ、硯などもさながらうち散りて、只今までおはしましけるあと、見えながら、宮人などだに一人もなし。女房の曹司々々より、ひすまじめく女の童など、われ先にと走りいで、調度ども運びさわぎ、くづれいづ

ある御厨子や御調度など、または何やかやと硯などまで、其まゝに散亂して、只今まで御出てになつた跡だとは見えるが、宮人などすら一人も居ない。女房の部屋々々から、圓の掃除をするものらしい女の童などが、我先にと争うて走り出で、調度などを運び駈いで「ドヤ」と溢れるやうに亂れ出る有様など、甚だ心外に、見る目も眩惑する程である。錦の几帳の内に大切にされて居た皇后宮も、何の儀式もなく、人目を隠れ周章で、退出せられたから、御座所の近邊にある調度

る氣色ども、いとあさましくめもあやなり。錦の几帳の内につかれまし／＼つる後の宮も、何の儀式もなく、しのびてあわて出でさせ給ひぬれば、あたり／＼かきはらひ、時の間にいとあさましく、御簾几帳などみしたひきあとして、火の影もせず。こゝもかしくくらがりて、うちあれたる心ち也。今朝まで九重のふかき宮の中に、出て入りつかへつる男女、ひとりともらず、そもいはぬ武士どもうち散り、あらくしげなるけはひに、續松たかくさへげて、細殿渡殿何くれ、まかげさしをあさりたるけしき、けうとくあさまし。世はうきものにこそと、時の間に、げに心あらむ人は、やがて修行の門出にもなりぬべくぞ覺ゆる。中宮は忍びて、野の宮殿の傍にぞおはしましつきにける。宣房の大納言の二郎季房の宰相ばかり、御とのゐに

をば取除け、暫時の間に、甚だなまけなく、御簾几帳などを踏み碎き引き落して、燈の光も見えず、此處も彼處も一面に眞暗になつて、覚れずさんだ感じがする。

今朝まで九重の奥深い宮中に入入して仕へてゐた男女は、一人も残つて居ず、何とも言はれぬ恐しい武士どもが亂入して、荒々しい様子で續松を高くさし上げ、細殿・渡殿・その他何やかやと、目の上に手をば差し翳して、探し歩いてる様子が、恐しく心外な事である。此有様を目撃すると、此世はつらいものであると考

さぶらへり。廿五日の曙に、武士どもみち／＼と、御門の親しく召しつかひし人々の家々へ、押し入り押し入りとりもてゆくさま、獄卒とかやの現れたるかど、いとあそろし。萬里小路大納言宣房、侍從中納言公明、別當實世、平宰相成輔、一度に皆六波羅へゐて行きぬ。かやうの事を見るに、いと肝心もうせて、ちのづからとりのこされたる人も、心と皆かきけち行きかくる、ほどに、ぬしなき宿のみぞおほかる。

◎常陸守時知。伊賀守小田知宗の長子で、實は常陸の介である。常陸は上總上野と共に親王の任國であるから、受領をば大守と稱へ、而して大守は委任なるが故に實際の政務は介が之を見るので、普通に介を守と呼ぶのである。◎百敷の中。禁中。百敷はもと大宮の枕詞であつたのが、轉じて直に大宮のことにも用ゐる。

◎あさり。探し求める。◎人の曹司。人の部屋。「人の」は「人の家」「人の」と同じく、人の住むといふ程の意で、而も軽く添へたまでの語、單に「さうし」と云ふも同じ。◎落ち残りたる女房。逃げ残つてゐる女房。◎おはしまし殿。清涼殿。

へて、暫時の間に、いかにも道心のあらう人は、そのまゝ、佛道修行の首途ともなつて終ひさうに感ずる。中宮は入目を忍んで、野宮殿の傍へ御到着遊ばした。宣房大納言の次男季房の宰相だけが、御宿直に伺候した。

廿五日の曙には、武士どもが充滿して、主上が親しく御身近く召し使はれた人々の家々へ押入り押入りして、それ等の者共をば捕縛し行く有様は、獄卒とかいふものが顯はれて、亡者を苛責するのであるかと思はれて、甚だ恐しい。萬里小路大納言宣房、侍從中納言公明、

◎近き御づし。座側に置いてある御厨子。◎くづれいづる。ドヤ／＼とこぼれるやうに立ち出る様をいふ。枕草紙に、「足音どもしてくづれ出づるを。」◎めもあやなり。普通は見る眼もキラ／＼と輝く程美しい意にいふのであるが、愛は單に眩惑するといふだけの意。人が多く亂れ出るので見る眼もめまぐるしいといふ意。

◎錦の几帳。綾織物や二重織物などの帷を掛けてある几帳。◎いつかれ。貴び大切にされる。◎あたり／＼かきはらひ。皇后宮の御座所の近邊にある調度を取り除け。◎ふみしだき。踏み碎き。◎ひとりともらず。一人も残つてゐない。◎續松。和名抄に、「松明云々、今按、松明者今之續松乎。」と見え、また義解に、「松明者は松之有脂者也。」としてある如く、松明はもと松の秀の脂の多くあるものをいひ、その秀を續ぎたして焼くので續松と云うたのである。然るに後世は續松を直に松明と云ひ習はしたのであらう。「ついまつ」は續松の音便、「たいまつ」は松の音便。◎細殿。廊下。和名抄に、「殿下外屋也。」◎まかげさして。目の上に手を翳して。「まかげ」は目の上に手をのせること、長門本平家物語、「下部どもまかげをさして見けるが。」「さし」も翳す意。◎けうとく。氣味よく、うとましい意、また恐しく氣味のわるい意。◎世はうきものにこそ。現世といふものはつらいものである。「こそ」の次に「あれ」を略してある。此句の上に、

別當實世、平宰相成棟等
を、同時に六波羅へ引
きつれて行つた。このや
うな事柄を見るにつけ、
一層魂も消え失せ、捕縛
されずにとり残されて居
る人も、自然自分の心か
ら皆姿を掻き消して隠れ
ゆくので、主人のない家
ばかりが多くある。

【通釋】

坂本では行幸をお待ち申
上げて居られたに、反對
に南の方へ御出でになつ
たから、其趣を僧徒に聞
かれるならば悪くあるで

あらう、また何れにして
も、空上の眞實の行在所
をば、無造作に武家へ知
らせまいといふ計略であ
つたらうか、花山院大納
言師賢を比叡山へ遣はし
て、内々主上の御滞在遊
ばす體に取扱つて、かの
尊雲尊澄兩法親王が指圖
をなされなされして、六
波羅の武士どもの圍みも
もお防ぎなさる。その日
は大納言師賢も大塔の前
座主も共に、立派な武士
の姿に装はれます。まづ
尊雲法親王は、卯花絨の
鎧に鐵形の兜を御着けに
なり、大矢を背負うて居
られる。妙法院の尊澄法
親王は、座禪の御衣の下

「かゝるさまを見は」といふ意の語を補うて解く。◎心あらむ人。道心のあらむ
人。◎修行の門出になりぬべく。佛道修行の出發となつて終ひさうに。◎とりも
てゆくさま。捕縛して行く様子。◎獄卒とかやの。獄卒とかいふものが。獄卒と
は、地獄の内に在つて種々の畏るべき形を現じ、種々の資道具を以て、罪人を殘
害するもの、俗に鬼といふものは是である。◎萬里小路大納言宣房。權中納言藤
房の父。◎侍從中納言公明。從二位實仲の子。◎別當實世。太政大臣公實の子。
◎平宰相成棟。權中納言平惟輔の子。◎一度に。同時に。◎肝心もうせて。肝魂
も消え失せて。◎心と皆かきけち。我が心から、皆姿の見えぬやうにくらまして。
「かきけつ」は掻き消す意、遂に見えなくなるをいふ。◎ぬしたき家。主人の居ら
ぬ家。

坂本には、行幸をまち聞え給ひけるに、引きたがへ、南さまへ
おはしましぬれば、その由衆徒に聞かれなばあしかりぬべし、
又とまれかくまれ、まことのおはしまし所を、さうなく武家へ
知らせじのたばかりにやありけむ、花山院の大納言師賢を山へ

つかはして、しのびて御門のおはしますよしにもてないて、か
の兩法親王事行ひ給ひつゝ、六波羅のつはものどものかこみを
も防がせ給ふ。その日は、大納言も大塔の前座主の宮も、うるは
しき武士姿ウツスガにいてたゞせ給ふ。卯の花ちどしの鎧に鐵形の兜た
てまつりて、大矢おひてぞおはする。妙法院の宮は、すゞしの御
衣の下に、萌黃の御腹巻とかや着たまへり。大納言は、からの香
染の薄物の狩衣に、けちえんに赤き腹巻をすかして、さすがに蒔
繪の細太刀をぞはさ給ひける。六波羅より御門こゝにおはしま
すと心えて、武士ども多く参りかこむ。山法師もたゞかひなどし
て、海東とかやいふつはもの討たれにけり。事のはじめに東う
せぬる、めてたしなどぞいふめる。かゝれども、御門笠置におは
しますよし、程なくさこえぬれば、謀はかりられはかりにけりとて、山の